

昭和三十三年六月十五日印行

# 人口問題研究

第 72 号

昭和33年5月刊行

貸出用

## 調査研究

結婚年齢別にみた差別妊娠力の統計的分析	篠崎信男	1
Demographic Influence の理論とその日本における適用について	浜英彦	18
青年期人口の地域的分析(4)	館稔・上田正夫・浜英彦	31

## 資料

人口問題審議会の潜在失業対策に関する決議並びに附属参考資料	47
-------------------------------	----

## 統計

人口に関する主要指標——推定人口——事業所統計調査結果——人口動態	65
-----------------------------------	----

## 雑報

昭和33年度調査研究項目の決定	87
-----------------	----

厚生省人口問題研究所

## 調査研究

### 結婚年齢別にみた差別妊娠力の統計的分析

篠 崎 信 男

#### 序

妊娠力の研究において、今まで出産力ということで色々の研究がなされて來たが、これには途中で死流産したものは含まれていない。勿論、今まで自然死流産した数は出生した数に比較すれば少く、妊娠数の中 3.7%\* に過ぎないが、現在では人工妊娠中絶もかなり行われており、これを加えれば相当の数になることが明らかとなつた。即ち優生保護法による合法的な人工妊娠中絶は昭和29年114万件あり昭和30年は117万件、昭和31年は115万件、昭和32年でも112万件を突破している。従つて單に生れ出でた子供数のみにて出産力というものを評価することが出来得ない現状となつたのである。

此處に妊娠数というものを根底にして、その推移状態を研究しなければならないという必要性が生じた。そこで、色々の妊娠数の出し方が妻の年令別、或は出産間隔別に計算されて來たが、これを分析する場合に同一条件の夫婦のみについて行つたものが少い。例えはある群の夫婦数若干例をとつて色々と集計して、結果表を作つても、これらの夫婦は結婚した年令も大巾に開いており、まして夫婦の婚姻持続期間は更にまちまちである。出来るだけ条件を揃えた上で妊娠のあり方、その推移を分析することが妊娠力の研究に不可欠となつたのである。このために本稿で分析したいと思っている資料\*\*は昭和15年に結婚した夫婦の中、妻の初婚年令が20才、21才、22才、23才、24才、25才のものに限つて選択し、更に結婚生活10年間を持続した夫婦だけを取ることにした。この結婚年令20才から25才までとつたのは、結婚年令の差によつて如何程の差が妊娠力に示されるかということを吟味する必要があつたからである。夫の年令は問わないことにした。これは常に生殖能力があるという生物学的な原則に基いたもので、夫婦が同居していれば1年間には必ず妊娠機会はあり得るという前提に立つている。然し不妊手術したという夫婦は別でこれは本資料には入つていない。

従つて昭和15年に結婚した各妻の年令の夫婦の数は下記の通りで、計910組についての研究である。

研究対象夫婦

妻の結婚年令	都市生活者	郡部生活者	計
20才	21組	90組	111組
21才	34〃	135〃	169〃
22才	25〃	144〃	169〃
23才	44〃	128〃	172〃
24才	39〃	121〃	160〃
25才	35〃	94〃	129〃
計	198〃	712〃	910〃

註\* 描書「日本人の性生活」参照。

註\*\* 昭和25年以後に研究所で調査した資料5万票の中から条件に合うものだけを抽出したもので県は青森、秋田、山形、茨城、栃木、千葉、東京、神奈川、石川、愛知、岡山、広島、香川、佐賀の諸県である。

(I) 妻の初婚年令別、産児調節実行不実行別、  
市郡別、妊娠回数別の分布

20才から25才までに結婚した妻を10年間の婚姻持続期間に妊娠した回数別、産児調節実行不実行別、市郡別に見ると第1表の如くである。

第1表 初婚年令別、妊娠回数別、産児調節実行不実行別、市郡別の夫婦数

妊娠数	都市生活者							市郡生活者						
	実行者							不実行者						
	20才	21才	22才	23才	24才	25才	計	20才	21才	22才	23才	24才	25才	計
0	—	—	—	—	—	—	0	—	—	—	1	3	1	5
1	—	—	—	—	—	—	0	1	1	—	—	—	3	5
2	1	—	1	4	1	—	7	1	7	2	6	2	1	19
3	5	5	4	5	5	4	28	6	7	4	11	7	7	42
4	—	2	3	7	5	7	24	4	7	6	7	9	8	41
5	1	3	1	1	1	1	8	—	1	3	2	5	2	13
6	2	—	1	—	1	—	4	—	1	—	—	—	1	2
7	—	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—	—	—	0
計	9	10	10	17	13	12	71	12	24	15	27	26	23	127
平均妊娠数	3.77	3.8	3.7	3.29	3.69	3.75	3.63	3.08	3.12	3.66	3.07	3.30	3.21	3.22

妊娠数	都部生							活者						
	実行者							不実行者						
	20才	21才	22才	23才	24才	25才	計	20才	21才	22才	23才	24才	25才	計
0	—	—	—	—	—	—	0	1	3	4	7	4	6	25
1	—	—	1	2	—	—	3	1	3	7	9	4	2	26
2	2	3	3	1	2	1	12	15	12	13	22	13	10	85
3	5	6	8	6	4	5	34	28	35	37	26	34	20	180
4	5	9	6	6	8	6	40	17	42	41	30	28	26	184
5	2	4	5	3	5	4	23	11	17	15	13	16	11	83
6	—	—	—	—	—	—	0	2	—	3	3	3	3	14
7	—	—	—	—	—	—	0	1	1	1	—	—	—	3
計	14	22	23	18	19	16	112	76	113	121	110	102	78	600
平均妊娠数	3.5	3.63	3.47	3.38	4.84	3.81	3.60	3.38	3.46	3.37	3.04	3.45	3.32	3.32

第1表によると何れも妊娠3回4回のところにモードがあり平均妊娠回数は都市生活者が実行者が3.63、不実行者が3.22であり、郡部生活者の実行者は3.6、不実行者は3.32で市郡何れを問わず実行者群と不実行者群との差は明らかに確実である。

然し実行者群の間での都市と郡部、不実行者群の間での都市と郡部の差は有意でない。

即ち 都市実行 group を A ( $3.63 \pm 0.11$ )

郡部実行 group を A' ( $3.60 \pm 0.12$ )

都市不実行 group を B ( $3.22 \pm 0.11$ )

郡部不実行 group を B' ( $3.32 \pm 0.05$ )

とすると、A, A' > B, B' で代表値は明らかに有意の差を示している。

つまり  $M_A, M'_A \sim M_B, M_B$  は夫々の標準誤差の2倍より3倍の範囲内にある。然し A と A', B と B' との差は1倍以下で統計的に差は有意でない。

従つて10年間の妊娠状況は市郡別の差よりも、受胎調節に対する実行不実行者群に差があり、又斯る差があればこそ、受胎調節に対する反応が異つて示され実行するものと実行しないものとに分れたと言つてよいであろう。実行不実行 group をそこで各年令別に検討して見ることにする。先

つ最初に市郡別に見て年令 group 間に差があるかどうかを統計的に分析して見ると第2表の如くである。

第2表 各初婚年令別に見た市郡間の差

初婚年令群	n	都市生活者 $M \pm m$	n	郡部生活者 $M' \pm m'$	代表値の比較 $\frac{M-M'}{\sqrt{m^2+m'^2}} = D$	差の有無
20才群	21	3.3809 ± 0.254	90	3.4 ± 0.123	D < 1	差なし
21才群	34	3.3235 ± 0.189	135	3.5111 ± 0.097	D < 1	差なし
△ 22才群	25	3.6 ± 0.11	144	3.375 ± 0.105	D = 1.4 < 2	(やや差あり)
23才群	44	3.1591 ± 0.15	128	3.0937 ± 0.124	D < 1	差なし
24才群	39	3.4358 ± 0.214	121	3.4545 ± 0.116	D < 1	差なし
25才群	35	3.4 ± 0.206	94	3.4042 ± 0.141	D < 1	差なし

これに依ると22才 group を除いては差がないことが分る。また22才 group といえども確実な差ではなく、やや差がある程度のもので、これから見ると市郡間の差は各年令別に見ても確実な差が見られない。つまり年令別に一様であるということである。従つて少くとも20才から25才までの初婚年令を持つ夫婦の10年間の差というものは都市郡部とも変化が見られず、市郡間の差別妊娠力は10年以上の婚姻持続期間か又は20才未満25才以上の初婚年令を持つ夫婦によつてのみ差がつけられるもので10年間では少くとも差がつけられないということである。

さて次に実行不実行 group 間に差があることが明らかにされたが、かかる差を作つた原因は初婚年令別に見て何才 group にあるかを第3表に見ることとする。

第3表 各初婚年令別に見た実行不実行間の差

初婚年令群	n	受胎調節実行者	n	受胎調節不実行者	代表値の比較 $\frac{M-M'}{\sqrt{m^2+m'^2}} = D$	差の有無
20才群	23	3.6087 ± 0.236	88	3.3409 ± 0.125	D = 1	差なし
△ 21才群	32	3.6875 ± 0.162	137	3.4234 ± 0.099	D = 1.4 < 2	(やや差あり)
22才群	33	3.4848 ± 0.177	136	3.3897 ± 0.108	D < 1	差なし
△ 23才群	35	3.3428 ± 0.175	137	3.0510 ± 0.117	D = 1.4 < 2	(やや差あり)
○ 24才群	32	3.875 ± 0.18	128	3.3437 ± 0.117	D = 2.5 < 3	(差あり)
○ 25才群	28	3.7857 ± 0.146	101	3.2970 ± 0.142	D = 2.4 < 3	(差あり)

これによると、かなり年令別に変化が見られる。すなわち、20才 group 22才 group では差がないにも拘らず21才23才 group ではやや差を示し、24才25才 group では確実に其処に差が示された。つまり実行不実行 group 間の差を作つたものは24才25才 group 間の差が第一原因で次が21才23才 group 間の差が第二原因として考えられ、20才21才 group はこれに無関係であることが分るということは、高年令層において結婚したものが斯る差を著しくつけたということで、つまり10年間に産み過ぎて困つているものが産児調節に追い込まれているということでもあろう。初婚年令の若いものは未だ年令的な余裕もあろうが；やや遅れた晩婚傾向のものは年令から言つても、肉体的に妊娠の恐怖を強く感ずるといつてもよい。

## (II) 妻の初婚年令による10年間の妊娠力の差について

次に問題になることは初婚年令によって果して10年間に差別妊娠力があるかということである。つまり20才で結婚したものと25才で結婚したものの間には10年間に妊娠力に差が見えるのであろうかという分析である。

最初に都市郡部・実行不実行 group を問わず一緒にして、年令別に見た誤差計算をすることにする。

第4表 初婚年令群別の比較 (「ゾジツク」は統計学的誤差計算による有意を示すものである。以下同じ)

初婚年令	N	平均妊娠数 (M±m)	21才	22才	23才	24才	25才
20才群	111	3.39639±0.111	なし	なし	ややあり	なし	なし
21才群	169	3.47332±0.087	—	なし	あり	なし	なし
22才群	169	3.40828±0.094	なし	—	ややあり	なし	なし
23才群	172	3.11046±0.1	あり	ややあり	—	あり	ややあり
24才群	160	3.45±0.102	なし	なし	あり	—	なし
25才群	129	3.4031±0.117	なし	なし	ややあり	なし	—

第5表 各年令間の差の程度

年令	$D = \frac{M-M'}{\sqrt{m^2+m'^2}}$	0~1 なし	1~2 ややあり	2~3 あり
20才と21才	0.5	×	—	—
20才と22才	0.08	#	—	—
20才と23才	1.91	—	△	—
20才と24才	0.3	×	—	—
20才と25才	0.04	#	—	—
21才と22才	0.38	×	—	—
21才と23才	2.7	—	—	○
21才と24才	0.17	×	—	—
21才と25才	0.48	×	—	—
22才と23才	1.69	—	△	—
22才と24才	0.23	×	—	—
22才と25才	0.03	#	—	—
23才と24才	2.4	—	—	○
23才と25才	1.9	—	△	—
24才と25才	0.3	×	—	—

第6表 各年令群の産児調節実行状況

年令	夫婦数	実行夫婦数	割合
20才群	111	23	20.7%
21才群	169	32	18.9
22才群	169	33	19.5
23才群	172	35	20.3
24才群	160	32	20.0
25才群	129	27	20.9

第4、第5表に依ると、23才group が特に妊娠数が低く、これと他の年令groupとの差が一

番問題となる。他の年令 group 間には差が存在しないことを統計は示した。従つて年令 group 間の差は23才群との比較によつて分析することにしたいが、ここで産児調節の実行率を見る必要がある。第6表にこれを示すと21才群が実行率が低く25才群が高いが、百分比の誤差計算をすると此等実行率の差は有意でない。従つて産児調節の影響は少いと見てよいであろう。

次にこの年令群間の差というものが市郡別によつてつけられたものか、実行不実行 group 別によつてつけられたものかどうかを検討することにする。

第7表 都市、郡部、実行者、不実行者、別に見た各年令と23才群との差  $(\frac{M-M'(23\text{歳})}{\sqrt{m^2+m'^2(23\text{歳})}}=D)$

年 群 令	都 市 生 活 者	郡 部 生 活 者	産 児 調 節 実 行 者	産 児 調 節 不 実 行 者
20才との差	0.7 な し	1.8 ややあり	0.9 な し	1.7 ややあり
21才との差	0.7 な し	2.7 あ り	1.4 ややあり	2.4 あ り
22才との差	2.4 あ り	1.7 ややあり	0.4 な し	2.1 あ り
24才との差	1.1 ややあり	2.1 あ り	2.1 あ り	1.7 ややあり
25才との差	0.9 な し	1.7 ややあり	2.0 あ り	1.3 ややあり

これによると、20才群と23才群とがやや差があるのは都市生活者の差ではなく郡部生活者のためにつけられたものであり、又産児調節実行者間の差ではなく、不実行者の間にある差で作られたものであることが分る。

又21才群との差があるのはこれも郡部生活者においてであり、産児調節不実行者に特に差があるためである。ところが22才群との差は、寧ろ都市生活者に責任があり、実行不実行別ではやはり不実行者に差がある。24才群に行くと郡部生活者に特に差が見えるが、実行別に見ると今度は実行者の間の差が特に大である。25才群との比較でも同様の傾向が見え、郡部生活者と産児調節実行者の間の差の方が大きい。

さてこう見て來ると各年令群と23才群との差は、若い年令群では（郡部+不実行者）の責任型であり22才群が若干移行的中間で（都市+不実行者）を示すが、高年令群では（郡部+実行者）という型に差異を示していることが分る。

特に23才群と有意の差を示したのは21才群と24才群である。何故、かかる差が生じたのか、戦争による影響であろうか、それを次に確めることにする。第8表に誤差計算を示す。

第8表 23才群と21, 24才群との戦前戦後の差  $(\frac{M-M'}{\sqrt{m^2+m'^2}})$

年 令 群	戦 前	戦 後
21才群との差	1.9 ややあり	1.5 ややあり
24才群との差	2.1 あ り	1.1 ややあり

これによると、21才群との差は戦前、戦後に確実の差を見出しえないが、誤差係数からいうと戦前における差の方が戦後における差よりも大きいことが分る。従つて21才群との有意の差は10年における総合の差であるが比重関係は戦前に重いといい得る。ところが24才群との差は確実に戦前においてつけられた差であり、戦後における差はそれに比して軽い。以上の統計分析によると差というものは戦前に大きかつたということが出来よう。しかば戦前に大きかつた差は都市生活者によつてつけられたものか、それとも郡部生活者によつてつけられたものかを確めよう。

第9表 戦前における都市、郡部別の妊娠数の比較  
——23才群と21才、24才群との差——

	23才群の都市生活者		23才群の郡部生活者		都市生活者 の 差	郡部生活者 の 差
	夫婦数	M ± m	夫婦数	M ± m		
	43	1.5349 ± 0.116	127	1.4094 ± 0.08		
21才群	34	1.7353 ± 0.12	135	1.6074 ± 0.062	1.2 ややあり	0.9 なし
24才群	38	1.5 ± 0.116	119	1.6723 ± 0.068	0.2 なし	2.5 あり

第9表によると、戦前における23才群と21才群の差は、都市と郡部とに別けると、殆んど確実な有意の差を示すものがない。ただ都市生活者の方に若干の差があるというだけである。従つて21才群との差は第8表に見る通り、特に戦前、戦後、市郡を通じて総合されたものが有意の差を示したという外はないが、24才群との差は、戦前において、郡部生活者によつてつけられたものであることがはつきりしている。

### (Ⅲ) 同棲期間別出産間隔別にみた年令群の差について

次に婚姻持続期間は10年間をとつたが、果してそれが妊娠可能期間であつたかどうかを再検討する必要がある。若し此処に差があるとすれば、表面的には10年間であつても実際の夫婦生活期間によつて、その妊娠機会は異なる誤である。かかる差を分析して見る。

先づ社会的要因による期間減と、生物学的要因による期間減を別けて見ると、社会的要因としては、戦争による応召、疎開及び経済生活の圧迫から来る出生抑制つまり産児調節等が考えられる。従つて、今此等の要因による期間を除いたものを戦前、戦後に別けると第10表の如くになる。この表で注意しなければならないのは、終戦時が昭和20年8月15日であるが、この日付で切ると、婚姻持続期間が5年間宛にならない夫婦もあるので、昭和20年度を終戦年次として、各夫婦によつて、5年間になるように計算したものである。例えば昭和15年の3月に結婚したものは、昭和20年3月を以て戦前とし、昭和20年3月から昭和25年3月を以て戦後とするという方法で調整した。

第10表 戦前後における各初婚年令別の一夫婦当たりの同棲期間

初婚年令	都 市 生 活 者			郡 部 生 活 者			計		
	夫婦数	戦 前	戦 後	夫婦数	戦 前	戦 後	夫婦数	戦 前	戦 後
20才	21	4年—4月	4年—1月	90	3年—4月	4年—8月	111	4年—0月	4年—6月
21才	34	4 — 2	4 — 10	135	3 — 9	4 — 9	169	3 — 10	4 — 10
22才	25	3 — 11	4 — 1	144	4 — 5	4 — 9	169	3 — 10	4 — 6
23才	44	3 — 7	4 — 6	128	4 — 5	4 — 9	172	4 — 2	4 — 8
24才	39	3 — 7	4 — 6	121	3 — 10	3 — 5	160	3 — 9	3 — 8
25才	35	3 — 6	4 — 2	94	3 — 10	4 — 10	129	3 — 8	4 — 7
計	198	3 — 10	4 — 5	712	3 — 11	4 — 6	910	3 — 10	4 — 6

本表によると、戦前が一般に戦後より同棲期間は少い。ただ20才群の都市生活者と24才群の郡部生活者のみが若干戦前の方が高く、また24才群が総計してやや戦前の同棲期間が長いだけである。つまり妊娠機会の問題で、此処に差があれば妊娠数に差が生じても意味がない、そこで第4表の年令群の差と対比して考えると、20才群が23才群より妊娠数が多いにも拘らず、同棲期間は8年6カ

月で23才群の8年10カ月より少い。従つて社会的要因によつて差がつけられたものではない。同様に21才群、22才群、24才群、25才群と23才群の差も、何れも23才群の方が同棲期間は長いにもかかわらず、妊娠数は逆に少いのである。以上の事実から23才群との差は同棲期間の長短が原因でないことが分る。

次に市郡間の差を第2表と対比して見ると、22才群の若干の差は郡部生活者が9年2カ月で都市生活者の8年より1年2カ月も多い事実より、社会的要因によるものと言わざるを得ない。

また第7表によつて分析した20才群と23才群の差は郡部生活者の妊娠数の差によつたものであるが、郡部生活者の同棲期間も前記の如く23才群が9年2カ月で20才群の8年2カ月より多いのである。21才群との差も郡部生活者の妊娠数に差があつたためであるが、同棲期間は21才群は8年6カ月で短い。22才群との差は都市生活者によつて作られたものであつたが、これも22才群の都市生活者は8年で23才群の都市生活者8年1カ月に比較すれば寧ろ少い。24才群の郡部生活者との差も同棲期間は7年3カ月で23才群の郡部生活者に比すれば、遙に少いのである。25才群との差を作つた郡部生活者についても同様のことが言える。然し第8表等によつて見る通り23才群と最もはつきりした、差を持つた21才、24才群は戦前の方に多くの差を持つていることが判明したが、これを同棲期間別に見ると、21才群では戦前の同棲期間3年10カ月に対し23才群は4年2カ月で、寧ろ21才群の方が小さい。また、24才群の戦前も3年9カ月で小さく以上のことから、この差別妊娠力は社会的要因による攪乱作用に有意な原因を見つけ難いのである。強いて言えば21才群の戦後の同棲期間が2カ月23才群のものより長いというだけであるが、これによる確実な差は戦後におけるものは程度が低い。従つて戦争及び産児調節の期間といふものが同棲期間に影響を及ぼし、そのために各初婚年令群の間に差別妊娠力を及ぼしたとは考えられないのである。また第9表によつて確実な差を示した23才群と24才群の戦前における郡部生活者の同棲期間も23才群の4年5カ月に対し、3年10カ月で短かく、此処に今まで検討されて来た差別妊娠力は社会的要因によるものでないことが益々はつきりして来たのである。

次に生物学的な要因に伴う同棲期間の影響を検討して見るが、此処では妊娠に伴う、不妊期の除去という意味で考えたものである。つまり一度妊娠すれば9カ月間は再妊娠せず、出産後1カ月は妊娠の機会はないという基準によつて、以上の社会的影響による期間削減より、更にこれを除去し、眞に妊娠機会のあつた期間だけに再計算して見たもので、これを第11表に掲げることにする。

第11表 戦前戦後における各初婚年令別一夫婦当たりの同棲妊娠可能期間

初婚年令	都市生活者			郡部生活者			計		
	夫婦数	戦前	戦後	夫婦数	戦前	戦後	夫婦数	戦前	戦後
20才	21	3年—2月	2年—10月	90	3年—9月	4年—7月	111	3年—8月	4年—3月
21才	34	3—0	3—9	135	2—6	2—3	169	2—7	3—6
22才	25	2—8	2—10	144	2—7	3—6	169	2—7	3—5
23才	44	2—4	3—5	128	3—3	3—7	172	3—0	3—6
24才	39	2—5	3—5	121	2—6	2—3	160	2—6	2—6
25才	35	2—3	2—11	94	2—7	3—9	129	2—6	3—6
計	198	2—7	3—3	712	2—9	3—5	910	2—11	3—5

これに依ると20才群の都市生活者と21才群、24才群の郡部生活者を除いて一般には戦後の方に妊娠可能期間が多い。前述の如く差別妊娠力の原因を再び本表によつて追究すると、市郡間の差のあ

つた22才群では都市の妊娠可能期間は5年6カ月で郡部の6年1カ月より短い。従つてむしろ郡部の方が妊娠可能期間は多いのであるから、妊娠可能期間が短かいから妊娠数が小さかつたとは言えない。

次に各年令群と23才群との差を妊娠可能期間の大小から比較して見よう。20才群との差は妊娠可能期間7年11カ月に対して23才群は6年6カ月で短い、従つてこれは20才群に妊娠機会が多いと言える。そこでこの差つまり算術平均値の比較は第5表に見る通り1.9でやや差があることが示されたが、この一端の原因は妊娠可能期間にあるということが出来るであろう。他の年令群との比較は何れも他の年令群の妊娠可能期間が23才群の6年6カ月より少いのであるから問題にならない。特に確実に差のあつた21才、24才群は何れも6年1カ月、5年という期間で前者は平均5カ月、後者は平均1年6カ月も短いにも拘らず妊娠数は多いのであるから、妊娠を得る期間の大小に原因があるとは考えられないである。またこれを都市生活者、郡部生活者に別けて差のあつたものについて見ると（第7表参照）20才との郡部における小差は23才群の郡部の6年10カ月に対し8年4カ月であるから、これは原因となり得る。次に21才群の郡部は4年9カ月で小さく、22才群の郡部は6年1カ月、また都市の差は23才群が5年9カ月に対して22才群の都市は5年6カ月で、何れも小さい。24才群の都市は5年10カ月でやや意味があるが、確実に差のあつた郡部では4年9カ月で遙に小さく、25才群の郡部の差は6年4カ月でこれも小さい。従つて第7表によつて示された都市、郡部別の差のあつたものについての妊娠可能期間の長短から見た意義は、20才群と、24才群の都市生活者のみに意味があり、あとはかかる期間に無関係であることを示した。特に確実に有意の差を示した21才及び24才の郡部生活者、22才の都市生活者については完全に妊娠可能期間の大小が原因となつてゐるのではないことが明らかとなつた。

次に有意の差を示した21才、24才群の戦前、戦後における差について見ると（第8表参照）23才群の戦前は3年、戦後は3年6カ月に対し21才群の戦前は2年7カ月、戦後は3年6カ月、24才群の戦前は2年6カ月、戦後も2年6カ月で、何れも23才群の戦前戦後より大きくなない。21才群の戦後ののみが同期間であるが、あとは小さい。特に24才群の戦前において確実の差を示しているものについては逆に短いのであるから、これも無関係である。更にかかる戦前における差を市郡別に分析した第9表における差についてこの妊娠可能期間を比較すると、やや差のあつた21才群の戦前の都市については、23才群の2年4カ月よりも大きく2年8カ月で、これは若干かかる期間に関係があることを示したが、確実な差を示した24才群の戦前の郡部生活者との比較は、23才群の戦前郡部の3年3カ月に対して24才群のそれは2年6カ月という遙に小さな期間で、これは完全に妊娠可能期間の大小に無関係であることを示している。

次に出産速度を比較して見よう。勿論これは妊娠数の多いもの程出産間隔というものは短くなるのであるが、出産順位別に見た場合そこに若干の起伏があるかということなのである。各年令群の比較を結婚から第1子、第1子から第2子と順次にその差の度合を示すと実行者については第12表、不実行者については第13表の如くである。

これによると、実行者では結婚より第1子までは24才群と22才、23才両群との間に有意の差が見られ、何れも24才群の方が短い。第1子から第2子では、25才群と20才、21才、22才、24才に確実の差が見られ、何れも25才群の方が速度が早いのである。また、23才群と20才、21才、22才にも有意差が見られ、23才群が速度が早い。第2子より第3子では25才群と21才、22才、23才、24才に有意差があつて、これも25才群が短いのである。第3子より第4子では25才群は21才、22才、23才より逆に長いが、第4子と第5子の間隔に行くと20才、21才、24才より短かくなつてゐる。従つて各

第12表 各年令群間の出産間隔の有意差(実行者)  $\frac{Mx \sim My}{\sqrt{m^2x + m^2y}} = D$

年令群 妊娠順位		21才	22才	23才	24才	25才
第一子	結婚20才	0.9	0.87	0.45	0.46	0.44
	21才		0.96	0.50	0.52	0.48
	22才			0.46	1.46	0.45
	23才				1.02	0.0
	24才					0.97
第二子	20才	0.0	0.38	1.17	0.33	2.12
	21才		0.46	1.43	0.39	3.26
	22才			1.66	0.0	2.75
	23才				1.43	0.95
	24才					2.31
第三子	20才	0.94	0.87	0.32	0.58	0.62
	21才		0.0	0.77	0.34	1.84
	22才			0.68	0.31	1.65
	23才				0.34	1.12
	24才					1.33
第四子	20才	0.55	1.47	0.56	0.27	0.56
	21才		1.07	0.0	0.32	1.36
	22才			1.12	1.37	2.55
	23才				0.33	1.41
	24才					0.98
第五子	20才	0.16	2.32	2.75	1.29	2.17
	21才		1.49	1.56	0.79	1.53
	22才			0.0	1.31	0.20
	23才				1.81	0.23
	24才					1.32

第13表 各年令群間の出産間隔の有意差(不実行者)  $\frac{Mx \sim My}{\sqrt{m^2x + m^2y}} = D$

年令群 妊娠順位		21才	22才	23才	24才	25才
第一子	結婚20才	0.67	1.86	2.14	1.44	0.60
	21才		1.22	1.59	2.12	1.19
	22才			0.50	3.23	2.24
	23才				3.31	0.25
	24才					0.0
第二子	20才	0.0	0.47	1.34	1.52	0.90
	21才		0.52	1.45	1.69	0.97
	22才			1.79	1.01	0.45
	23才				2.84	2.13
	24才					0.48

第二子	20 才	0.0	0.0	0.96	0.0	1.00
	21 才		0.0	1.00	0.0	1.05
	22 才			1.04	0.0	1.09
	23 才				1.02	2.05
	24 才					1.07
第三子	20 才	0.53	1.44	0.0	1.00	1.38
	21 才		1.30	0.76	0.70	1.20
	22 才			1.92	0.60	0.0
	23 才				1.38	1.77
	24 才					0.56
第四子	20 才	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	21 才		0.0	0.41	0.45	0.79
	22 才			0.38	0.41	0.73
	23 才				0.88	1.16
	24 才					0.42

年令群別にこれを要約すると、20才と21才とは実行者では出産間隔に差がない。つまり同様な妊娠の速度であると言える。20才と22才では第3子までは差がないが第4子に行くと20才が長くなり、第5子に行くと更に長くなっている。すなわち先え行く程、20才群の方が出産速度を鈍らせている。次に20才と23才の比較では、第2子に差を開き、第5子に到つて確実に差をつけている。24才群とでは第5子に到つて差をつけ、25才群とでは第2子、第5子で確実の差をつけている。従つて20才の実行者は、他の年令群の実行者に比して出産間隔を延長するのに成功していると言える。次に21才と22才では、第3子までは差がないが第4、第5子で差を作り速度を鈍らせている。23才とでは第2、第5子で差をつけ長びかせている。然し24才とでは差がない。25才とでは第2、第3子で長いが、第4子では逆に短かく第5子で再び長びかせたという実状である。

22才と23才の出産速度は第2子では長いが、第4子で短かくなる。24才とでは、第1子までがやや長いだけで、第4、第5子に到ると逆に短かくなっている。

22才と25才では第2、第3子と長いが第4子に行つて逆に短かい。

次に23才と24才では第1子までは23才が長いが、第4、第5子に行くと逆に24才の方が長い。

23才と25才では第3子は長いが第4子が逆に短い。最後に24才と25才の差では、第2、第3、第5子と何れも24才の方が長く引き延ばしている。大体において実行者は若年令層の方が上手な出産間隔の延長を実現させているといつてよからう。

同様に第13表によつて不実行者の出産間隔の実状を見ると、20才と21才とでは実行者と同様に出産間隔に差がない。22才とでは第1第4子に有意差があるが、これは何れも、20才の方が短い、23才と比較すると、第1、第2子において、何れも短かく、その後の出産間隔において平行している。24才とでは、第1、第2子と引き延ばしたが、第4子では逆に小さく示され、25才とは第3子、に長く第4子で再び短かい。次に21才群と22才群に目を向けると、第1子と第4子は有意差が見えるが、何れも21才群が短かく、23才群でも第1、第2、第3子と有意差を示すものは何れも短かい。24才群の比較に行くと逆に第1子に確実に長く第2子も長いがその後は差がなく、25才群とでは第1、第3子で長いが第4子では短かくなっている。また22才群と23才群を比較すると、これは第2第3子で短かつたものが第4子に到つて逆に長くなり、24才群とでは第1、第2子で22才群の方が

長いが後半の妊娠では差がなくなっている。25才群とでは第1子に確実に長く、第3子も長い。次に23才群と24才群とを眺めると、第1、第2、第3子と何れも23才群が長いが、第4子に到つて逆転した。25才群との差も丁度これと同様に第2、第3子と確実に長かつた出産間隔が第4、第5子に到つてその長さが逆転している。24群才と25才群は、第3子に有意差が見えるだけであるが、これは24才の方がやや長い。従つて不実行者については若年令層の方が一般に出産間隔が狭く、また、前半の妊娠で長くても後半の妊娠で短かくなっているものが多い。

以上を各年令群の順位に要約して見ると次の如き一覧表が出来る。

#### Ⓐ 実 行 者 群

結 婚～第1子 (22才=23才) > (24才)  
 // (20才=21才=25才) //

第1子～第2子 (22才=24才=21才=20才) > (23才=25才)

第2子～第3子 (21才=22才=23才=24才) > (25才)  
 // (20才) //

第3子～第4子 (25才) > (21才=23才)  
 // (20才=24才) // > 22才

第4子～第5子 (20才) > (24才) > (22才=23才=25才)  
 // (21才) //

#### Ⓑ 不 実 行 群

結 婚～第1子 (23才=22才) > (21才=20才) > (25才=24才)

第1子～第2子 (23才) > (20才=21才=22才) > (24才)  
 // (25才) //

第2子～第3子 (23才) > (21才=22才=24才) > (25才)  
 // (20才) //

第3子～第4子 (22才=25才) > (20才=23才)  
 // (24才) // // (21才) //

第4子～第5子 // (25才) > (23才) //  
 (20才=21才=22才=24才)

従つてこれを次の如く評価して見ることにする。つまり各年令間に差のない時は0、有意の差があれば1、確実の差なれば2として出産間隔について比較して見ると

#### 実 行 者 群

結婚～第1子	～第2子	～第3子	～第4子	～第5子	計
20才 > 21才 [ 0	0	0	0	0 ] = 0	
20才 > 22才 [ 0	0	0	+1	+2 ] = 3	
20才 > 23才 [ 0	+1	0	0	+2 ] = 3	
20才 > 24才 [ 0	0	0	0	+1 ] = 1	
20才 > 25才 [ 0	+2	0	0	+2 ] = 4	
21才 > 22才 [ 0	0	0	+1	+1 ] = 2	
21才 > 23才 [ 0	+1	0	0	+1 ] = 2	
21才 > 24才 [ 0	0	0	0	0 ] = 0	
21才 > 25才 [ 0	+2	+1	-1	+1 ] = 3	
22才 > 23才 [ 0	+1	0	-1	0 ] = 0	
22才 > 24才 [ +1	0	0	-1	-1 ] = -1	

22才 > 25才	[ 0	+2	+1	-2	0 ] = 1
23才 > 24才	[ +1	-1	0	0	-1 ] = -1
23才 > 25才	[ 0	0	+1	-1	0 ] = 0
24才 > 25才	] 0	+2	+1	0	+1 ] = 4

従つて実行者群では前述の如く若年令層の方が一般に出産速度は遅く、特に受胎調節を実行し始めたと思われる第4子以後が最も著しい。この中で総括して早いと思われるものは24才群に対する22才、23才群だけである。次に不実行者群について見ると。

不実行者群					
結婚～第1子	～第2子	～第3子	～第4子	～第5子	
20才 > 21才	[ 0	0	0	0	0 ] = 0
20才 > 22才	[ -1	0	0	-1	0 ] = -2
20才 > 23才	[ -2	-1	0	0	0 ] = -3
20才 > 24才	[ +1	+1	0	-1	0 ] = 1
20才 > 25才	[ 0	0	+1	-1	0 ] = 0
21才 > 22才	[ -1	0	0	-1	0 ] = -2
21才 > 23才	[ -1	-1	-1	0	0 ] = -3
21才 > 24才	[ +2	+1	0	0	0 ] = 3
21才 > 25才	[ +1	0	+1	-1	0 ] = 1
22才 > 23才	[ 0	-1	-1	+1	0 ] = -1
22才 > 24才	[ +2	+1	0	0	0 ] = 3
22才 > 25才	[ +2	0	+1	0	0 ] = 3
23才 > 24才	[ +2	+2	+1	-1	0 ] = 4
23才 > 25才	[ 0	+2	+2	-1	-1 ] = 2
24才 > 25才	[ 0	0	+1	0	0 ] = 1

不実行者群では若年令層の方が出産速度が早まっている。実行者と不実行者と比較して気のつくことは実行者は結婚から第1子までは余り差がなく、第4子から差がつき始めているに反し、不実行者の方は結婚から第1子の時に既に色々と差を出し後半の第4子から第5子に到つては余り差を示さないという事実である。従つて実行者 group は計 [+2, +10, +4, -4, +9] の変化に対し不実行者 group は [+5, +4, +4, -6, -1] の変化で、何れも若年令の方が第1, 第2, 第3子までは出産期間が長いが、第4子において短かくなり、第5子では実行者において再び若年令層の方が伸び、不実行者では短かくなる傾向にあると言える。さて妊娠数に確実の差のあつた23才群と21才、24才との出産間隔の状態を見ると、実行者では何れも23才群の方が短い。ということは妊娠数が寧ろ多くなるということであるが21才群はこれを不実行者の方が打消している。すなわち不実行者ではつまり -3 を示し、はるかに23才の方が長いからである。これは前述した妊娠数の分析と一致する。次に24才群との比較では実行者では返つて出産間隔が短かく、不実行者では長い。つまり実行者では前述の分析と一見矛盾するようであるが、出産間隔であるために、浪産の問題が此処で再び検討されねばならない。つまり自然死流産や人工流産が多ければ、出産間隔とは別に妊娠回数が多くなるからであり、此等の浪産率に有意の差があれば、そのために起り得る可能性があるからである。

#### (IV) 自然死流産、人工妊娠中絶の差による差別妊娠力

一般に妊娠してそれが出産にまで行けば10ヶ月というものは再妊娠しない期間と考えることが出

来る。然し若し、これが何等かの理由で途中で妊娠状態が打切られれば、それだけ再妊娠しない期間は縮小せざるを得ない。特に戦後は人工妊娠中絶が相当あり、この人工妊娠中絶は再びすぐ再妊娠の機会を与え易いという点から考えると、この自然死流産や人工妊娠中絶が多いということが全体の妊娠数を高めるという原因にもなり得る。換言すれば1年に1回妊娠してそれが正常分娩に結果すれば一般には1年1回の妊娠ということになるが、若し途中で流産すれば2回、3回ということがあり得る。従つて総妊娠中に如何程の人工妊娠中絶または自然死流産があつたかということの比較によつて差別妊娠力を検討する必要がある。

初婚年令別、市郡別に自然死流産及び人工妊娠中絶の合計の総妊娠に対する百分比を示すと第14表の如くである。

第14表 初婚年令別、市郡別に見た人工妊娠中絶と自然死流産の合計の総妊娠に対する百分比及び誤差

年 令	都 郊 别	総 妊 娠	浪 产 数	浪 产 率 (%)	百 分 比 誤 差
20才 群	都 市	71	4	5.6	2.5
	郡 部	306	13	4.2	1.1
	計	377	17	4.5	1.1
21才 群	都 市	113	11	9.7	2.8
	郡 部	472	29	6.1	1.1
	計	585	40	6.8	1.0
22才 群	都 市	92	6	6.5	2.5
	郡 部	488	34	7.0	1.0
	計	580	40	6.9	1.0
23才 群	都 市	139	9	6.5	2.1
	郡 部	395	16	4.1	1.0
	計	534	25	4.7	0.9
24才 群	都 市	134	10	7.5	2.3
	郡 部	415	28	6.7	1.2
	計	549	38	6.9	1.1
25才 群	都 市	119	11	9.2	2.6
	郡 部	320	17	5.3	1.2
	計	439	28	6.4	1.2
総 計	都 市	668	51	7.6	1.0
	郡 部	2396	137	5.7	0.4
	計	3064	188	6.1	0.4

以上によると最低23才群の郡部生活者の4.1%より最高21才群の都市生活者の9.7%まであるがこの浪産率が有意の差であるかどうかを次の第15表によつて確めることにする。

これによると都市生活者では20才群と21才群の間の若干の有意の差を除けば凡て他の年令群同志の間には有意の差は認められない。然し郡部生活者には若干の差が見られる。即ち22才群と23才群の差を始めとして、20才群と21才群、22才群、24才群には若干の有意差があり、21才群と23才群、22才群と25才群、23才群と24才群の間にも同様に若干の有意差が認められた。然し確実と思われる差

第15表 各初婚年令群別、市郡別の浪産率の比較

年 令 群	都 市 生 活 者	郡 部 生 活 者	計
	百分比の差 $\sqrt{mA^2 + mB^2}$	百分比の差 $\sqrt{mA^2 + mB^2}$	百分比の差 $\sqrt{mA^2 + mB^2}$
20才群と21才群の差	1.1 ややあり	1.2 ややあり	1.5 ややあり
20才群と22才群の差	0.2 なし	1.7 ややあり	1.6 ややあり
20才群と23才群の差	0.3 なし	0.0 なし	0.1 なし
20才群と24才群の差	0.5 なし	1.5 ややあり	1.6 ややあり
20才群と25才群の差	0.9 なし	0.7 なし	1.2 ややあり
21才群と22才群の差	0.8 なし	0.6 なし	0.0 なし
21才群と23才群の差	0.9 なし	1.3 ややあり	1.5 ややあり
21才群と24才群の差	0.6 なし	0.4 なし	0.0 なし
21才群と25才群の差	0.1 なし	0.5 なし	0.3 なし
22才群と23才群の差	0.0 なし	1.9 ややあり	1.6 ややあり
22才群と24才群の差	0.3 なし	0.2 なし	0.0 なし
22才群と25才群の差	0.7 なし	1.0 ややあり	0.3 なし
23才群と24才群の差	0.3 なし	1.6 ややあり	1.6 ややあり
23才群と25才群の差	0.8 なし	0.7 なし	1.1 ややあり
24才群と25才群の差	0.5 なし	0.8 なし	0.3 なし

第16表 市郡別、戦前戦後別浪産率の各年齢群の差  $(\frac{\text{百分比の差}}{\sqrt{m_1^2 + m_2^2}})$ 

年 令 群	都 市		郡 部		計	
	戦 前	戦 後	戦 前	戦 後	戦 前	戦 後
20 才 群 と の 差	21 才	0.8 1.1	0.1 1.3	0.5 1.5		
	22	0.3 0.1	0.9 1.4	0.9 1.5		
	23	0.0 0.4	0.9 0.4	0.8 0.7		
	24	0.7 0.6	0.9 1.3	0.9 1.6		
	25	1.7 0.2	0.3 0.5	1.3 0.4		
21 才 群 と の 差	22 才	0.5 0.7	0.8 0.0	0.5 0.3		
	23	1.0 0.5	1.1 0.1	1.4 0.9		
	24	0.8 0.3	0.9 0.0	0.4 0.0		
	25	1.0 1.1	0.3 0.8	1.0 1.2		
22 才 群 と の 差	23 才	0.4 0.3	1.9 1.0	1.9 0.6		
	24	0.2 0.5	0.0 0.1	0.0 0.2		
	25	1.5 0.4	0.5 0.9	0.5 0.8		
23 才 群 と の 差	24 才	0.2 0.2	1.9 0.9	1.8 0.8		
	25	1.9 0.7	1.2 0.1	2.2 0.3		
24 才 群 と の 差	25 才	1.9 1.2	0.5 0.7	0.6 0.7		

は存在しないのである。次に第2表の22才群の市郡別の差を浪産率の誤差計算から見ると、この若干の差は有意の差を持つておらない。従つてこれは自然死流産や人工妊娠中絶の多寡によつて作られたものではない。次に23才群と他の年令群の差については20才群との間は浪産率に差がないが、21才、22才、24才、25才の4群との差については、若干浪産率に差がある。従つてかかる差をもたらした原因の中には若干、自然死流産や人工妊娠中絶の数も確実的な要因ではないにしても影響を与えていることは間違いない。更に若干でも有意の差を示した各年令群について、かかる差が戦前戦後何れに比重が大きかつたかを見ると第16表の如くである。

これによると、確実に差を示したものは、23才群と25才群の戦前における浪産率の差である。また若干有意の差を示したものは、20才群と21才群の戦後の都市生活者及び郡部の生活者で、従つて戦後において差が見えるということである。20才群と22才群は戦後に若干の差が示されたが、それは郡部生活者の戦後における有意の差によつてつけられたものであり、20才群と24才群の若干の有意差もこれと同様である。ところが、20才群と25才群の差は都市の戦前において若干の有意差がある。次に21才群と23才群は都市郡部を問はず戦前において差が見られ、21才群と25才群は戦前の都市生活者では25才群の方が大なる浪産率を持つているが、戦後はこの差が逆転し、21才群の方が浪産率が高い、つまりかかる有意差であつて、従つて第15表においては差を打ち消し合つて都市生活者としては差が見られなかつた訳である。次に22才群と23才群は郡部生活者に差があることは第15表の通りであるが、これも戦前において示された有意差の方が比重が大である。また22才群と25才群とは都市生活者の戦前において有意差が見られ、23才群と24才群は戦前の郡部生活者によつてつけられた有意差である。23才群と25才群は市郡何れも戦前に若干の有意差があり、総計すると確実差を示したことは前述の通りであるが、24才群と25才群は第15表によれば有意差を示さなかつたが、戦前戦後に分けると、都市生活者では戦前は25才群が浪産率が高く戦後では24才群が高く、合計すると打消されて差が示されなかつた訳で21才群と25才群との差と同様な状態である。此処で若干要約すると浪産率の有意差といふものは戦後よりも戦前における方が差があつたと言つてよかろう。また第4表、第5表に見られた20才群と23才群の差は浪産率には全然差がない、従つて浪産回数には無関係であり、21才群と23才群の差は郡部生活者の戦前に若干の関係が見られる。22才群と23才群との若干の差について若し浪産率の差が関係ありとすればそれは郡部生活者に見られた浪産率の差である。23才群と24才群については郡部生活者の戦前における浪産率の差が関係を持ち得るし、23才群と25才群の有意差は戦前における浪産率の差が確実にその原因となつてゐることが示された。

#### (V) 受胎調節の効果

色々の角度から有意差について分析を試みたのであるが、以上のことから考えると、略々確実視されることは各年令群間、10年間の差別妊娠力に差があるのは23才群と21才、24才群であり、受胎調節実行者、不実行者の間に有意差を示したものは21才、23才両群、確実差を示したものは、24才25才両群の高年令層である。このことは換言すれば、実行者が妊娠数が多いから受胎調節を行つたものであることが分る。次に都市、郡部内に有意差を示したものは22才群のみで他の年令群には見られない。然し都市、郡部、何れも受胎調節実行 group は不実行 group に比して、大なる有意義を持つてゐる。更に23才群と各年令群との差については、20才は郡部生活者及び受胎調節不実行 group で、21才では郡部生活者と、実行不実行両 group による差であり、22才は、市郡何れも大で不実行 group がつけたものである。24才とでは凡てが原因となつてゐる。25才は実行不実行両

group による差の外、郡部生活者の差も大きい。特に21才、24才との差については、何れも戦前の影響が重く、しかも21才は戦前の都市、24才是戦前の郡部に比重が大である。同棲期間の長短はその原因とならないが、浪産回数は郡部生活者に重く、しかも戦前の負担が持ち込まれている。では何故23才のみ低くなり得たのであろうか、此処に受胎調節の開始時期が問題となるのである。第17表によつて実行開始時期を見ると、戦前に既に実行している夫婦は妻の初婚年令23才、24才のものに多く、22才のものが之に次いでいる。

第17表 受胎調節実行開始時期

実行開始時期	20才			21才			22才			23才			24才			25才			総計
	都市	郡部	計																
昭和15年～19年 (戦前)	1	1	2	0	0	0	1	2	3	2	3	5	2	3	5	0	1	1	16
昭和20年	0	0	0	0	1	1	1	1	2	0	1	1	0	1	1	0	1	1	6
ノ 21年	0	0	0	1	1	2	0	1	1	0	0	0	1	0	1	1	1	2	6
ノ 22年	0	0	0	1	2	3	1	4	5	2	2	4	0	2	2	3	2	5	19
ノ 23年	4	3	7	1	4	5	2	7	9	2	5	7	2	3	5	4	5	9	42
ノ 24年	0	3	3	2	5	7	2	1	3	1	4	5	5	3	8	1	4	5	31
ノ 25年	4	5	9	3	5	8	2	4	6	4	1	5	4	3	7	1	1	2	37
時期不明	0	2	2	2	4	6	1	3	4	6	2	8	0	3	3	1	1	2	25
計	9	14	23	10	22	32	10	23	33	17	18	35	14	18	32	11	16	27	187

更にこれ等実行者の失敗妊娠の状態を見ると夫婦100に対して20才は13%、21才は15.6%、22才は18.2%、23才は14.3%、24才は31.3%、25才は48.1%の失敗率である。従つて23才が比較的に戦前から始めているものが多いにも拘らず、失敗率も高くなかつたということが、ある意味で妊娠回数を少くした原因の一つとも考えられる。24才、25才層はかなりの失敗率で一般に若年令層の方が受胎調節の実行においては成功を収めているともいえよう。

## (VII) 総括

以上の分析研究では決定的なことは言えないが、少くとも初婚年令別・婚姻持続期間10年を限つたものについては、若干の問題の焦点を把握することは出来たようだ。と同時に、これ等の妊娠傾向ということも理解出来るのではないかと考えている。今までの分析結果を要約すると次のことが言える。

20才、21才、22才、23才、24才、25才で昭和15年結婚した妻を持つ夫婦の昭和25年までの妊娠力について、夫々異った傾向と形態が見えたが、これ等の差別妊娠力の要因として、その比重の大なるものより列挙すると次の如きものであつた。

第1要因 戦前の妊娠力がかなり戦後まで影響を与えていた

第2要因 郡部生活者の妊娠力にかなりの変貌が見られる

第3要因 受胎調節不実行 group の妊娠力の差が大きい

第4要因 自然死流産や人工妊娠中絶による浪産が妊娠回数に影響を与えていた

第5要因 受胎調節実行者の実行開始期とその成功度合によって妊娠数に変化を与えていた

以上の5の要因が重要性を持つている。

更に戦争終止という社会変動が其処にあつたとしても本資料からの分析によれば結婚年令の延長が4, 5年位では其処に顕著な妊娠力の差というものは10年間では起り得ないということであろう。もし晚婚政策によつて過剰妊娠力を緩和を図るとなればもつと結婚年令を引き上げることによつて、妊娠可能期間を縮少するということによる効果を期待する以外にはない。少くとも女子の初婚年令が25才以下では大した差を期待することは出来ないであろう。従つて過剰妊娠力の調節は、受胎調節を健全なものにするか、または結婚年令を現在以上に更に大巾に上廻らせることによつて自然妊娠力の減少を期待するかの2つの方向しかないことを本研究の結果は示唆するものといえよう。いずれもきびしい人間的教養と訓練を必要とする途であるが、現在行き過ぎの觀ある人工妊娠中絶の流行を緩和する途はこれ以外にないといつてよい。

# Demographic Influence の理論と その日本における適用について

浜 英 彦

## 1. まえがき

人口分布を地図に表現するごく一般的な方法は人口密度図や dot-map であるが、しかしこれらの地図の表現は人口が地域的に「存在」するという事実だけをとりあげるものであり、その「存在」することによつてその地域外の他の地域の人口とどんな相対的関係をもつかということは何もありわざない。いま人口を単なる「存在」としてではなく、相互になんらかの影響を与えるようあるエネルギーをもつものであると考えたとすれば、その場合の考え方や実際の表現方法についてどんなことが可能であるかということが1つの問題となる。

人口集団があるエネルギーをもち、その周囲の人口に相互に影響を与えるということは人口学的な概念としてだけでなく、実際の経済的・社会的条件のなかでも考えられることであり、こうした人口の活動的な状態を人口学的な地図として表現することは少くとも「存在」としての人口分布の場合と同じ程度に意味のあることと思われる。しかしその実際の表現方法となるとなかなかむずかしく、ここではまず人口密度の場合と同様になるべく単純に物理的に表現することを考えてみる。

人口密度は人口分布を相対的に表現するもつとも普通の方法であり、目的にしたがつてこれに各種の意味を与えることはできるが、もともとその表現そのものは人口と面積とを直接対比したものであるから、表現の性格は全く物理的なものである。人口密度があまりボピュラーであるために、かえつてこの本来の物理的な性格があいまいにされる傾向にあるが、いま人口が影響を与えるエネルギーをもつということを考える場合にも、人口密度にならつて本来の物理的概念にもどつて表現することが考えられる。その場合人口密度における人口と面積のかわりに、人口と距離との関係がとられて  $N/d$  という表現になる。ここで  $N$  はある地域の人口、 $d$  は距離をあらわし、 $N/d$  は人口  $N$  が距離  $d$  において示す影響力をあらわすものとみる。この表現方法はアメリカの物理学者スチュワート (John Q. Stewart) が試みたものであり、 $N/d$  は Demographic Influence いわば人口学的影響力と称されたものである。<sup>\*</sup> その結果をあらわした図は物理学的概念にならえば人口のポテンシャル・マップ (map of potential of population) ということであるが、この表現方法は前述のように物理的にみれば人口と面積との相対的関係にかわつて人口と距離との相対的関係をとつたものにすぎず、それ故  $N/d$  は人口密度と全く同じ程度に物理的な1つの形式理論であり、それ以上でもそれ以下でもないといえる。したがつてこれから得られた結果についても、これにどんな実際的な意味を与えるかということになると、それは人口密度の場合と同様にまた別の仕事となる。もちろんこの表現方法が人口密度のそれとちがつてどんな基本的な性格や特徴をもつかといふ

\* John Q. Stewart : Empirical Mathematical Rules Concerning the Distribution and Equilibrium of Population. Geographical Review, Vol. 37, No. 3 (July 1947), pp. 461—485.

ことは一般論として比較できるが、そのまえに実際の計算結果についてとりあげてみる。

## 2. 日本における Demographic Influence

日本の各都道府県（以下各府県という）人口について、1920, 1935, 1950, 1955の各年における Demographic Influence を計算し（附表参照），この結果にもとづいて図化したのが第1—4図である。この計算にはまず各府県人口が他の各府県に与える影響力  $N/d$  をそれぞれ計算し、その結果各府県が他の地域からうけとる  $N/d$  の合計値をその府県に対する Demographic Influence とする。距離  $d$  は各府県庁所在地間の距離（単位キロ）をとる。また各府県が自己の地域内の人口からうける Demographic Influence も加えねばならないが、これは地域を円とした場合を考えて、円の中心に対する影響力を積分計算から出す。この値は  $2N/r$  ( $r$  は円の半径) となる。<sup>\*</sup> このようにして各府県に累積された Demographic Influence をその地域につくられた全ポテンシャルとみてその値が各府県庁の所在地にあるものとして大体の等値線をえがいたものが第1—4図のポテンシャル・マップである（等値線の間隔は5万）。

いま1955年（第4図）についてみれば、高いポテンシャルを示しているのは東京、大阪、名古屋、福岡を中心とする各地域で、とくに東京と大阪の周辺は急勾配でその外側の地域と急激な変化をみせている。これを各府県単位の値でみれば、附表にもみられるように東京の108万を最高とし、大阪の84万が2位であるが、以下は埼玉81万、神奈川74万、千葉64万で3, 4, 5位を東京周辺で占め、大阪周辺の地域は滋賀61万、奈良60万、兵庫59万、京都59万と接近した値で6—9位にある。愛知はそのあとで56万で10位となり、福岡になるとわずか39万ですつとさがつて23位である。このように上位を東京周辺が占めたり、愛知が10位、福岡が23位となつて各府県自体がもつ人口の大きさの順位と大きくなつてくることは人口が影響力をもつとされたことの結果であり、大きな人口がいくつか接近して存在し相互に大きな影響を与える地域では Demographic Influence が大きくなりポテンシャルも高くなるが、逆にある地域の人口がかなり大きくてそれが孤立しているものであればポテンシャルはあまり高くなりえない。名古屋、福岡はその例である。

1955年以外の第1—3図についても等値線の分布形態は全体的にみて大きな変化はないが、その分布密度は1920—1955年の間に大きな増加がみられ、東京と大阪の周辺における集中はとくにいちじるしい。また名古屋、福岡の高まりは1920年にまだみられず1935年になつてあらわれる。このような変化を比較するために、主要な地帯をつらねて断面図として示したのが第5図であり、さらにそれを東京を100とする指標によってあらわしたのが第6図である。

これによると指標では1920年の大阪は東京の100に対して92で大きな差を示さなかつたが、その後はひき続き低下して1955年には78である。大阪のもつポテンシャルは絶対値としては東京とともに

\* 人口  $N$  が半径  $r$  の円内に均等に分布するものとすれば任意の半径  $x$  ( $r > x > 0$ ) をもつ円内の人団  $n$  は

$$n = N \cdot \frac{x^2}{r^2}$$

$$\text{微分して } n' = \frac{N}{r^2} \cdot 2x$$

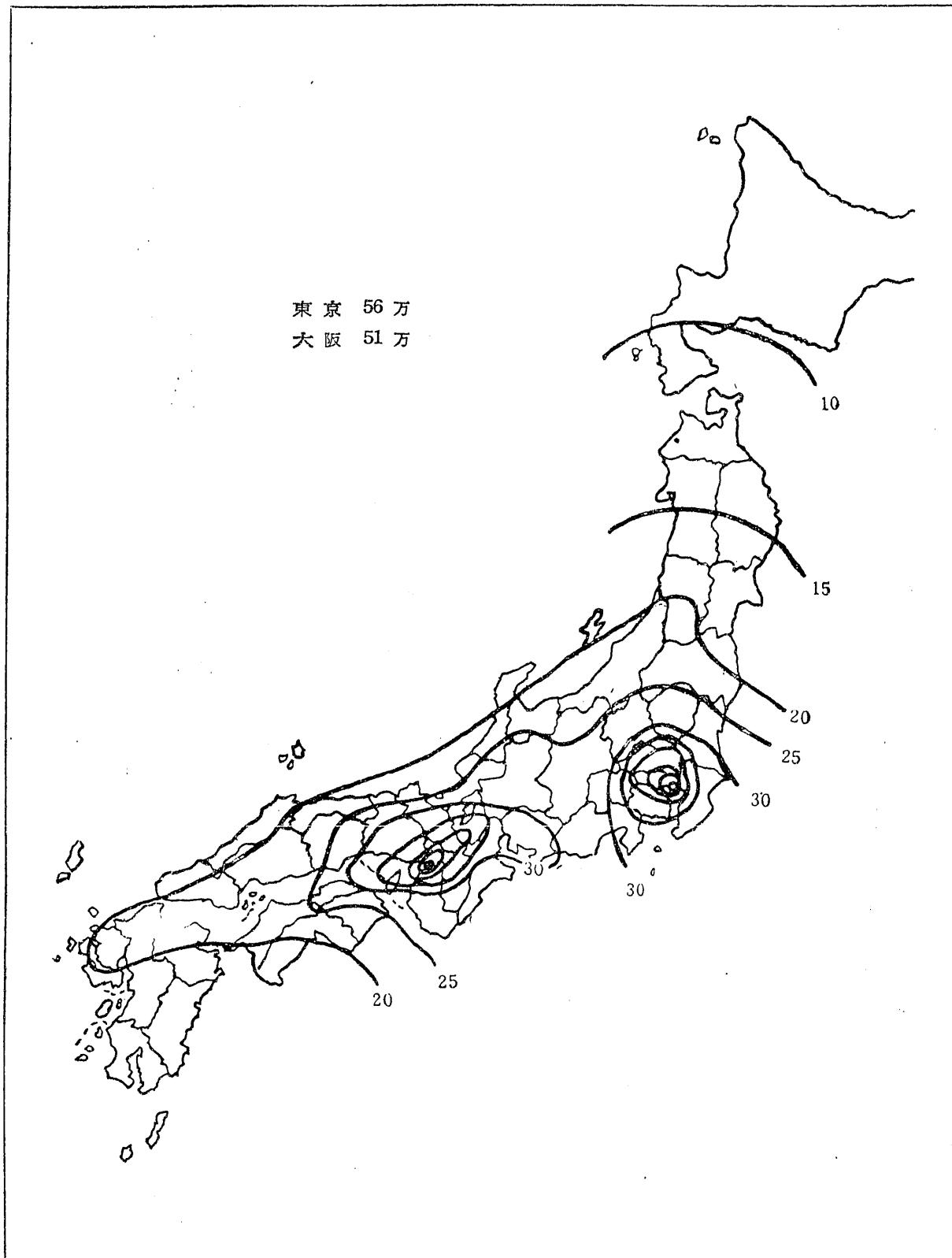
このとき円の中心に対する Demographic Influence は

$$\frac{N}{r^2} \cdot 2x \cdot \frac{1}{x}$$

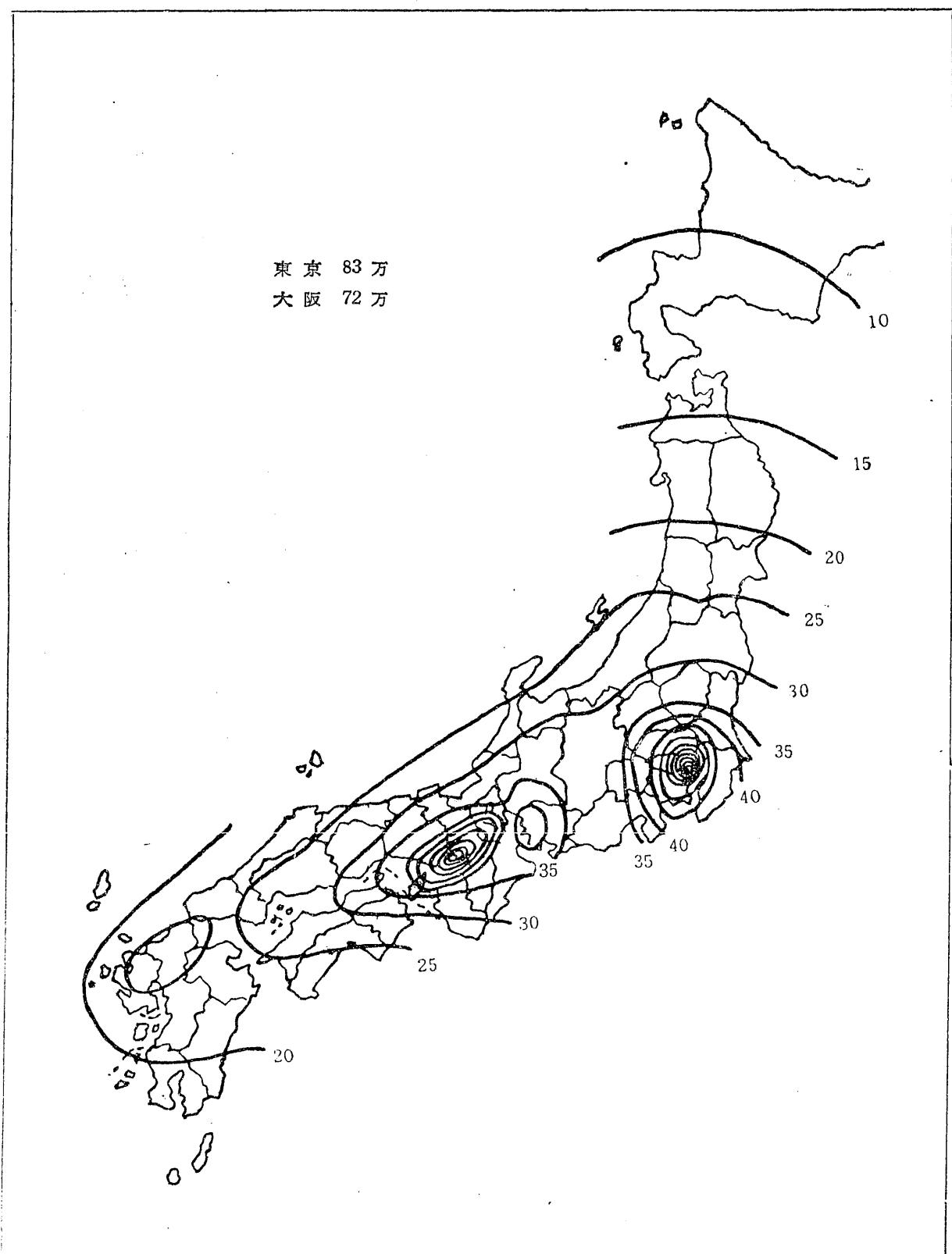
これを積分すれ

$$\int_0^r \frac{N}{r^2} \cdot 2x \cdot \frac{1}{x} dx = \left[ \frac{2N}{r^2} \cdot x \right]_0^r = \frac{2N}{r}$$

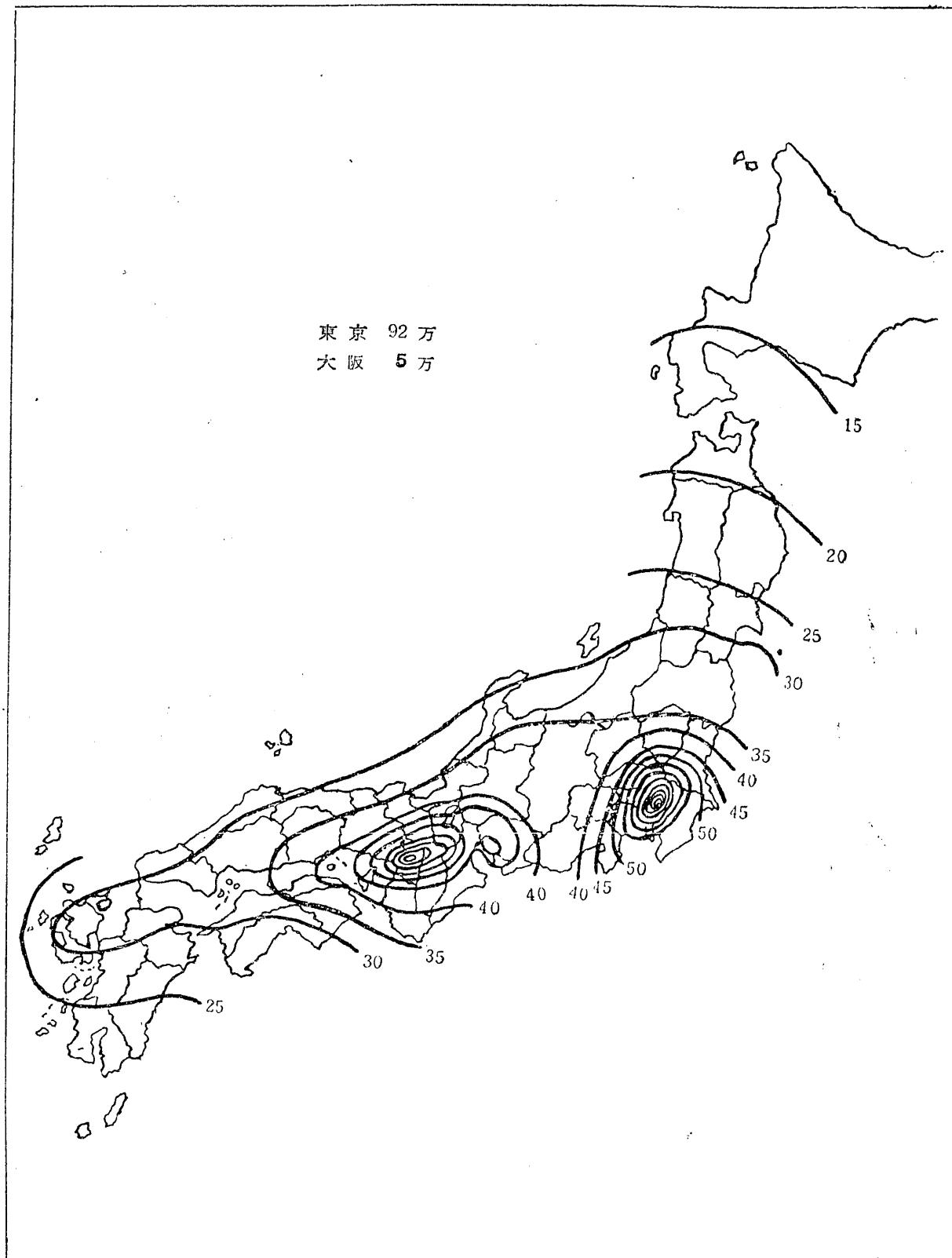
第1図 ポテンシャル・マップ -1920-



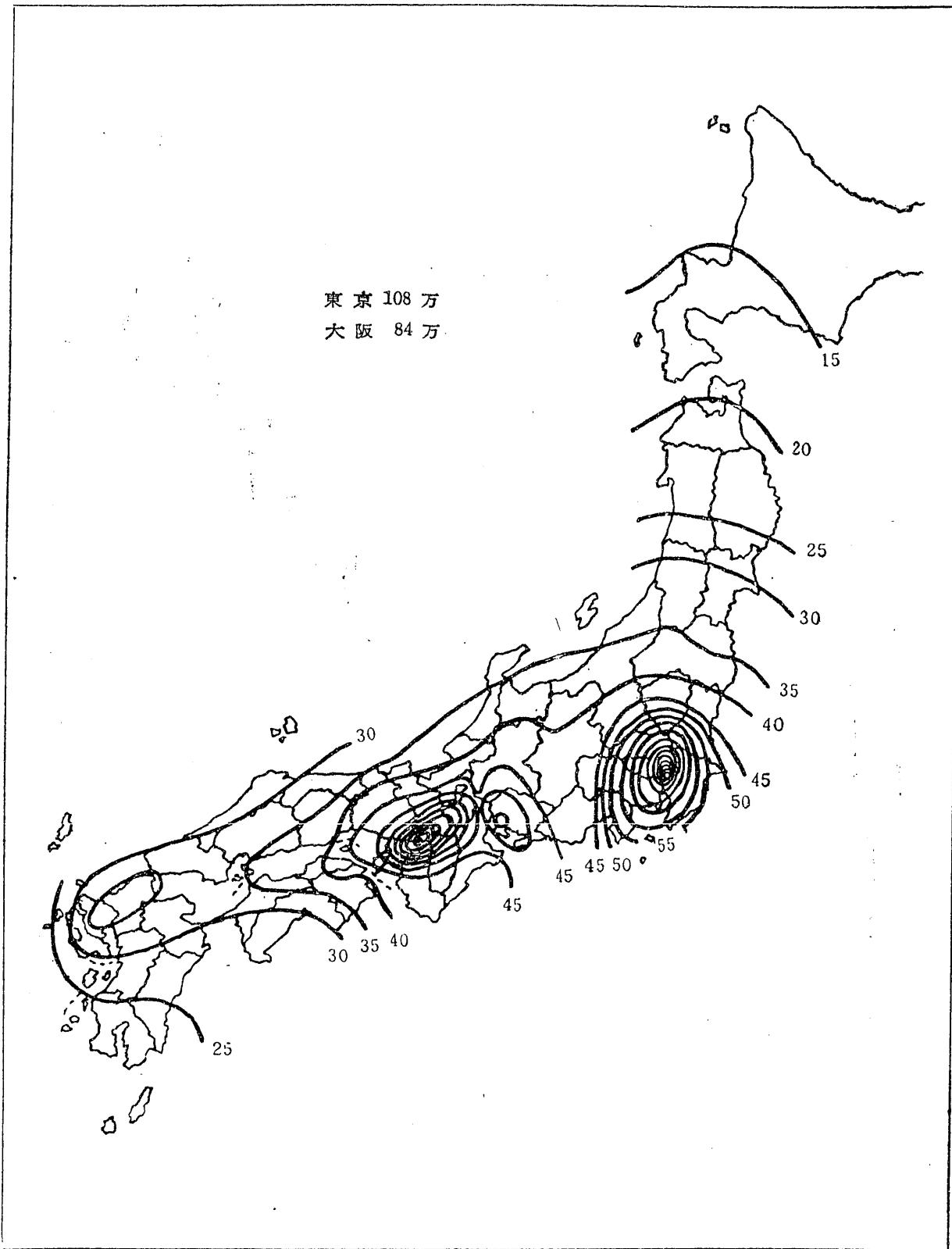
第2図 ポテンシャル・マップ —1935—



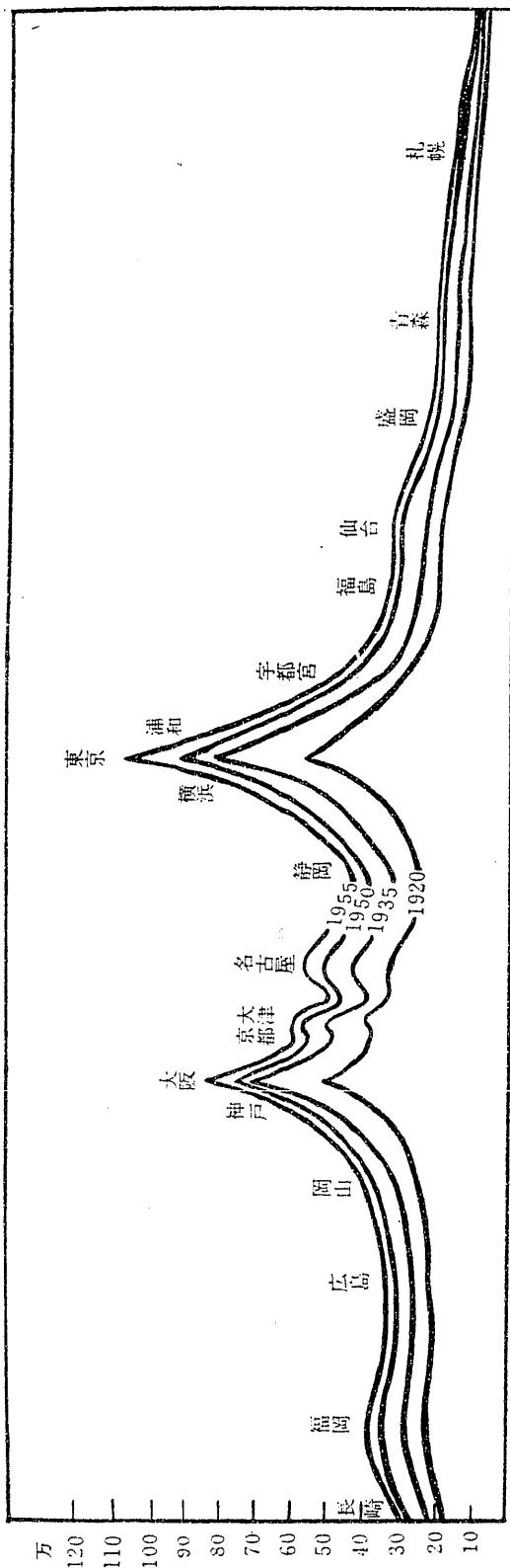
第3図 ポテンシャル・マップ -1950-



第4図 ポテッシャル・マップ —1955—



第5図 ポテンシャルのシナリオの断面図

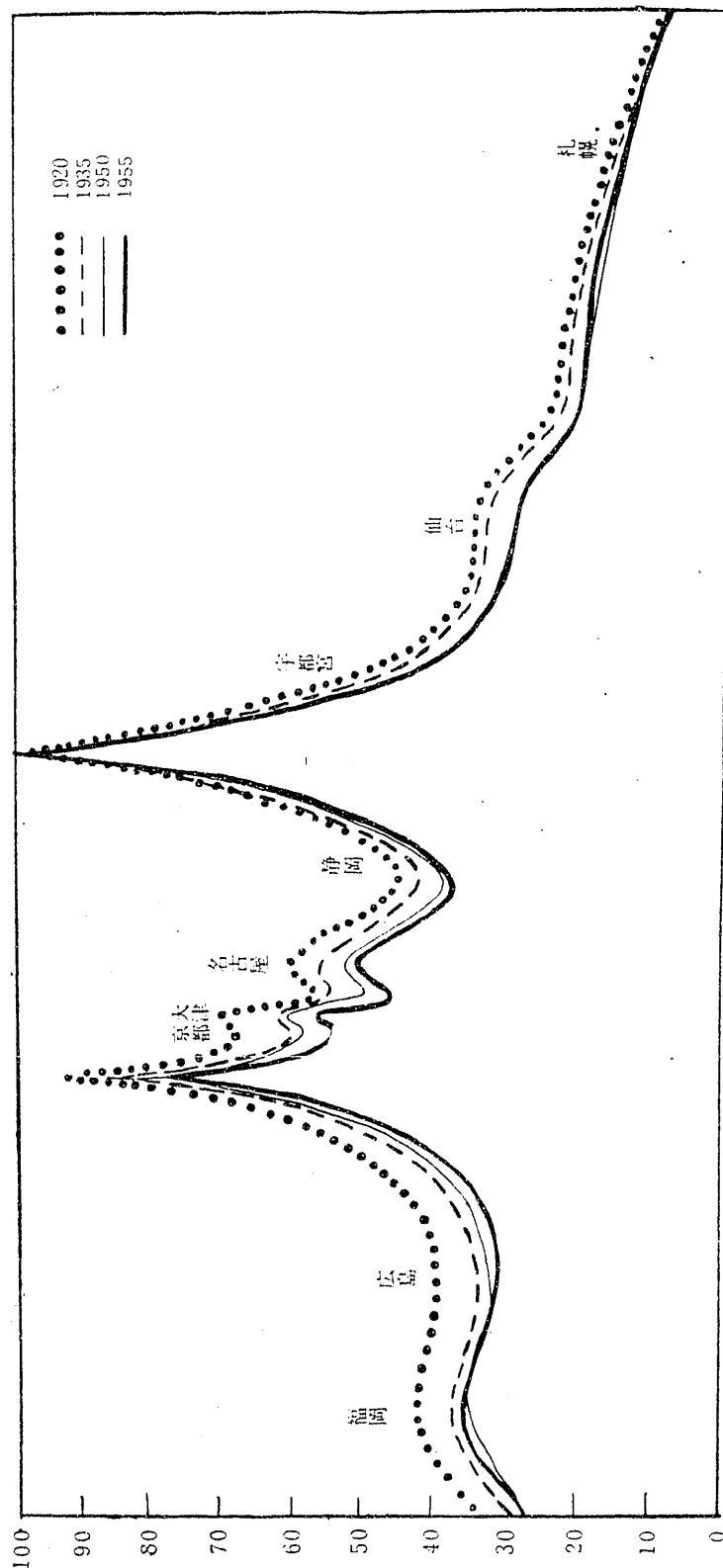


に大きく高められているが、その相対的地位はかなり低下していることになる。大阪に限らず他の各府県も1920年と1935年をくらべれば、その相対的地位はいずれもかなり低下しており、東京へますます集中的となるポテンシャルをあきらかにしている。しかしその後1950年はまだ戦時の人口分散の影響を残し、その位置は大体1920年と1935年の中間におちる。1955年になると再び集中と偏在の傾向を強めてほとんど1935年の線に一致していることがみられる。

年次的な変動の大勢は以上のようにあるが、さらにこまかい地域をとつてみるといくつかの特徴をあげることができると、たとえば第5図によつてみると、大津附近の小突起と仙台周辺の平坦面が特徴を示しており、これらはいずれも Demographic Influence という表現の結果であるとともにこの場合には府県単位測定の影響が入つている。大津は近接する京都からの影響力が大きく(1955年に12.9万)、一方京都は附表にみられるように自己の地域内からの影響力があまり強くなく(1955年に10.2万)大津に与えるそれよりも小さい。また仙台周辺についていえば、附表に示されるように宮城は山形・福島とともに接近したポテンシャルをあらわしてこの地域に平坦面をつくりつており、その分布形態の特徴はポテンシャル・マップにもあらわれている。

このように Demographic Influence のえがくポテンシャル・マップは人口密度図の結果とはかなりちがつてくることがあきらかであるが、この図の場合にその基礎となつてゐる人口Nが人口密度の場合の単なる「存在」にかわ

第6図 ポテンシャルの断面図——東京を100とする指數——



つてどんな基本的な性格を与えられたかということは一応注意する必要があろう。人口密度の場合は単位面積に対する人口として1つの平均値として考えられるが、人口を距離で割つた $N/d$ では、その Demographic Influence は距離に反比例するものとして考えられているから、この場合は人口を点としてではなくパイルとしてみることが便利である。スチュワートは人口集団を構成する1人1人を sand-pile citizen と想定して、このパイルの高さが距離とともに減少してこれが影響力を表現するものと考えている。したがつて集合体としての人口  $N$  もここではその高さに相応した人口学的なエネルギーをもつパイルとしてみることができよう。基本的なアプローチはこのように考えられるが、前述のように Demographic Influence そのものは人口相互間にはたらく影響力の地域的関係を1つの物理的な指標によつて測定してみたものにすぎない。そこでこの結果が1つの仮説的な基準としてとられるとき、実際の人口現象とどんな関連をもちうるか、またもちえないかについて、つぎに人口移動の場合をとりあげて検討してみる。

### 3. Demographic Influence と人口移動との関係

人口移動現象はおそらく Demographic Influence ともつとも直接的な関連をもつ人口現象と考えられるが、ここで比較のためにどういう範囲や方向についてこれをとるべきかはあきらかでない。そこで逆につぎのような3つの場合を考えて、おのおのの場合の Demographic Influence との関連を見る。

- (1) 各府県について転出者数と転入者数とを絶対値で合計して移動総量とし、人口に対するその比率をとつてこれを東京を100とする指数であらわす。
- (2) (1)の転出入総量にさらに各府県内の市町村間の転出入絶対数を加えて、これについて(1)と同様の指数を出す。
- (3) (2)の移動量にさらに府県間の通勤移動流出入絶対数を加えて、これについて(1)と同様の指数を出す。

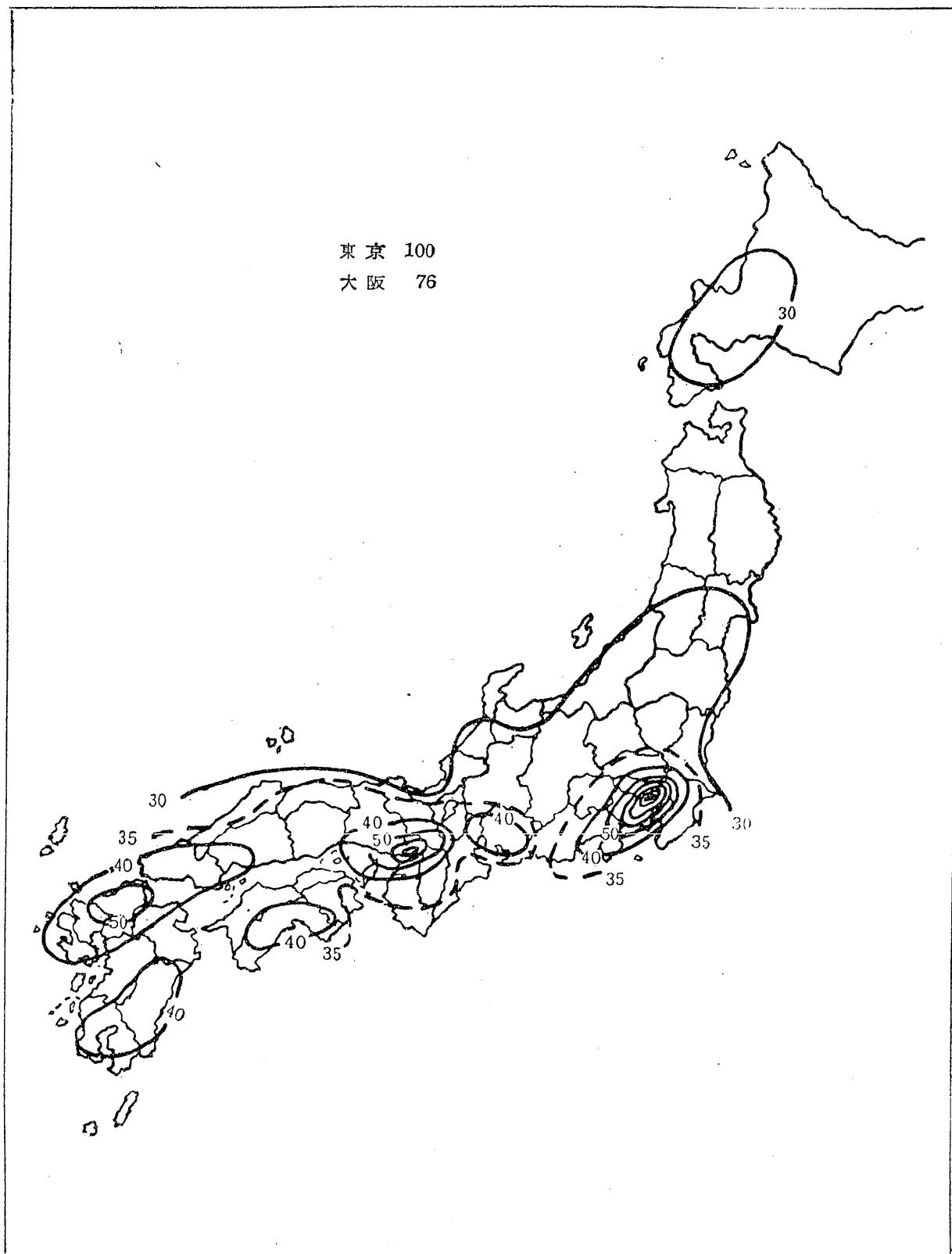
ここでは1955年によつて上述の3つの場合を計算したが、(2)の場合の分布図が第7図であり、第8図には3つの場合とポテンシャルとを断面図で比較した.\*

はじめに第8図をみると、いずれの場合にしても大体の傾向はポテンシャルのそれとかなり的一致を示していることがわかるが南北両端地域で大きな差をつくることが特徴的である。また浦和における差もいちじるしい。こまかい点についていえば、北海道において府県間の移動だけをとつた(1)の場合の指数は他の場合よりもはるかに小さく、府県内移動を含む(2)の場合にきわめて大きくなる。これは道内移動量が相対的に多いことを意味するが、これが(3)の場合に再び低下することは道内外を結ぶ通勤が少ないということになる。これに対して福岡・長崎地域では(1)・(2)はともにポテンシャルの傾向から大きくはなれ府県間移動・府県内移動がともに大きな地位を占め、府県間通勤だけが小さいことをあきらかにしている。この府県間通勤移動を加えた(3)の場合については東京および大阪の周辺で高くなつており、名古屋が逆に低下してポテンシャルの傾向からもつともはなれることも特徴的である。一方この(3)の条件でもつともポテンシャルに近づく浦和の場合は、これもつてもなおひらきが大きい。

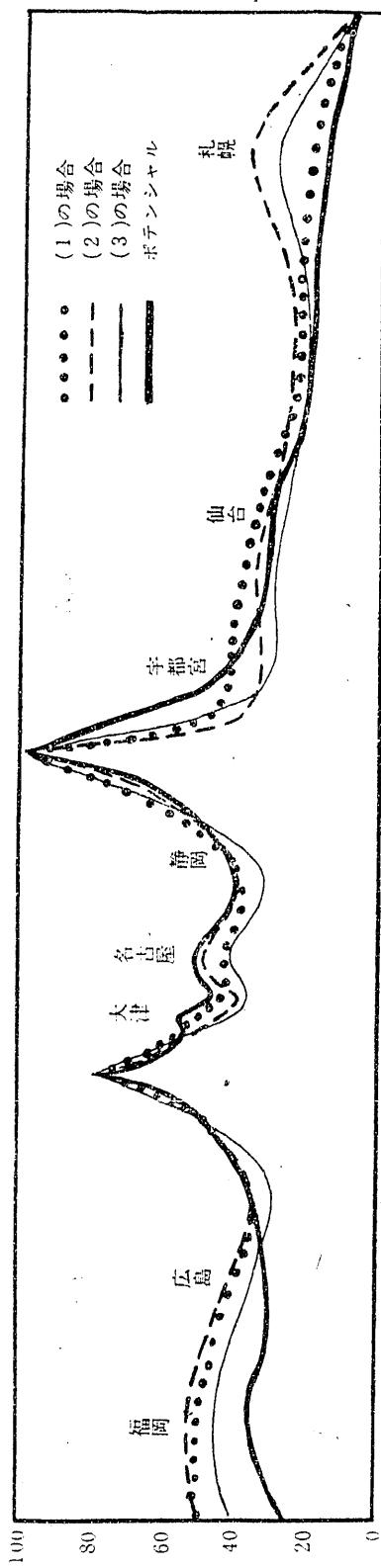
このようにポテンシャルの傾向を基準としてみると、これに対する3つの場合の関係は各地点

\* 人口移動の資料は総理府統計局「住民登録人口移動報告年報 昭和30年」(昭和31年6月刊), 通勤移動については総理府統計局「昭和30年国勢調査報告 第2巻 1%抽出集計結果 その2」P.71.

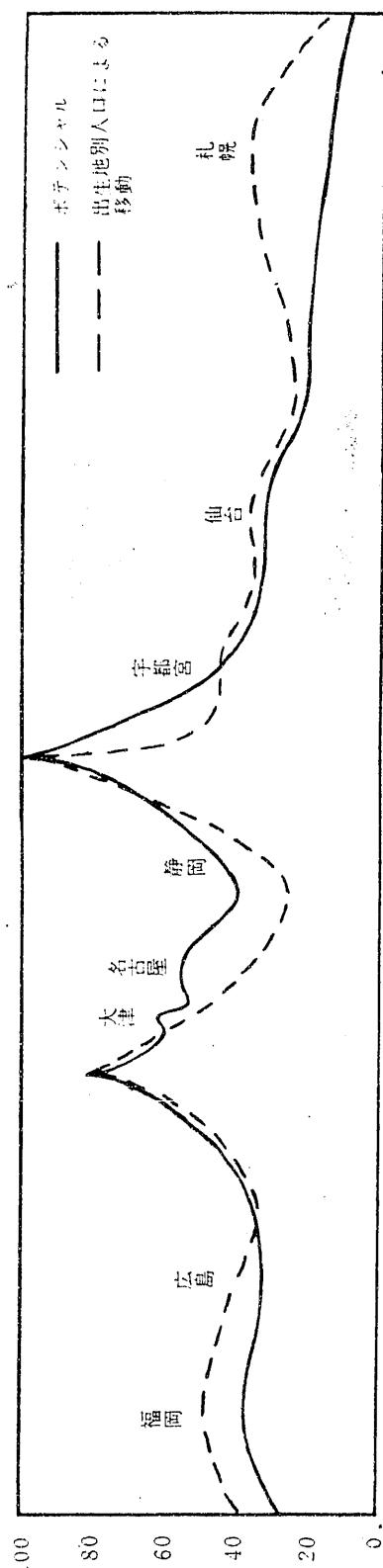
第7図 人口移動比率の分布図（指數）—1955, (2)の場合—



第8図 ポテンシャルと人口移動との比較（指数）—1955—



第9図 ポテンシャルと出生地別人口による移動との比較（指数）—1950—



において異なり、全体としてどの場合の適合度がよいかということはいえない。むしろ各地点における適合度のちがいがその地域の人口移動の性格の特徴を示し、逆に人口のポテンシャルの側からいえば、このポテンシャルが各地点において3つの場合のどれをもつともよく反映しているかをあきらかにする。また札幌、浦和、名古屋、福岡、長崎の各地域のように3つのいずれの場合もがポテンシャルの上方または下方にかなりのひらきを示している地域については、このポテンシャルを基準としてみた場合における実際の人口現象のあきらかな差異として意味をもつてくる。

第7図の分布図は(2)の場合について図示したものであるが、上述のような断面図におけるかなりの一一致からこの図においても第4図との分布形態の類似があきらかである。しかし断面図にあらわれてこない地域についての差異もみられ、高知や南九州地域などがそれである。

以上の比較は1955年によって1年だけの人口移動をとつているが、Demographic Influence の人口は過去の人口の集積とみられるから、これにいくらか対応するものとして出生地別人口をとることも考えられる。いまその1例として第9図に1950年について人口のポテンシャルと出生地別人口との関係を示した。<sup>\*</sup>ある府県の出生地別人口からその出入り人口をとり出すために、ここでは流入人口としてはその府県に居住する他府県生れ人口のその府県総人口に対する割合をとり、流出人口としてはその府県生れの総人口のうち現在他の府県に居住するものの割合をとつて両者を合計した（この2つの割合は計算の基礎となる総人口が異なるが、各府県が出入りにおいて現実にうけた影響の大体の大きさの見当つけるために合計した）。この結果もまた前述の人口移動の場合とほとんど同様に全体的な傾向の一一致と、札幌、浦和、名古屋、福岡、長崎の各地域での大きなひらきが特徴的である。

#### 4. 結 び

以上の諸例からみて、人口移動現象をとりあげた場合、それが Demographic Influence あるいは人口のポテンシャルによる表現とかなりの一一致を示し、また一方特定の地域ではあきらかな差異のあることもみられたが、このような一致および不一致の現象的な関連に対する意味づけや因果関係の導入のためにはもつと多くの実際的な事例を必要とする。

スチュワートは Demographic Influence の考え方や人口のポテンシャル・マップの表現のほかに、都市人口の大きさとその順位との関係(Rank-size rule)、都市数と都市人口割合との関係、人口のポテンシャルとその地域の農村人口との関係(Rural-density rule)をそれぞれ経験式によつて示しており、さらに Demographic Influence の考え方を基礎として、これらの関係を全体関連的に全国・都市・農村間人口の競合や均衡をあらわす諸関係としてみている。そしてこのような諸法則に対して、人間的な諸関係を数学的な関係で記述することはできないという批判を予期し、個々の偏差が強調できるのは一般的な平均がつくられたあとのことでの前ではないということを述べている。しかし一般に社会現象が数学的な関連で説明できる範囲は現象的にはかなりひろくても本質的な説明の手段としてのその役割には問題があるから、スチュワートのいう人口の分布と均衡に関するこのような経験的数学的諸法則についても、ここでとりあげた Demographic Influence の理論を含めて、全体としてさらにその表現の意味および適用の範囲や限界について検討する必要があると思われる。

以 上

\* 出生地別人口の資料は総理府統計局「昭和30年国勢調査報告 第4卷 全国篇I」P. 190ff., なお1955年センサスには出生地別人口の統計資料はない。

## 附表 Demographic Influence の計算値

(単位 1,000)

総 数	1 9 5 5			1 9 5 0			1 9 3 5			1 9 2 0		
	計	地域外	地域内									
1 北海道	156	96	60	144	90	54	113	74	39	89	60	30
2 青森	206	157	49	193	147	46	151	116	35	123	96	27
3 岩手	226	185	41	212	174	38	171	141	30	138	114	24
4 宮城	318	246	72	302	233	69	241	190	51	195	155	40
5 秋田	236	191	45	223	179	44	180	145	35	147	117	30
6 山形	317	267	50	302	252	50	245	203	41	200	164	36
7 福島	334	271	63	317	254	62	256	208	48	201	159	41
8 茨城	446	352	94	415	322	93	338	268	70	269	208	61
9 栃木	455	388	67	425	357	67	347	295	52	277	231	45
10 群馬	467	396	70	434	365	70	358	304	54	284	238	46
11 埼玉	813	680	133	715	588	126	613	523	90	445	367	78
12 千葉	641	531	110	571	464	107	482	405	77	367	300	67
13 東京	1,082	464	618	919	437	483	826	336	490	562	278	285
14 神奈川	739	531	209	657	479	178	541	410	131	393	299	95
15 新潟	415	338	77	313	237	77	257	194	62	261	205	56
16 富山	367	314	54	347	294	53	288	245	42	238	199	33
17 石川	358	307	51	338	288	50	282	241	40	234	195	39
18 福井	376	336	40	353	314	40	299	265	34	244	213	32
19 山梨	449	406	42	415	372	43	345	311	34	273	242	31
20 長野	383	322	61	362	299	62	300	248	52	245	197	47
21 岐阜	480	425	55	447	393	53	377	334	42	299	262	37
22 静岡	432	326	106	398	299	99	329	252	78	259	197	62
23 愛知	558	369	188	516	346	170	436	292	143	341	237	104
24 三重	473	405	68	441	375	66	377	323	53	301	253	49
25 滋賀	613	565	47	571	524	48	506	466	40	395	359	36
26 京都	590	488	102	551	454	96	486	397	90	382	314	68
27 大阪	842	457	385	752	431	321	721	363	358	515	299	216
28 兵庫	595	456	139	543	416	127	493	381	112	374	286	89
29 奈良	600	554	46	551	506	45	506	470	36	380	347	33
30 和歌山	447	396	50	415	366	49	365	322	43	289	251	38
31 鳥取	335	299	36	315	280	35	267	238	29	219	192	27
32 島根	294	254	40	278	238	40	232	200	32	195	163	31
33 関山	392	322	70	371	302	69	312	257	56	259	208	51
34 広島	337	255	83	320	240	80	267	198	62	223	164	59
35 山口	319	246	73	301	231	70	244	190	54	205	158	47
36 徳島	390	342	49	368	319	49	314	274	40	258	220	37
37 香川	422	344	79	402	323	79	337	274	62	281	225	56
38 愛媛	343	270	73	327	254	72	268	213	55	226	176	50
39 高知	303	266	37	287	250	36	264	235	30	200	172	28
40 福岡	390	197	193	353	176	177	290	152	138	237	127	109
41 佐賀	369	300	70	348	280	68	275	226	49	235	187	48
42 長崎	301	204	97	282	191	91	228	156	72	192	128	63
43 熊本	302	226	76	285	212	73	239	184	55	193	143	49
44 大分	304	246	58	288	231	57	233	189	45	190	151	39
45 宮崎	246	200	46	231	188	44	187	154	33	155	129	26
46 鹿児島	244	169	76	221	154	67	188	129	59	159	106	52

# 青年期人口の地域的分析（4）

穂  
上　田　正　夫  
浜　英　彥

## 目　　次

- I　序　　論
- II　青年期人口の人口構造における地位の変化
- III　青年期人口の人口構造における地位の地域的特徴
  - 1. 都道府県別考察
    - (1) 各指標別考察　A, B, C (以上第69号), D, E, F
    - (2) 各指標の地域的差異
    - (3) 各指標の地域的特徴
    - (4) 各指標の年次比較
    - (5) 各指標相互の関係
    - (6) 要　　約 (以上第70号)
  - 2. 各市各郡別考察
    - (1) 各指標の基礎的考察
    - (2) 各指標の地域的分布
    - (3) 各指標の地域的特徴
    - (4) 各指標相互の関係
    - (5) 要　　約 (以上第71号)
  - 3. 人口階級別考察
    - (1) 各指標別考察
    - (2) 各指標戦前戦後の比較
    - (3) 各指標の特徴と年齢別人口構造係数
    - (4) 要　　約 (以上本号)
- IV　青年期人口の人口構造における地位の地域的分布と  
人口学的、社会的、経済的条件との関係
- V　青年期人口の社会的経済的機能の地域的分布の特徴
- VI　要　　約

## III　青年期人口の人口構造における 地位の地域的特徴（つづき）

### 3. 人口階級別考察

青年期人口の人口構造における地位の地域的特徴を、都道府県と各市各郡の地域について概観し

終つたので、次はより下位の地域、すなわち、資料の得られる最小単位として各町村について分析すべき段階である。しかし、全国的にこれを行うことは容易ではないから、ここでは、各市町村を人口の大きさによってグループし、前項に考察した地域的差異を捨象して、農村から中小都市へ、さらに大都市へと都市的性格の拡大にともなつて人口構造における地位がどのように変化するかを考察することとする。

かつてわれわれが試みたように、各市町村を単位的な地域社会とみなして、都市と農村の人口現象に関する研究を行うに当つて、人口現象の中でも、最も外形的、あるいは形式的であり、最も単純で、しかも包括的な人口の大きさをとり上げて各市町村を区分した。こうして産業別人口構造や人口再生産を考察した結果、わが国においては、人口1万の町村をもつて農村と都市とを区分でき、それよりも人口の大きい地域社会ほど都市的性格が段階的に拡大することが明瞭に認められた。<sup>1)</sup>その際、人口学的基本構造についても戦前の1930年と1935年について考察したが、ここでは前項各市各郡の考察について行つたと同様、戦後1950年を中心として考察しつつ、これを戦前と比較検討することとする<sup>2)</sup>。青年期人口の人口構造における地位に関する指標としては、前項までの考察と同様に6種の指標によることとしたが<sup>3)</sup>、その各比率は表24、図18のとおりである。

戦前、1930年、1935年における町村別人口の年齢別表章は特殊年齢区分であつたため、指標Cは仮りに6～14歳人口に対する青年期人口の比率を採用したが、指標Dについては男女とも全くこれを算定することができないのでその比較を断念せざるを得なかつた。

#### (1) 各指標別考察

##### (i) 1950年の特徴

まず、6種の指標それぞれの比率を考察すれば、1950年において次のような特徴が認められる。

###### 指標A 総人口中に占める青年期人口の比重

青年期人口が総人口中に占める割合は、男女とも、人口5千未満の町村が最も小さく、それより人口が大きくなるにしたがつて拡大し、男では10万以上の大都市において、女は5—10万の中都市において最大を示す。この間、男にあつては2—3万の都市から4—5万の都市までやや縮小を示し、その後ふたたび急に拡大する。この結果、女においても4—5万の都市でやや縮小するけれども、4—5万、5—10万の都市では女子の比率の方がわずかながら男子のそれを上廻る。その他の人口階級では男子の比率の方が女子のそれよりもやや高く、10万以上の大都市において最も差がはなはだしい。このようにして、男子においては人口5万以上の都市が男子の全国平均をこえ、女子においては人口1万以上の都市が全国平均をこえる比率を示すことになる。

しかし、すでにみたとおり、指標Aの比率の開きは僅少であつて人口階級別にみても最大と最小の差は2%にすぎない。

###### 指標B 生産年齢人口中に占める青年期人口の比重

1) 館 稔・上田正夫：『地域社会の大きさと人口現象』——人口問題研究、第8卷第2号、1952年10月。  
館 稔・上田正夫：『社会の大きさと基本的人口現象の変化に関する人口統計学的研究』——日本人口学会記要、第1号、1952年8月。

2) 最近の1955年国勢調査結果については、都道府県編が刊行中であり、また、最小行政地域としての市町村の境域がかつてない変化を示しております、1950年以前の人口階級別市町村のそれと直ちに比較することに問題があるので、それらの検討は保留せざるを得ない。

3) 詳細は、館 稔・上田正夫・浜 英彦：『青年期人口の地域的分析(1), (2), (3)』——人口問題研究、第69号、70号、71号、1957年10月、12月、1958年3月を参照。

青年期人口が生産年齢（15—59歳）人口の中に占める割合は、男子においては人口5千—1万の町村を最高として5千未満の町村はそれよりやや小さく、1万以上の都市は人口の大きくなるにしたがつて縮小し、5—10万の中都市で最も小さく、10万以上の大都市ではやや拡大する。これに対し、女子の割合は人口5千—1万の町村から2—3万の小都市までがほぼ同様な高い割合を示し、5千未満の町村は小さく、3万から5万までの都市もやや小さい。5—10万の中都市でやや大きくなるが、10万以上の大都市はかなり縮小して、5千未満の町村よりもやや下廻る点は男子と全く異なつてゐる。全国平均にも現われているように、女子の比率が男子のそれよりも小さいことはどの人口階級の市町村でも例外なく現われている。男子は人口2万未満の町村が全国平均を上廻る比率を示しているのに反し、女子では5千未満の町村と10万以上の大都市とが全国の女子の平均より小さく、他の市町村は平均よりも大きい。

#### 指標C 5—14歳人口に対する青年期人口の比率

この比率は、男女とも農村から都市へ、都市でも人口の大きくなるにしたがつて拡大する傾向は指標Aよりも急であるが、男子よりも女子の方が規則的である。すなわち、人口4—5万の都市でやや停滞するほか、5千未満町村の82%から10万以上大都市の104%まで直線的に拡大する。これに対し、男子では5千—1万の町村で停滞し、その後拡大するが、3万から5万までの都市でふたたび停滞し、人口5万以上の都市では急激に拡大する。このため、全国平均にも現われているように、男子の比率の方が女子よりも小さいことは人口10万未満のどの人口階級においても同様であつて、男子の方が女子よりも大きいのは10万以上の大都市のみである。また、女子では人口3万以上の都市が全国平均をこえるのに対し、男子では5万以上の都市のみである。

#### 指標D 青年期人口に対する25—34歳人口の比率

この比率は、すでに考察したように、特に戦争による男子人口の損耗によつて、女子の方が男子よりもかなり大きいのであるが、人口階級別にみても、各市町村ともすべて女子の比率が男子よりもはるかに大きい。しかし、傾向としては人口の拡大するにともなつて比率が拡大することは男女とも同様である。男子では人口3—4万の都市で比率の拡大は停滞し、4—5万の都市ではやや低下し、5万以上でふたたび拡大するがそれほど急ではない。これに対し、女子では人口5千—1万の町村でやや低下し、1万以上の都市では人口の拡大にともなう傾向は男子と同様であるが、10万以上の大都市の比率の拡大は男子よりも急激である。このため、男子では人口2万以上の町村は全国平均をこえ、女子では人口2—4万と5万以上の都市が全国平均をこえた比率を示す。

#### 指標E 青年期人口に対する幼少年人口の比率

この比率は男女とも、農村より都市、都市では人口の大きさが拡大するにつれて縮小するが、その傾向は男子よりも女子において規則的である。すなわち、女子は人口5千未満の町村の193%を最高とし、10万以上の大都市の159%を最低として直線的な低下を示している。これに対し、男子は5千未満の町村よりも5千—1万の町村の197%を最高として、1万以上の都市では人口の大きいほど低下するが4—5万の都市でわずかながら上昇し、その後ふたたび低下し10万以上の大都市の低下はきわめて著しい。このため、大都市のみは男子の比率の方が女子よりも低いが、その他の市町村はいずれも男子の方が女子よりも高い比率を示している。男女それぞれ全国平均に比べると男子では人口5万以上の都市がこの平均を下廻るのに対して、女子では人口3万以上の都市が平均を下廻ることとなつてゐる。

#### 指標F 青年期人口に対する老人人口の比率

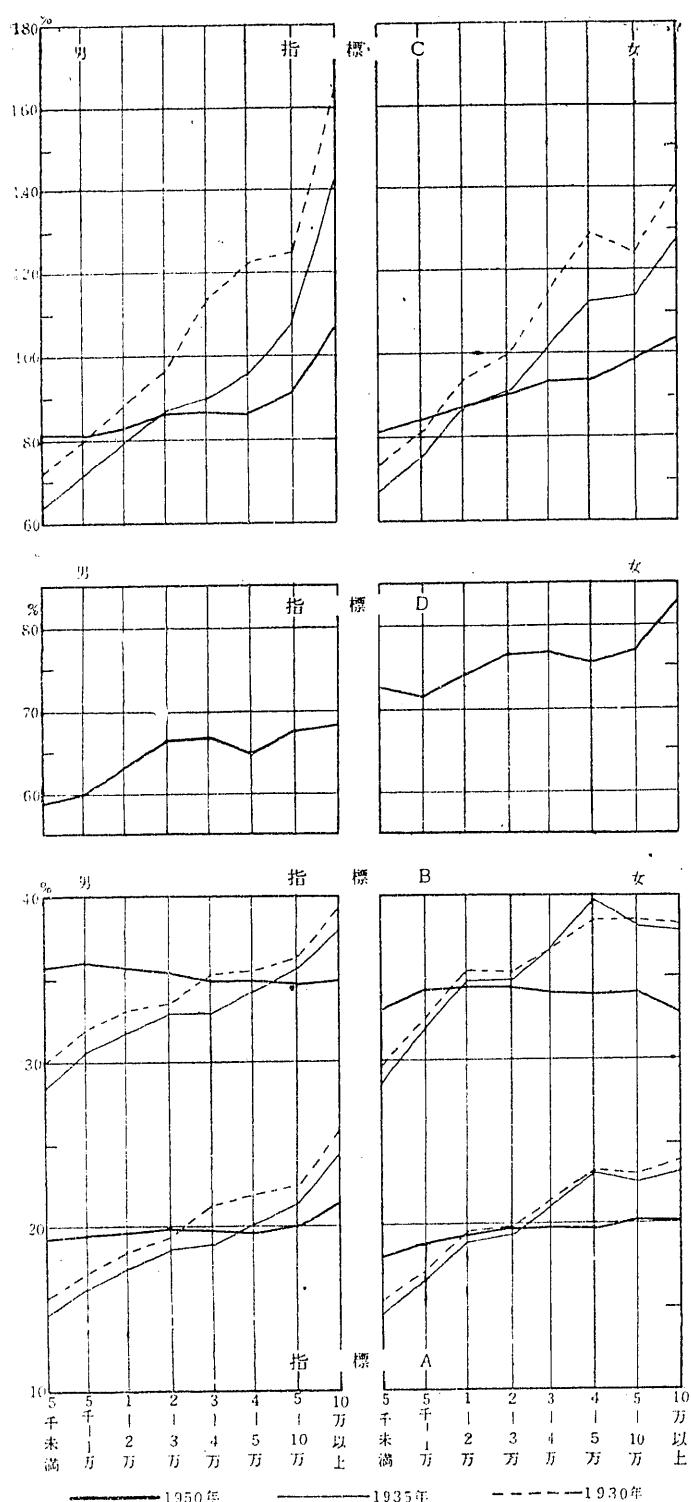
この比率も農村から大都市に至るまで、市町村の人口の大きさが拡大するにともなつて縮小する

表 24 人口階級別市町村青年期人口の人口構造における地位に関する指標

市町村 人口階級	率 (%)						指標					
	男			女			1930年=100 とする1950年		1935年=100 とする1950年		1930年=100 とする1935年	
	1950年	1935年	1930年	1950年	1935年	1930年	男	女	男	女	男	女
指標 A												
総数	19.98	18.40	18.96	19.20	18.35	18.55	105	104	105	105	97	99
10万以上	21.41	24.64	26.16	20.08	23.27	23.89	82	84	87	86	94	97
5—10万	20.03	21.35	22.47	20.20	22.58	23.13	89	87	94	89	95	98
4—5万	19.61	19.97	21.96	19.66	23.16	23.28	89	85	98	85	91	99
3—4万	19.74	18.92	21.29	19.73	21.08	21.53	93	92	104	94	89	98
2—3万	19.84	18.59	19.39	19.61	19.38	20.00	102	98	107	101	96	97
1—2万	19.57	17.42	18.46	19.32	18.93	19.52	106	99	112	102	94	97
5千—1万	19.43	16.18	17.18	18.90	16.71	17.32	113	109	120	113	94	96
5千未満	19.21	14.62	15.62	18.04	14.69	15.42	123	117	131	123	94	95
指標 B												
総数	35.41	32.67	33.42	33.46	33.32	33.53	106	100	108	100	98	99
10万以上	34.92	38.00	39.41	32.69	37.80	38.25	89	85	92	87	96	99
5—10万	34.63	35.51	36.26	34.00	38.13	38.53	96	88	98	89	98	99
4—5万	34.81	34.23	35.52	33.76	39.66	38.48	98	88	102	85	96	103
3—4万	34.81	32.89	35.24	33.91	36.75	36.63	99	93	106	92	93	100
2—3万	35.32	32.89	33.55	34.28	34.80	35.35	105	97	107	99	98	98
1—2万	35.62	31.72	33.09	34.30	34.75	35.39	108	97	112	99	96	98
5千—1万	36.00	30.57	31.93	34.13	31.87	32.58	113	105	118	107	96	98
5千未満	35.63	28.44	29.84	32.96	28.64	29.60	119	111	125	115	95	97
指標 C												
総数	88.38	87.57	94.15	90.46	88.22	92.82	94	97	101	103	93	95
10万以上	106.61	141.55	163.21	104.01	128.10	141.78	65	73	75	81	87	90
5—10万	90.76	107.71	125.15	99.04	114.13	124.70	73	79	84	87	86	92
4—5万	86.18	96.11	122.85	93.89	112.88	129.30	70	73	90	83	78	87
3—4万	86.94	90.24	114.18	93.62	102.12	115.05	76	81	96	92	79	89
2—3万	86.35	87.07	97.29	90.43	91.19	100.38	89	90	99	99	89	91
1—2万	82.68	79.53	88.40	87.71	87.39	94.16	94	93	104	100	90	93
5千—1万	80.98	71.68	79.73	84.68	75.80	81.86	102	103	113	112	90	93
5千未満	81.19	63.96	71.61	81.58	67.16	73.47	113	111	127	121	89	91
指標 E												
総数	183.29	201.47	193.44	177.94	199.65	196.45	95	91	91	91	104	102
10万以上	156.26	127.07	114.13	158.91	141.00	133.18	137	119	123	113	111	106
5—10万	181.13	163.65	150.36	164.80	151.79	148.14	120	111	111	109	109	102
4—5万	189.17	184.80	154.19	171.98	153.16	144.70	123	119	102	112	120	106
3—4万	187.98	195.24	163.13	173.10	169.61	160.61	115	108	96	102	120	106
2—3万	190.26	204.04	191.25	180.14	191.90	183.94	99	98	93	94	107	104
1—2万	196.10	223.15	207.40	183.92	200.27	192.29	95	96	88	92	108	104
5千—1万	197.21	245.87	227.33	187.53	231.73	220.93	87	85	80	81	108	105
5千未満	195.24	272.36	250.30	193.48	260.36	245.45	78	79	72	74	109	106
指標 F												
総数	34.81	35.78	34.81	43.92	45.08	44.42	100	99	97	97	103	101
10万以上	24.32	15.69	14.48	33.26	24.24	23.92	168	139	155	137	108	101
5—10万	29.36	23.01	18.86	36.23	28.83	24.70	156	147	128	126	122	117
4—5万	33.40	23.79	19.74	40.48	26.38	24.98	169	162	140	153	121	106
3—4万	31.20	29.24	22.83	38.73	32.67	30.81	137	126	107	119	128	106
2—3万	30.70	29.89	26.45	38.07	36.77	33.19	116	115	103	104	113	111
1—2万	34.21	35.52	32.09	42.03	40.09	37.33	107	113	96	105	111	107
5千—1万	39.72	45.22	41.56	48.55	52.90	49.64	96	98	88	92	109	107
5千未満	46.01	60.08	54.63	57.44	71.09	65.43	84	88	77	81	110	109

傾向を示すことは男女とも同様である。すなわち、男子は人口5千未満の46%を最大として2—3万の都市まで縮小するが、3—4万の都市では停滞し、4—5万の都市ではかえつてやや上昇するが、5万以上の都市でふたたび低下し、10万以上の大都市の24%が最小となつている。これに対し、

図18 人口階級別市町村青年期人口の人口構造における地位に関する指標 (1)



や縮小し、大都市の拡大も5万未満の市町村ほど大きくない。このため、両年次とも10万未満のどの市町村でも男子の比率が女子よりも小さいのに、大都市のみは男子の方が女子よりもかなり上回つてすることは戦後と同様である。両年次とも、男女の全国平均をこえるのは、女子では戦後と同

表24 (つづき)

1955年

指標 D

市町村 人口階級	男	女
総 濩	63.56	76.23
10万以上	68.35	83.42
5—10万	67.73	77.25
4—5万	64.95	75.66
3—4万	66.85	77.02
2—3万	66.54	76.80
1—2万	63.33	74.11
5千—1万	60.02	71.67
5千未満	58.81	72.77

女子も人口5千未満の57%を最大とし、10万以上の大都市の33%が最小となつてゐるが、この間3—4万の都市が停滞し、4—5万の都市でわずかながら上昇する点は男子と同様である。この比率の性質上、女子の比率が男子のそれより高いことは、いずれの人口階級別市町村についても同様である。しかし、男、女それぞれの全国平均に比較すると、人口1万未満の町村の比率はこの平均よりも高く1万以上の都市は平均よりも低いことは男女とも同様である。男女各比率とも市町村の人口の大きいほど他の指標よりも規則的に低下している。

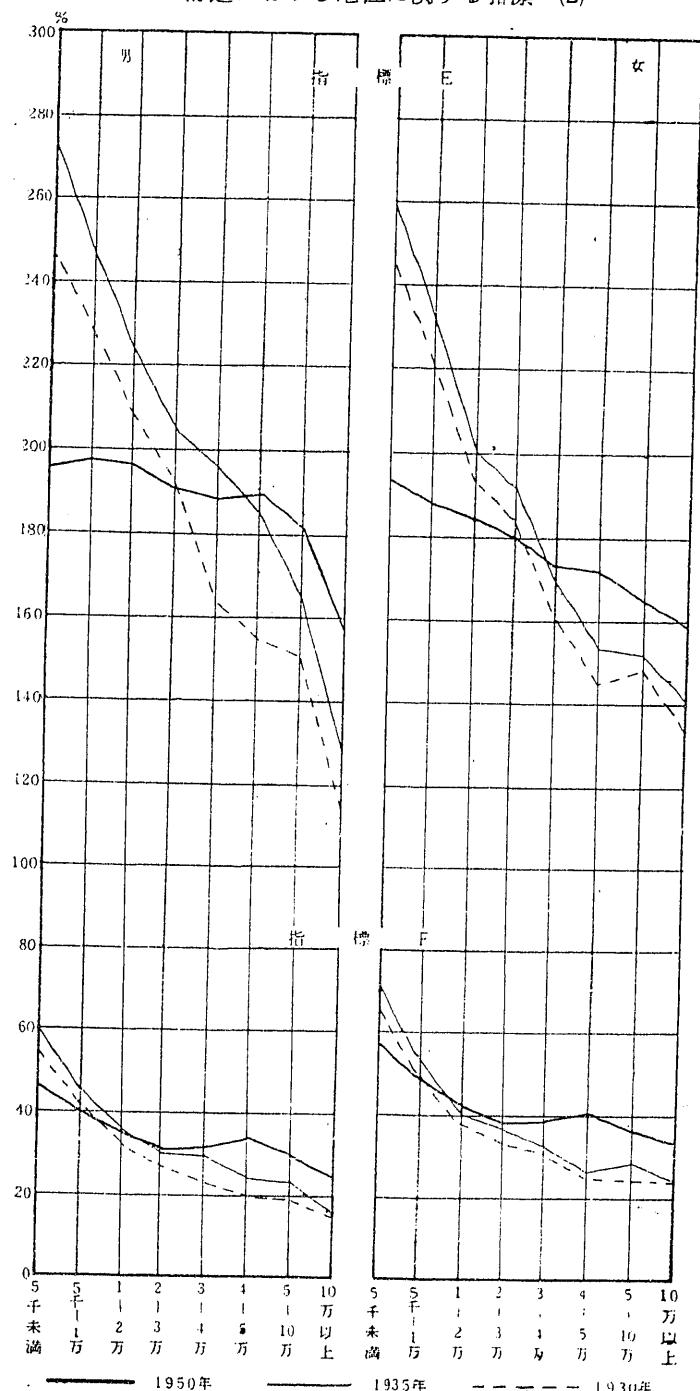
(ii) 戦前における傾向

次に、戦前の1930年と1935年における各指標についてみると次のとおりである。

指標 A 両年次とも男女の各比率はそれぞれ同様な傾向を示し、人口5千未満の町村の15%前後から、人口の大きさが大きくなるにともなつて拡大し、10万以上の大都市において最大となり男は25—26%，女は23—24%を示すに至る。拡大の程度は男女とも1950年に比べてはるかに大きい。

ただし女子においては5—10万の都市でや

図18 人口階級別市町村青年期人口の人口構造における地位に関する指標 (2)



表章の区分が戦後と異なるので、6—14歳人口を仮りに幼少年人口として、この比率を算出すると、男女とも、また両年次とも、戦後におけるよりも明瞭に、人口階級の高まるにともなつて比率を拡大させる。すなわち、女子においては、5千未満の約70%から拡大をつづけ、5—10万の都市は1935年には拡大がやや停滞し、1930年にはやや縮小するが、10万以上の都市ではふたたび拡大して最も大きい率、1935年128%，1930年142%を示す。男子は5千未満の1930年72%，1935年64%から、10万以上の都市では1930年163%，1935年142%まで拡大をつづけ、その間、5—10万の都市

じく1万以上の都市であるが、男子では戦後と異なり2万以上の都市である。

**指標 B** 両年次ともほぼ同様な傾向を示し、男子においては、1935年に3—4万の都市が停滞するほかは、5千未満の農村の28—30%から大都市の38—39%まで市町村の人口が拡大するにつれて比率を高めている。これに対し、女子においては、両年次とも5千未満の農村の29—30%から人口階級の高まるにつれて男子よりも急速に拡大し、人口2—3万の都市でやや停滞するが、その後ふたたび上昇する。ところが1935年には4—5万の都市で40%の最高率を示し、5万以上では逆に縮小して10万以上の大都市では38%となり、1930年には4—5万と5—10万の都市は38.5%と同程度の比率となり、大都市ではやはり逆に比率を縮小する。戦後と異なつて両年次とも10万以上の大都市を除いて（1930年には5千未満を除いて）、どの人口階級も女子の比率の方が男子よりも大きい。

**指標 A** とともに、両年次とも男女の全国平均をこえるのは、女子では1万以上の都市、男子では2万以上の都市においてである。

この比率は戦前の各年次では指標Aの比率と同様に人口階級の高まるにつれて拡大していたのに、戦後1950年においてはすでにみたように、男子においてはほぼ逆の傾向を示し、女子においては明らかな傾向が認められなくなつてゐることは注目に値する。

**指標 C** 戦前における町村の年齢別

が1930年にやや停滞するのみである。この結果、1935年には10万以上の大都市のみが、1930年には5万以上の都市で、男子の比率が女子よりも高い比率を示している。また、男女各全国平均をこえるのは、男子は、1930年には2万以上の都市、1935年には3万以上の都市であり、女子の場合には1930年は1万以上の都市であり、1935年には2万以上の都市となつてている。

指標 D この比率は、戦前においては指標Cと異なり25—34歳に近い年齢の人口をも町村別にはとることができず、その算出は全く不可能なので比較を断念せざるを得ない。

指標 E 両年次、男女ともほぼ同様に、農村から都市へと人口階級の高まるにつれて比率が1950年に比べて、より急速に縮小する傾向を示している。すなわち、男子においては、人口5千未満の町村では1930年に250%，1935年には272%を示すのに、大きい都市ほど縮小して、1930年5—10万の都市でやや低下が緩いが、10万以上の都市では1930年に114%，1935年には127%を示すにすぎない。女子においても、5千未満の町村では1930年に245%，1935年には260%を示すが大都市は1930年に133%，1935年には141%を示して最も低率である。ただし、女子では1930年に5—10万の都市は4—5万の都市よりもやや高まり、1935年にも5—10万の都市は低下の緩い点が男子と異なっている。このため、10万未満の市町村ではどの人口階級にあつても男子の比率が女子のそれよりも高いのに、大都市だけは男子が女子の比率を下廻つている。さらに、指標Cと対応して男女各全国平均を割るのは男子では1930年が2万以上の都市、1935年が3万以上の都市であるのに対し、女子の場合には1930年には1万以上の都市であり、1935年には2万以上の都市である。

指標 F この比率も指標Eと同様に農村から小都市へ、さらに小都市から大都市へと縮小しつづけ、その速度も1950年に比べると急であるが、指標Eに比べると最高と最低の差異は小さい。男子は人口5千未満の町村が1930年に55%，1935年には60%を示すのに対し、10万以上の都市では両年次15%前後まで縮小する。この間、両年次とも、5—10万の都市で低下がやや緩く、1935年には3—4万の都市も低下がやや緩い。

女子においては5千未満の町村は、1930年に65%，1935年には71%であるが、10万以上の都市では両年次とも24%に縮小する。この間、1930年には5万以上の都市において低下が緩くなり、1935年には5—10万の都市がやや上昇している。この指標の性質上、女子の比率の方が男子よりもはるかに高いが、この点はどの人口階級においても例外はない。しかし市町村人口の拡大にともなう比率の低下の速度は男女ほぼ同様であつて、男女、各年次とも戦後と同様、人口1万以上の都市において全国平均を下廻ることとなつてている。

## (2) 戦前戦後の比較

以上のように、戦前の1930年、1935年の各指標と戦後1950年のそれを比べて、最も著しいことは農村から都市へ、さらに小都市から大都市に至る各人口階級別の変化が戦前両年次ともきわめて急で差異が大きく、また規則的であつたことである。これに対して、戦後1950年はその変化が緩やかになり、人口の大きさによる差異が縮小し、その上戦前に比べて規則性がかなり乱れている点が目立つている。そのきわめて著しいのは指標Bであつて、すでにみたとおり、戦前は両年次とも人口階級の高まるにつれて比率が上昇していたのに、戦後はその規則性がなくなつてゐる。男子の比率はむしろ大きい都市ほど低下するという、戦前とは逆の傾向をさえ示し、最高と最低の差は戦前の約10%に対し、戦後は1.3%にすぎない。女子においては5千未満の町村と10万以上の大都市が全国平均を下廻つて、人口5千以上の町村から5—10万の都市まで各人口階級間の差異はわずかに0.5

%程度にすぎない。

以上のことは、すでに全国の市部郡部別に年次変化を概観して知つたとおり、戦前から戦後にかけて市部郡部の各比率が接近または転換を現わしていることが、人口階級別に市町村をグループした場合にもはつきり認められることに他ならない。その場合に指摘したように指標Bおよび指標Dが市部と郡部とで逆転していることが、すなわち人口階級別にも戦後の様相をはなはだしく変えていることと対応するものである。

以上のように市町村の人口の拡大とともに各指標の比率の上昇または低下の速度は比率そのものでは明らかではないが、後にみるよう（項(3) 参照）、全国平均を基準とした指数によつて、指標Fの比率の最も急なことがわかる。次に戦前と戦後における各指標の人口階級別比率の変動をより適確に知るために、表24、図19のとおり、1930年を基準とする1935年および1950年の指数と1935年を基準とする1950年の指数とによつて考察する。

#### (i) 戦前の変化

戦前についてみると、1930年に対して1935年には、総人口および生産年齢人口中に占める青年期人口の比重が縮小していることは、指標Aと指標Bに関する各人口階級別比率ともほとんど同程度に現われている。ただ、指標Bの女子において人口3—4万、4—5万の都市の比率がわずかながら上昇しているのが例外をなすのみである。3—4万の都市は指標AとBの各比率とも男子において他の市町村よりも低下の度がやや強く、4—5万の都市は女子における指標Aの比率も低下の度はわずかである。また、指標Cの各比率は男女とも、どの人口階級においても1930年に比べて1935年には低下しているが、男子の3—4万、4—5万の都市において低下の度がやや目立つている。

以上のような青年期人口の相対的な縮小によつて、青年期人口に対する幼少年人口や老人人口の比率、すなわち指標EおよびFの各比率は各人口階級別市町村ともすべて上昇している。特に、男子においては指標Eの3—4万、4—5万の各都市、指標Fの3—4万、4—5万、5—10万の各都市の比率の上昇が著しい。また、女子においては、指標Fの5—10万の都市の比率がやや著しい拡大を示している。

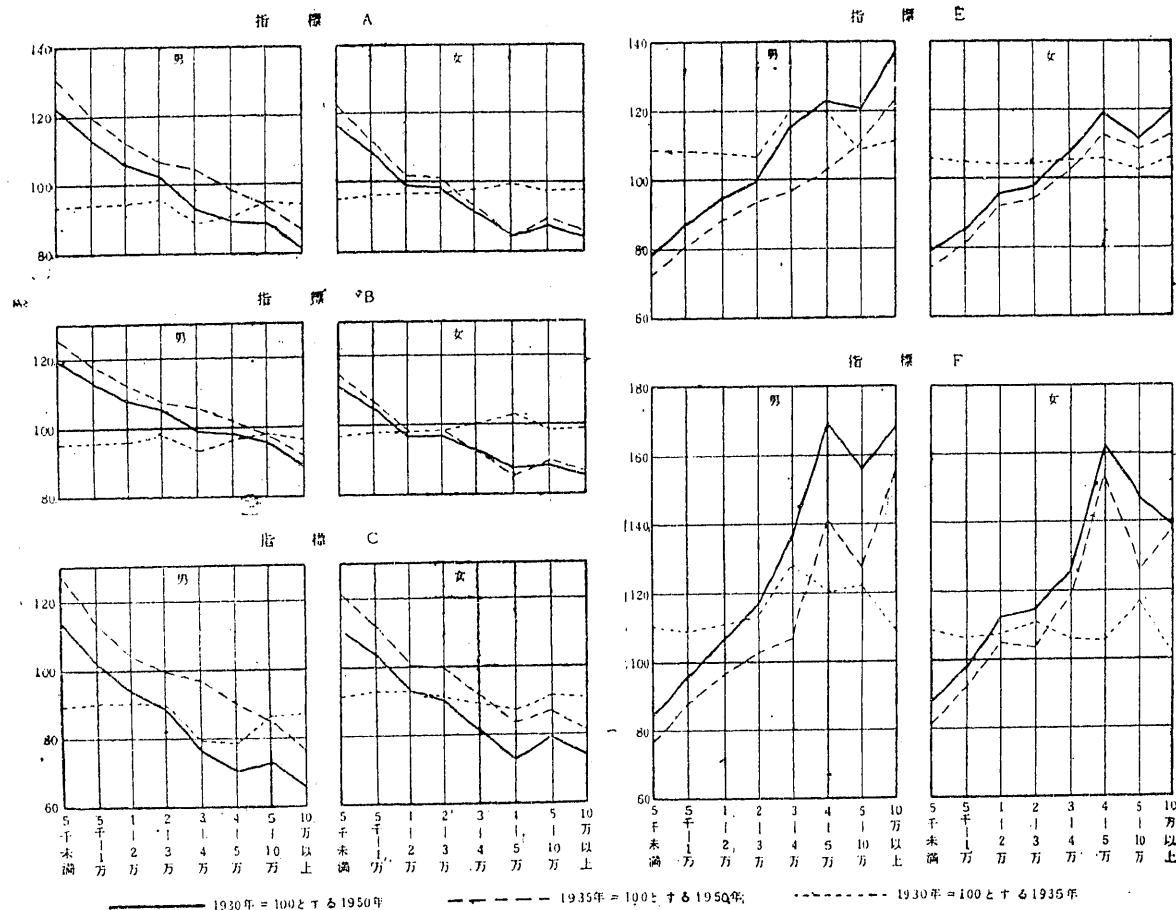
#### (ii) 戦前にに対する戦後の変化

以上のように、戦前ににおける年次変化は各人口階級によつてそれほど大きな差異はないので、戦後1950年比率の戦前にに対する変化も1930年と1935年の場合とではほとんど同様である。1930年と1935年における前項のような関係から、指標A、B、Cの各指数は1930年にに対する指数の方が1935年にに対する指数よりも低いのに反し、指標E、Fはその逆の関係となる。

しかし、戦前にに対する変化に比べると戦後のそれは、前記のとおり各人口階級によつてきわめて著しい。すなわち、指標A、B、Cの各比率は男女とも農村から小都市にかけては上昇し、中都市から大都市へかけては低下しているのに対し、指標E、Fの各比率は男女とも農村において低下し、小都市または中都市から大都市へかけては上昇している。一般的にいつて各人口階級間の差異を縮小させるような方向に変化したことを明瞭に示している。

指標 A 男子においては、1930年を基準とする1950年の指数は人口5千未満の123%を最高として3万未満の市町村がすべて上昇し、3万以上は大きい都市ほど低下し、10万以上の大都市の82%を最低としている。1935年を基準とする指数は、1930年を基準とする指数よりも高くて、人口4万を境として4万未満の上昇は5千未満の131%を最高とし、4万以上では10万以上の大都市の

図19 人口階級別市町村青年期人口の人口構造における地位に関する指標の指數



87%を最低とする。

女子においては1930年基準の指数は人口1万を境として5千未満の117%を最高とし、10万以上の84%を最低とし、1935年基準の指数は、人口3万を境として5千未満の123%を最高に、低下する3万の中では4—5万の都市の85%を最低とし、市町村の人口階級によつていずれも規則的な上昇と低下を示している。

**指標 B** 男子においては、指標Aと同様、人口3万を境として3万未満市町村の上昇を示す中で5千未満の119%を最高とし、3万以上の都市の低下を示す中では10万以上の大都市の89%を最低としている。1935年基準の指数では人口5万を境として5万未満の上昇を示す市町村中では5千未満町村の125%を最高に、5万以上の低下を示す都市の中では10万以上の92%を最低とする。

女子においては、1930年基準の指数では人口1万を境に上昇を示す1万未満の中では5千未満の111%を最高に、低下を示す1万以上の中では10万以上の85%を最低とする。1935年基準の指数も人口1万を境に5千未満町村の115%が最高であるが、低下の方では指標Aと同様、4—5万の都

市の85%を最低とする。

指標 C 戦前の両年次の比率はその程度を異にし全国平均で約10%高い目に現われているわけであるが、一応そのまま基準にとると、戦後の指数は男女とも、1930年基準では1万未満が上昇を示し、1935年基準では人口2万未満が上昇を示し、やはり1930年基準の指数の方が下廻っている。1930年基準の指数では、5千未満の男113%，女111%を最高に、10万以上大都市の男65%，女73%を最低とし、1935年基準指数では、5千未満の男127%，女121%から、10万以上の男75%，女81%を最低としている。男子の1935年基準のものを除いて5—10万の都市の低下度がやや緩い。

指標 E 指標A, B, Cと反対に、1930年を基準とする指数は、男女とも人口3万以上は上昇を、3万未満は低下を示し、最低は5千未満町村の78—79%であり、最高は10万以上の大都市であるが、女子の119%に対して、男子ははるかに高く137%をも示す。この間、男女とも人口4—5万の都市は5—10万の都市よりも上昇が大きい。

1935年を基準とする指数は1930年基準のものよりも各人口階級とも低く、男子は人口4万を境に上昇と低下が分れ、5千未満の72%から10万以上の123%まで規則的に変化している。女子は3万を境に5千未満の74%から10万以上の113%まで変化するが、4—5万の都市の上昇は大都市に近い大きな上昇を示している。

指標 F 人口階級別の傾向は指標Eと同様であるが、低下の度は緩く、上昇の度は各指標のうち最も著しい。すなわち、1930年基準の指数では、男女とも人口1万未満が低下を示す中では5千未満を最低とし、上昇を示す1万以上都市の中では男は4—5万の都市の169%を最高とし、10万以上の大都市はこれにつき、女も4—5万の都市の162%を最高とするが、5—10万都市がこれにつき、10万以上ではこれよりも上昇度は低い。

1935年基準の指数は一般にこれより低く、男子では人口2万を境に上昇と低下が分れ、最低は5千未満の77%，最高は大都市の155%であるが、4—5万の都市は5—10万の都市より上昇度が大きい。女子では5千未満の81%から1万を境に、これ以上の都市では上昇を示し、4—5万の都市の上昇が153%で最高となり、大都市がこれについている。

### (3) 各指標の特徴と年齢別人口構造係数

市町村において、青年期人口に関する6種の指標が人口階級別に示す特徴とその年次変化は以上のとおりであるが、農村から都市へ、さらに大都市に至る間の各指標間の関係、および青年期人口と対比して考えた年齢階級別の人口が総人口中に占める比重の変化との関係をまとめて概観してみよう。すなわち、総人口の中に占める青年期人口は指標Aとしてみたとおり、市町村の人口の大きさが大きいほど拡大していくのであるが、その他の指標、BからFに至る5種の比率における分子あるいは分子とした年齢別人口を一応総人口の中に占める比重を基準的に考えて、それらが市町村の人口階級の変化にともなつて示す差異との関係から各指標の特徴を考察してみる。

指標Bにおいて分子としてとった生産年齢(15—59歳)人口が男女各総人口の中に占める比重は図20のとおり、農村から大都市まで市町村の人口が大きくなるにともなつて拡大していく。この生産年齢人口を分子とする指標Bの比率が大きい都市ほど上昇することは生産年齢の中の他の年齢階級よりも青年期人口の拡大がよりいつそう著しいことを現わしている。人口階級別の地域差が戦前に比べて縮小している1950年についてみても、15—59歳人口の中に占める5歳階級別人口の比重をみると、それらが市町村人口階級の上昇にともなつて拡大する傾向は、20歳台が最も著しく、30歳

図20 人口階級別市町村における主要な年齢別人口構造係数

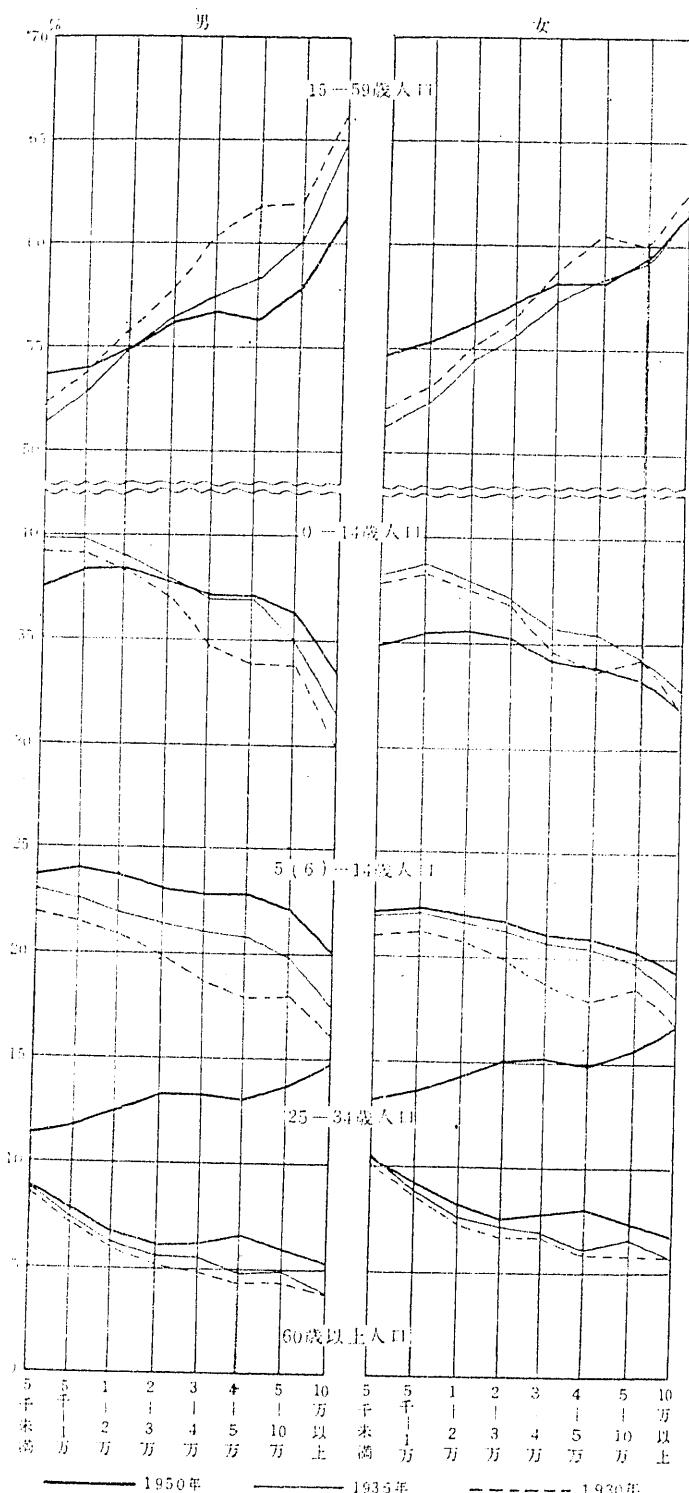


図20のとおり市町村人口の拡大にともなつて低下するから、Eの比率は、指標Cと反対に、大都市ほどきわめて急速に低下していく。この低下速度は比率の値そのものが大きいことから図18においてはきわめて急傾斜のものごとくであるが、全国平均を基準とする指数によれば、表25のとおり

台がこれについている。40歳以上の人口は、農村が最も高く、3—4万、4—5万の都市でやや上昇するほかは、大都市に至るまでその比重を低下させている。これらは、都市特に大都市ほど農村あるいは小都市からの流入による青年期人口の増大の現われであることはいうまでもない。

指標Cの比率において分母とした5—14歳人口（戦前は6—14歳人口）が男女各総人口中に占める比重は、図20のとおり、0—14歳人口と同じく総人口中に占める比重と同様に、市町村人口の拡大とともになつて低下する。農村から大都市まで青年期人口が拡大するのと反比例して分母である幼少年人口が低下する結果として指標Cの比率が著しく上昇する。その上昇の速度は全国平均を基準とすれば表25のとおり、指標A、Bに比べて急であることがわかる。

指標Dの比率において分子とした25—34歳人口が男女総人口の中に占める比重は、上記のとおり、生産年齢人口の中で市町村の人口の大きいほど上昇する。したがつてDの比率が戦後1950年において、農村から大都市まで上昇していることは、青年期人口よりも、これら壮年人口の方が大都市ほど拡大の度が相対的に大きいことを意味する。このことは、全国についてみたとおり、この比率を戦前と戦後を比較すると、1947—1950年においては、戦前とは逆に市部の方が郡部よりも高くなつてることと対応するものである。戦後における青年期人口の農村滞留や、戦争による男子壮年人口の損耗というような要因が作用した結果ではあるが、大都市よりは農村においてこのような影響が大きかつたものと推察される。

指標Eの比率において分子とした幼少年人口が男女各総人口の中に占める比重は、

実際には指標Fの比率の低下よりはやや緩い程度のものである。

指標Fの比率において分子とした老人人口にあつても男女各総人口の中に占める比重が、人口階級の高まるほど低下するので、Fの比率は指標Eと同様、農村から大都市まで低下していく。その低下速度は比率の値が小さいため図18によれば緩いかのごとくであるが、全国基準の指数によれば各指標の中で最も急傾斜を示していることがわかる。しかも、戦後においても、農村から大都市までの縮小の度が、各指標の中では、戦前に近い傾斜を示す点で注目に値する。

ここに考察した人口階級別市町村の境域は、いずれも調査当時のものであるため、これらの比率が毎年次によって各人口階級に所属する市町村の変動による影響を免れない。例えば、1930年には4—5万のクラスに属する27町村の中に旧東京市郊外の11の町村がかなりの比重で含まれていたこと、1935年にはそれらが東京市に編入されていることなど、一般に、4—5万の階級に所属する都市は他のクラスに比べて常に最も少く内容の変動が少くない。各指標において4—5万をはじめ、3—4万の都市などの比率がしばしば農村から大都市への規則的な変化に特異な動きを示しているのも以上が原因の1と考えられる。

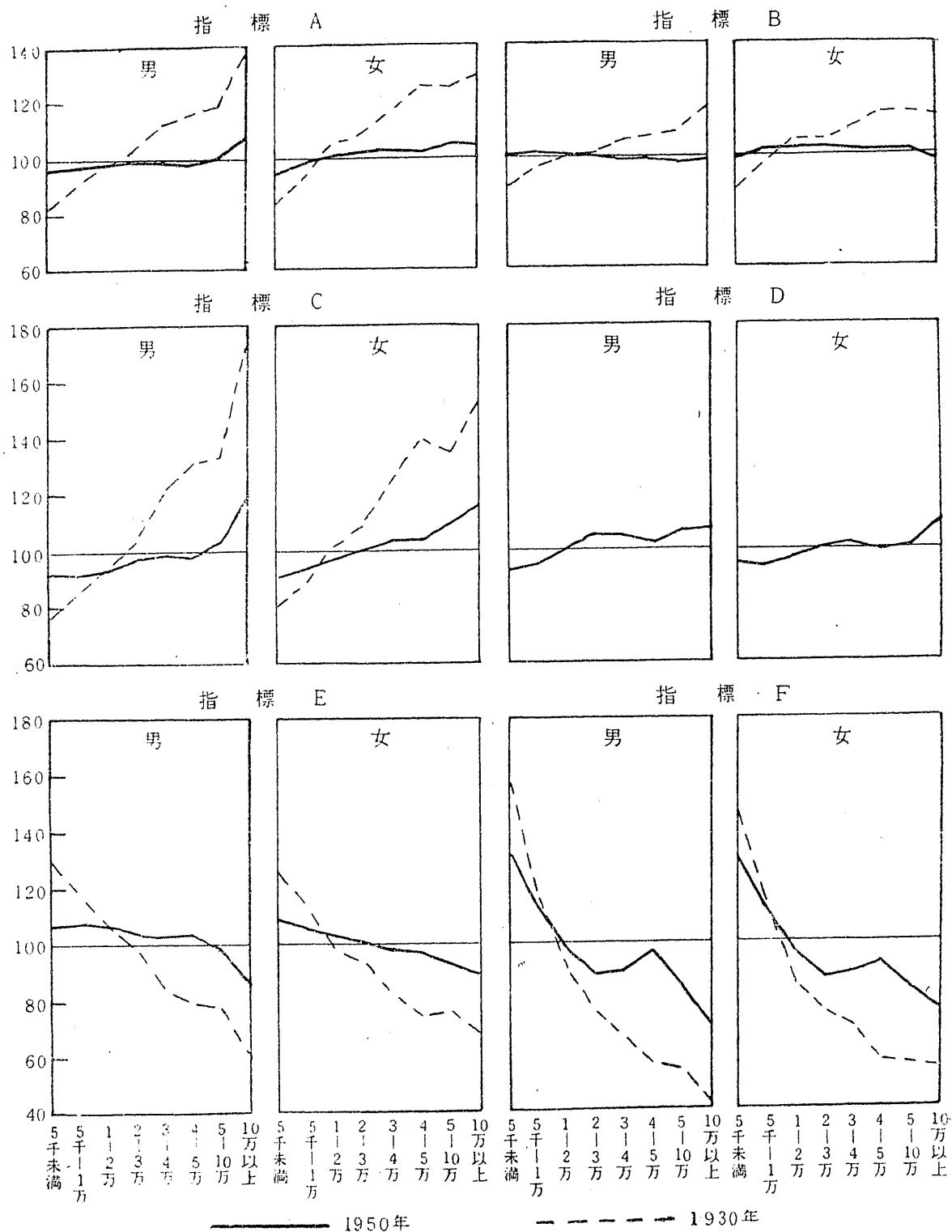
次に、各人口階級別に市町村の比率を男子と女子について比較すると、指標Dと指標Fはその性質上、各人口階級とも、また、毎年次とも、女子の比率が男子よりも高い。毎年次指標Cは、10万以上の都市を除いて、どの人口階級も女子の比率が高いのに反して、指標Eはどの人口階級も男

表25 人口階級別市町村、青年期人口の人口構造における  
地位に関する指標の全国平均に対する指数(1)

市町村 人口階級	A		B		C		D		E		F	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
1950年												
総 数	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
10万以上	107	105	99	98	121	115	108	109	85	89	70	76
5—10万	100	105	98	102	103	109	107	101	99	93	84	82
4—5万	98	102	98	101	98	104	102	99	103	97	96	92
3—4万	99	103	98	101	98	103	105	101	103	97	90	88
2—3万	99	102	100	102	98	100	105	101	104	101	88	87
1—2万	98	101	101	103	94	97	100	97	107	103	98	96
5千—1万	97	98	102	102	92	94	94	94	108	105	114	111
5千未満	96	94	101	99	92	90	93	95	107	109	132	131
1935年												
総 数	100	100	100	100	100	100	...	...	100	100	100	100
10万以上	134	127	116	113	162	145	...	...	63	71	44	54
5—10万	116	123	109	114	123	129	...	...	81	76	64	64
4—5万	109	126	105	119	110	128	...	...	92	77	66	59
3—4万	103	115	101	110	103	116	...	...	97	85	82	72
2—3万	101	106	101	104	99	103	...	...	101	96	84	82
1—2万	95	103	97	104	91	99	...	...	111	100	99	89
5千—1万	88	91	94	96	82	86	...	...	122	116	126	117
5千未満	79	80	87	86	73	76	...	...	135	130	168	158
1930年												
総 数	100	100	100	100	100	100	...	...	100	100	100	100
10万以上	138	129	118	114	173	153	...	...	59	68	42	54
5—10万	119	125	109	115	133	134	...	...	78	75	54	56
4—5万	116	126	106	115	130	139	...	...	80	74	57	56
3—4万	112	116	105	109	121	124	...	...	84	82	66	69
2—3万	102	108	100	105	103	108	...	...	99	94	76	75
1—2万	97	105	99	106	94	101	...	...	107	98	92	84
5千—1万	91	93	96	97	85	88	...	...	118	112	119	112
5千未満	82	83	89	88	76	79	...	...	129	125	157	147

1) 各指標ごとに、男女各全国の比率=100とする

図21 人口階級別市町村青年期人口の人口構造における  
地位に関する指標の指標 (全国平均基準)



子の比率が高く、大都市のみは女子の方が高い。これに対して、指標AとBは10万以上の大都市のみは戦前戦後とも男子の比率の方が高く、他の人口階級では1930年には5千未満の町村も男子の比率が高く、戦後1950年には、指標Aは4万未満各町村が、指標Bではどの市町村も男子の比率の方が高い。こうした点にも指標AとBにおける戦後の混乱の現われがみられる。

また、各比率が段階的に上昇または低下していく場合に、全国平均をこえ、または下廻るのは、戦前では人口1万から2万の都市であつたのに、戦後はその規則性が乱れることは表25のとおりである。すなわち、指標Fのみは男女各比率とも、戦前戦後を通じて人口1万未満の町村が男女各全国平均をこえているのに対し、指標CとEは男子比率においては、1930年は人口2万の、1935年には人口3万の、1950年には人口5万の、市町村においてそれぞれ全国平均をこえたり、低下したりしている。女子比率においては、1930年には人口1万、1935年には人口2万、1950年には人口3万の市町村が全国平均との上下の境となつてゐる。

指標Dはここにみられるように戦後に關する限りでは男女比率とも人口2万以上の都市において全国平均をこえている。

指標Aは、女子比率は戦前戦後を通じて人口1万の町村を境にしているのに対し、男子は戦前は人口2万、戦後は5万の都市を境にしている。これに対し、指標Bの男子比率は戦前は人口2万以上が、戦後は2万未満が全国平均をこえていて戦前戦後の差異が最も著しい。女子比率も戦前は人口1万以上の都市は全国平均をこえていたのに、戦後は人口5千から10万未満の市町村が全国平均をこえている。

かつて、われわれは、人的産業構造の変動に現われた地域社会の経済的基礎の変動と、人口の人口学的な基本的特質である再生産の状態とが相対応して規則正しい変動を示すことを知つた。その際にこのような地域社会の拡大による変動から判断して人口1万をもつて都市と農村とを区分するのを適當としたが、ここに考察を加えた青年期人口の人口構造における地位においても人口1万または2万の地域社会において、少くとも戦前は、一段階を劃している。しかし、戦後、1950年には戦争の影響によつて戦前のような規則性は以上のように混乱を示している。

そうした混乱は、各指標に現われているけれども、青年期人口が自らを含めて生産年齢人口の中に占める地位、あるいは10歳の年長者である壯年人口に対する関係などに最も強く現われており、幼年人口や老人人口に対する関係においては比較的戦前との開きが少いといえよう。

#### (4) 要 約

全国各市町村を人口の大きさによってグループして、人口階級別に青年期人口の人口構造における地位の変化を考察すると、以上のように農村から都市へ、さらに都市的性格がだいに濃厚になつて大都市に至るまで、明らかに規則的な変化の特徴を示している。それらを考察した結果は次のとおり要約される。

(1) 6種の指標はその性質上、青年期人口を分子とするA, B, Cの各比率と青年期人口を分母とするD, E, Fの各比率とが相反する特徴を示すことは人口階級にも比較的規則性をもつて現われ、指標A, B, Cの各比率は農村で低く、都市も人口の大きいほど高まるのに対し、指標D, E, Fの各比率は農村から大都市に至るまで段階的に低下する。

(2) 人口階級別にみた各指標の比率の以上の特徴は、戦前1930年、1935年に比べると、戦後1950年にはその規則性が乱れて不明確となつてゐる。中でも、生産年齢人口の中に占める青年期人口の

比重（指標B）はその傾向が最も著しく、人口階級間の差異を縮小し、男子比率では逆の傾向をさえ示している。

(3) したがつて各指標の比率が示す人口階級間の差異も、戦前に比べて戦後は縮小しており、各指標のうち比率の地域差の最も小さい指標A、Bは最高最低の差は戦前8~11%であつたのが、1950年には1~2%となつてゐる。これにつぐ指標Fの比率は戦前40~50%であつたのが、戦後はその半分程度となり、指標Cの比率は戦前は男80~90%，女が60~70%であつたのが、1950年にはその3分の1程度となつてゐる。地域差の最も大きいのは指標Eの比率であるが、これも戦前の男140%前後、女110~120%から戦後はその3分の1程度に縮小している。

(4) このような戦前戦後の変化は、各指標の年次変化を市部郡部別に概観した場合の市部比率の低下、郡部比率の上昇によつて両者の比率が接近していることと対応するものである。1940年から戦争直後の1947年までの混乱の激しい時期についての青年期人口の動向は明らかにできないが、各指標のうち指標Bの比率が最も著しい。指標Bと対照的な特徴を示す指標Dは戦後だけしか明らかにできないが、市部郡部別の動向を戦前と比較した結果を考え合わせると、これもおそらく戦前とは逆の傾向を示しているものと推定される。

(5) 各人口階級別に男女の比率を比較すると、指標A、B、Cにおいては、戦前はほとんど10万以上の大都市のみが男子の比率が女子のそれよりも高かつたのに、戦後1950年は指標AとBは指標Aの4~10万の都市を除いて各人口階級ともすべて男子比率の方が女子比率よりも高くなつてゐる。これに対し、指標Dは戦争による男子人口の損耗により、指標Fはその性質によつて、いずれも女子の比率の方が男子よりも高いことは各人口階級とも例外はない。指標Eは10万以上の大都市を除いて各人口階級とも男子の比率が高いことは戦前戦後とも同様である。

(6) 各指標の比率を男女それぞれ全国平均を基準として指数化してみると、農村から大都市に至る上昇の速度は幼年人口に対する青年期人口の比率が最も大であり、総人口に対する比重と生産年齢人口に対する比重がこれについている。また、低下の速度は青年期人口に対する幼少年人口も急であるが、老人人口の方がいつそう急であり、さらに後者は戦後においても他の指標の比率と異なつてその傾斜を緩やかにしてはいない。

以上、人口階級別に青年期人口の人口構造における地位に関する特徴を考察するに当つて資料の制約上、各調査時の境域によつてゐるため、例えは4~5万の都市は各年次、その内容において大きい差異がある。また、ここにとり上げた年次も戦前は1930年、1935年両年次のみであり、戦後は戦争による影響がなお残存する1950年のみであつて、青年期人口の人口階級別市町村における特徴の変動を分析するには不十分である。

しかし、このように限られた考察によつても、青年期人口の地位は、農村地域から地方都市、中小都市、さらに大都市へと単位地域の都市的性格がしだいに拡大するにつれて、かなりな規則性を示して段階的に変化することが認められる。すなわち、総人口あるいは生産年齢人口の中に占める比重は都市的性格の拡大とともに拡大していく同時に幼年人口に対する比率も増大していく。これに反して、青年期人口が幼少年人口あるいは老人人口を負担している程度は農村よりも都市に都市では大都市ほど低下する。青年期人口に対する10歳年長の壮年期人口の比率は1950年に關する限り農村から大都市に至るまでしだいに拡大しているが、この指標の全国市部郡部における動向からみても戦前のノルマルな状態にあつては、おそらく逆の傾向を示したものと推察される。

戦争の影響は以上のような青年期人口の地位に対して多くの影響を与えてゐることはすでに全国の市部郡部別、あるいは都道府県別考察において明らかにしたとおりであるが、人口階級別にみた

市町村の場合には一般的にいつて地域差を減少せしめる方向に働いている。その最も著しい例は生産年齢人口の中に占める青年期人口の比重と青年期人口に対する壮年期人口の比率、特にその男子の場合にみられる。

要するに、以上の考察によつてみても近代社会において最も顕著な都市へ集中する人口において地域的流動性に富む青年期人口が占める地位の重要性が、人口の大きさによつて分けた地域社会に段階的に増大することを現わすことが認められる。しかも、この規則性は戦争の影響の残存する1950年においてははなはだしく混乱せしめられているのであつて、青年期人口の農村への逆流あるいはその滞留をも推察できる程度のものである。1955年においては単位地域としての市町村の大きさの著しい変化によつて、直ちには考察できない状態にあるけれども、おそらくは多分に戦前の規則性を回復しているものと推考できる。

## 資料

# 人口問題審議会の潜在失業対策に 関する決議並びに附属参考資料

人口問題審議会では昭和32年1月18日第8回総会以来、潜在失業対策に関する決議について審議を開始し、5回にわたって審議を重ねてきたが、昭和32年4月26日第12回総会は之を第1部会の審議に委ね、第1部会は昭和32年6月19日第7回会議をひらき、つづいて7月18日第8回会議において決議起草委員会を決定した。決議起草委員会は都民銀行頭取・工藤昭四郎氏を委員長として爾来回を重ねること数回、昭和33年2月12日その成案を第9回第1部会に提出、つづいて2月17日第14回総会に回付した。以後慎重審議を重ねて、昭和33年3月31日の第16回総会において最終的修正案の満場一致の決議をみるに至った。決議並びに附属参考資料を掲げれば以下のとおりである。

## 潜在失業対策に関する決議

(昭和33. 4. 16)

### 目 次

まえがき	47頁
第1部 現状の分析	48頁
第2部 対策の方向	50頁
第3部 対策の内容	52頁
附 帯 決 議	54頁

### まえがき

かつて、本審議会は、昭和38年8月の“人口収容力に関する決議”に際して、わが国当面の人口問題の中心が雇用問題にあることを明かにし、その打開のための努力を要請した。

戦前の多産多死型の人口動態は、戦後決定的に少産少死型のそれに移行するに至つたので、わが国人口は、いま、既往の多産と現在の少死とがかなり合つて、生産年令人口が異常に増大する転換期の苦難に直面している。このような人口の構造変動から必然化される雇用問題の重大性についての本審議会の見通しは、その後の雇用状勢の推移の中でいよいよその確証を加えつつある。

この一両年間日本経済はその量ならびに質において著しい成長を示し、激増する労働力を大過なく吸収しえたばかりでなく、雇用構造の近代化と高度化へのきざしも窺われるに至つた。しかしながら主として工業部門に吸収されたこれら労働力も、その大部分は臨時工としての、乃至は中小企

業部門での雇用の増加であつた。生産性も低く、所得も極めて少く、労働時間も正常でない、いわゆる不完全就業層はここでもなお広汎に存在している。世界的にも注目の的となつた経済の驚異的大拡大のなかにおいてすら、このような状況であつたことは、わが国における雇用関係の正常化がいかに根本的な対策を必要とする困難な仕事であるかを痛感せしむるに足るものである。そのうえ、今後のわが国の経済成長のテンポは、多くの専門家に指摘されているとおり、今までのように高いものではありえないであろう。現に昭和32年12月17日に発表された新長期経済計画においても、より低い成長率が採用されている。もしもそのように今後の経済が進むとするならば、雇用状勢の改善には従来にましてさらに格段の努力が必要とするであろう。もしも政府が来るべき時期に雇用や所得の不均衡是正について特段の施策を行いえないとするならば、正常な雇用の吸収はより停滞し、賃金や所得の格差はより拡大して、国民経済の正常な発展そのものが阻害されるおそれがある。

本審議会はこのような観点から、特に潜在失業を中心として現状の分析を行い、とらるべき対策の方向を明らかにしようとするものである。

1. 本決議がここに特段の対策の対象としてとりあげる潜在失業とは表面からみれば就業であるが正常な就業と見ることのできない就業である。いいかえれば、それは就業というよりも、失業の一形態と見られる就業である。わが国では不況期においてさえ失業者が顕在化されることはきわめてたくない。人口増加の圧迫を背景とする雇用の相対的不足は失業としてあらわれることなく、あたかも武藏野の逃げ水のように、潜在失業として吸収されていく。それはわが国特有の経済構造と深くむすびついた現象であつた。したがつてこのような潜在失業は今まで普通のこととして見逃され、真剣な政策の対象として取り上げられることがなかつたといつてよい。
2. しかしながら、最近の状勢の変化はこの問題について真剣な考慮を払う必要をいよいよ痛感せしめる。周知のように大企業を中心とする産業部門は、世界市場での貿易競争にそなえて最近より一層設備の合理化、拡大に、技術の改善に努力を集中しつつある。しかしそこでは生産増大の反面、労働節約が行われている。これらの部門では賃金や所得は強力な労働組合の存在もあつて、比較的高く保たれている。しかしにこれと対照的に前近代的な労資関係にたつ中小企業や家族経営による零細企業、さらに農業部門では、資本や設備の相対的不足を賃金や所得の低下によつて補強してゆかねばならないために、そこに雇用される労働力の潜在失業的性格をいよいよ濃化せざるをえない。このようにして経済、雇用ならびに所得の不均等な発展が行われるならば社会的緊張の增大を招くこととなるであろう。わが国経済がその特殊な構造の中で今まで大過なく収容してきた大きな人口増加が深刻な人口問題としてとりあげられなければならない理由もまたそこにある。
3. 戦後10年すばらしい成長をとげてきたわが国経済も、この問題を解決することなしには今後ひきつづいて正常な前進を行うことはできない。潜在失業の存在は今や大きな社会不安の温床とさえなりつつある。景気変動の波も人口増加の趨勢も、いまは最も苦難な時期に差しかかっているが、国民経済の今後の正常な前進のためにわれわれは当面の応急処置に終始するだけでなく、同時に勇気と決断をもつて潜在失業問題の重大化する国民経済の場そのものの改編作業に手を打たねばならない。わが国人口問題の解決もそれをおいては望むべくもないであろう。

## 第1部 現状の分析

最近の増大しつつある就業者のうちには、短時間就業、就業の不規則、収入の不足；その他の原

因によつて追加労働あるいは他への転業を希望するものが多い、これらはとりもなおさず、潜在失業増大化の一つの指標であるが、その分野は、わが国産業のあらゆる部分に及んでゐる。大企業においても臨時工や日傭労働者の存在はその別個の姿である。極めて概括的にその特長をあげてみると以下のようなである。

1. 農業では、その労働力吸收の母胎である耕地面積が、戦後縮少している。多角經營への進歩、土地利用の高度化はこれを大きく相殺してはいるが、耕地面積が実質的に拡大されたとまではいえまい。之に対し農業に依存する労働力は戦前よりもかなり多い。もちろん農業部門における終戦直後の超過剰的な就業状態は今ではほぼ旧に復したといつてよいが、しかし、農家の兼業が中上層農家にまで増大傾向を示しているのは、この部門における労働力の過剰が新しく濃化している証拠といえよう。戦後農業技術は格段に進歩し、農業生産力は著しく上昇した。それは新しく農家の階層分解をおし進め、農業からの離脱を必要とされる非生産的農家を増大させている。その一部は最近急速に脱落しはじめるに到つたが、しかし彼らの大部分はまだ完全に離農あるいは離村できずに、猫額大の土地にしばりつけられている。
2. 林業と漁業では賃労働の占める比率が大きいが、これらの賃労働にはまだ多くに旧い雇用関係が残つている。それと平行してまた双方とも農業との兼業が著しく多い。特に漁業における就業者総数の3割は、潜在失業的状況といわれているが、家族全員の雑多で且つ不完全な労働所得をよせ集めて生計を立てているそのような零細漁家の生活体制はその過剰労働力を近代的工業その他の産業の労働力に転化させるのに極めて困難な事情にある。その点は零細兼業農家の場合もまたおなじである。
3. 戦後は農林漁業部門も、經營合理化の必要に駆り立てられるに至つたので、戦前のように都市の失業を吸収する貯水池的な役割は最早はたさなくなつた。それだけに都市での潜在失業は戦後とくに深刻な様相を呈するようになつたといえる。都市での中小企業、零細企業の比重は戦後も圧倒的に高く、雇用の吸収を担当しているのは主としてこれらの部門である。しかし工業の分野をとつても、低賃金層にぞくしているものは大きい。また戦後増加した就業者の大半を吸収した商業とサービス業での就業のうちには、合理的な雇用形態とはみなされない部分がはなはだ多い。なお、主として自己の住居で内職に従事している家内労働では委託者側からの一方的な契約に束縛され、余りにも低い報酬が支払われている。労働は著しく苛酷であるにもかかわらず、それから得られる報酬は家計収入のほんの支えにしかなつていない。しかもこのような面が今や都市生活の底辺に漸次拡がりつつある。
4. 今や広汎に、潜在失業的な症状が一般化しつつある。その全貌を单一の指標によつて計量することは多少問題はあるが、労働力調査の結果によれば、全就業者のうち、週35時間ないし48時間というもつとも正常な形の就業者はあまり増加せず、週20時間未満あるいは週60時間以上の短時間就業者と長時間就業者が年々著しく増加している。特に非農林漁業の自営部門ではこのような傾向が著しい。潜在失業的就業増加の一端はここにもはつきり窺われよう。
5. 以上のような傾向は中小あるいは零細企業部門において典型的に現われているが、正常な就業を保持している大企業もしくはこれに準じる部門でも、たとえば臨時労働者にみられるような潜在失業的な現象が普及しつつある。これらの臨時労働者は、今では、季節的労働者や見習工、あるいは退職後の老令者の労働というようなものではなくて常用労働者と同じ労働力が同じ労働に従事しながら、異つた賃金と労働条件におかれているのである。すなわち臨時労働者として採用されたために、雇用関係が不安定であり、退職金その他の保障的制度からも除外されていること

が多い。

6. またこうした臨時労働者のうちで最も窮屈した層が職業安定所の窓口にあらわれる登録日雇労働者である。日雇労働者は戦前は主として農村の零細層から横すべりの形で移動してきたものであつた。それが現在では、主として都市の諸産業からの落層人口によつて占められるに至つた。且つそれは一時的、待期的なものではなく、恒久的な形に変化し、失業対策事業の就労者にみられるように、一種の常時定職化の傾向を示すに至つている。
7. こうした潜在失業はやがて公的扶助の対象として沈没していく。もちろん、被保護層は働く能力としての労働力からみれば失業とは異なる性格のものであろう。本来は貧困と失業とは区別すべきものである。しかしあが國のように、失業が失業として顕在化しないところでは、経済的にも肉体的にも労働能力上のけじめは明かでない。いいかえれば貧困と失業とが隣り合せ、且つ、重なり合つてゐるといえる。潜在失業の日本的形態の一端にこうした被保護層があることも忘れてはなるまい。
8. 最後に、新規学校卒業者についてみると、日本の産業は、既就業の経験者よりも未就業者として新規学校卒業者を需要する度合いが大きいために、新規学校卒業者の就職率は比較的好調を辿つてゐる。農業その他の自家営業の家族従業者として残る者も最近はいちじるしく減つてきた。しかし自家以外で就職する新規学校卒業者の大部分は中小及び零細企業に吸収されているものであることを忘れてはならない。

以上のような種々の姿をとつてゐる潜在失業の共通的な点は、(1)低い所得、(2)正常でない労働時間、(3)不安定な雇用関係であり、またこれをその発生する産業の場からみると中小、零細企業や自営部門が多く、これら部門に共通な低い生産性が労働力の過剰供給に支えられていよいよ痼疾化しつつある点にある。

その実態を精確に計量することは、それが多岐多端な姿をとつてゐるために、ほとんど不可能事にちかいが、仮りに現在國の公的扶助の対象となつてゐる被保護世帯とほぼおなじ程度、またはそれ以下の生活をしている低消費水準世帯だけを取りあげてみると、その総数は、昭和31年4月の厚生行政基礎調査の結果によると、被保護世帯も加えて246万世帯、その世帯人員は1,113万人で総人口の12パーセント余に及んでいる(昭和32年「厚生白書」参照)。そしてこれら低消費、低所得世帯内で何らかの収入活動に従事している労働力の総数は430万余と概算されるが、それはわが國の全労働力の約11パーセントを占めて、その老大な底辺を形成している。もちろん、これらの労働力の中には、世帯主の所得が改善されることによつて乃至は社会保障の拡充強化されることによつて当然に非労働力化さるべきものも渺くないが、正常な労働力の所得の不足がおなじような低所得就業を更に増加させてゆく潜在失業の悪循環的拡大の姿は、これら最低生活者層において最も典型的に現われており、わが國今日の労働事情全般の問題点を示唆して遺憾ないものといえよう。

## 第2部 対策の方 向

以上のように広汎かつ多量に存在する潜在失業に対する対策が容易に確立しがたいことはいうまでもないが、可能なかぎりその対策を推し進めること、しかも経済ベースの上でその解決にむかつて努力を集中することが肝要である。かつての過剰人口対策が、失業を顕在化し、その動きに対し対策を講ずるという方向をとらず、たとえば帰農政策のように却つてこれをより潜在化そうとする方向がうちだされたことは、甚だ遺憾である。わが國の労働市場は、労働力への需要が旺盛など

きには供給力が上昇し、その反面不況の場合には、供給そのものが減退するというような形をとらなかつた。その結果は経済政策上の焦点がつかみにくく、失業対策は経済外的な救貧政策的な方向をとらざるをえなかつた。このような点にかんがみて、潜在失業についてその経済的な背景をできるかぎり明かにすることにつとめ、その上にたつての妥当な対策をつくり出すことが必要である。潜在失業を生起せしめている一番の原因は国民経済構造上の欠陥の痼疾化であり、その根本事態の変更改善に政府と民間との協力体制の整備が必要である。もしもこのような整備が行われるならば、たとえ今後経済成長のテンポがスロウ・ダオンするとしても、解決に一步近づくことは可能であると信ずる。この点について本審議会がさきに決議した人口収容力に関する対策を改めて想起したい。それは一方においては経済的観点から雇用の増大を中心とする計画的な産業の再編成を、また他方、これと併行して失業対策、社会保障の拡充完備を、いいかえれば両面的、総合的な対策の樹立と推進により解決の方向へ近づくことを要請したものであつた。現状についてもこの点は十分妥当な見解だと考えられる。

このような観点からさし当つての方向と問題点を列記してみると以下のようである。

1. 農村はかつては過剰人口のプールであつた。その低所得が、主として都市における低賃金と密接につながり、戦前の日本経済の拡大の基盤を提供していた。しかし戦後ではこれらの状況は大きく変化している。農地改革による自作農化は、戦後農業技術の画期的進歩や農業部門に対する財政支出の画期的増大と相まって、農家所得を大幅に増大させ、また農業經營に経済計算の精神をつよく導入するに至つた。戦前農村が受けもつていた不況の場合の失業者のプールとしての社会的機能が著しく少なくなってきたのもそのためである。しかしながらこのような前進は、最近の兼業農家の増加に見られるように、同時に農民の階層分解を一段とげしいものにさせており、潜在失業問題を新しく濃化させつつある。農業人口の合理的収縮は今こそ現実の政策課題となつてきたといえよう。急激な農業政策の変更はのぞみえられないけれども、この部門の過剰労働を新しい土地造成を通じて収容するとか、他の産業部門へ移出するとかの措置を促進することはわが経済政策の大きな課題として打ち出さなければならない。また農業部門とそのまま同一ではないが、林業や漁業部門についてもこれに準じる対策の確立が要請される。
2. 雇用の新規の吸収は、諸種の中小企業やサービス業にまつことが多かつたが、中小企業における低賃金は、中小企業の輸出に占める割合の大きさからみても、ソシアルダンピングのそしりをうけやすく、それだけ貿易市場の拡大に阻害要因となりやすい。その上、中小企業での低賃金の存在は、ひいては大企業の合理化にも反作用し、大企業の生産力の上昇を阻害するとともに、また、大企業における生産品の国内市場を狭くし、機械工業など雇用吸収に寄与する産業の発展をマイナスにしている。しかしながら資本蓄積には自ら限度がある。その上国際収支に依存する度合のつよいわが国では内需偏重の経済拡大は早期に行詰りを露呈する。従つて、長期的な観点に立つてこの中小企業と基幹産業との二重性的存立また相互の悪循環をできうるかぎりたちきるための方策が樹立される必要がある。
3. 臨時労働者の过大な存在は労働経済の上では賃金や労働市場の流れを徒らに混乱させるおそれがあるので、その正常化のための対策が推進される必要がある。
4. 現在の生活保護法、また社会保険制度、さらに失業対策事業などは相互に密接な関係をもつべくして、十分行われていない。その結果潜在失業対策の効果は大きく減殺されていると考えられる。これらの費用はなお年々増加してゆくと推察されるけれども、その使用についてもつと効率をあげる必要がある。

潜在失業対策は孤立し切離された対策では効果がすくない。国民経済の発展、高度化をもたらす長期の経済政策ないし経済計画と併行して、その内部のマイナスを調整するための総合的な均衡をえた対策とならねばならない。しかも内部的不均衡の是正は今や緊急の必要に迫られている。人口の圧迫が戦前よりもなお甚しいことを考えれば、現在の表面的な安定の中により大きな苦悶と矛盾が存在しているといえるかもしない。

もちろん、人口増加の圧迫はそう長期につづいてゆくものではない。出生率の低下にともない将来は労働人口の増加は漸減し、それを上廻るような労働力の需要を生じる場合もないとはいえない。しかしそのような時期に国民経済の全般的な近代化を実現し国民生活水準の画期的な上昇を期待するには今から打つべき手を打つておかないと手おくれになる。労働力の移動は単に頭かずのやりくりだけで実現されるわけではない。労働力の不足が労働力の過剰と同時に発生することが国民経済にとつては最も不幸な事態といわねばならぬ。本審議会は、当面の困難な諸情勢を十分に考慮しつつも、今こそ潜在失業対策が軌道にのせらるべき時期であることを広く朝野に訴えることを至当と考える。

### 第3部 対策の内容

以上の観点に立つて、当面実施されるべき潜在失業対策をあげれば以下のようである。

- 1.（産業政策の基本方向） その第一の方策は国の経済政策、なかんずく産業政策の確立である。経済成長をできるかぎり安定性の上に極大化するための国の経済計画ないし政策がうち立てられなければならない。この観点から本審議会は最近発表された新長期経済計画に大いに期待するものであるが、経済計画の策定に当り、雇用の吸收、とりわけその質的改善についてできうるかぎりの配慮を望みたい。しかもそれは従来のように一律的且つ抽象的でなく、各産業、各地域における労働の吸収度についてそれぞれ検討を加えた具体的なもの、今後の指針となるものを望みたい。
  - (1) 農業部門では、上述のような戦後農業の新動向に即応して、農業の生産性を国民経済の進歩に遅れないように格段に向上する方針を確立するとともに、国民経済全般が次第に近代化するに応じ、農業政策は漸次経済政策としての性格に徹することを望みたい。単に過大人口の収容の場となりがちな農業経営を企業としての基礎の上にのせることは、国民経済における跛行性を是正するうえに効果的な方法であるばかりでなく、人口収容力を健全化し、人口の過当な増加を適正化するためにも重要な施策であるとの認識に徹底し、これに基いて国民経済全般にわたる政策が実施されることが必要である。そのような見地からこの際特に強調したいのは、すでに農業離脱過程にある零細兼業農家に対する対策である。具体的な点については更に検討を要するけれども、これを農業以外に吸収する積極的な転換方策を産業政策全体としてうち出すべきである。林業、漁業における潜在失業対策についてもこれに準じた対策がとられるべきであろう。
  - (2) 国の経済計画における投資計画の策定については、単なる資本効果のみならず、雇用効果についても十分な検討が必要である。このような観点からいえば、いわゆる重化学工業中心主義、もしくは基幹産業中心主義の経済運営は必ずしも効果的方法とは考えられない。わが国の経済成長は、輸出に大きく依存している。また、輸出産業のなかにおける中小企業の比重がきわめて高い、これらの事情を考えると、今後の世界貿易の需要構造が重化学工業化してゆく大勢に順応しながら、特に機械工業やその他の加工産業における経済規模の拡大、生産性の向上にさらに格

段の努力を集中すべきである。

(3) 今後潜在失業がより加重されると予想される都市の中小企業に対しては、技術、設備、経理にわたる内部的諸条件の改善にさらにより一層の努力を集中し、企業の体質改善を行う必要がある。老幼、男女さまざまな労働力編成上の不均衡ならびに労務管理の不整備に対しても、自らこれに対処していくやり方が必要である。それとともに、可能な限り組織化の道を制度化してその存続を保証し、大企業との間の分野協定、取引条件の標準化、公正化の措置を講ずる必要がある。要するに中小企業の近代化に漸次拍車をかけつつ、拡大を促進することが切望される。

2. (最低賃金制度その他) しかしながら、単なる経済的合理主義の観点からのみ潜在失業対策を進めてゆくことはできない。解決はもとと緊急を要するのである。したがつて、すでに現実に存在している潜在失業的就業部分に対しては、直接その失業的性格をなくするための対策をとる必要がある。このような観点から特にここでとりあげることを要請したいのは、最低賃金制度の実施である。周知のようにすでに労働基準法中に最低賃金制度が制度として定められていることをはつきり再確認して「最低賃金制度」をできうるかぎりその軌道にのせるよう措置することが必要である。これとともに家内労働法を制定し、内職その他の低賃金による労働強化に対しても、公正基準を導入すべきである。

(1) 最低賃金、家内労働法は原則として全国一律に実施されることが望ましいが、それは一挙には困難であろう。このような制度を早急に実行することによって反面に生じる中小企業や零細企業の業者の生存の基礎をうばつたり、また違反を余りにも拡大していわゆる正直者を馬鹿な目にあわせるような矛盾や摩擦をつくりだすことは決して当をえた方策ではない。企業の特異性や地域的実状を十分頭に入れて漸次進めてゆかねばならないであろう。しかし政府はこのさい長期経済計画とにらみあわせて将来における完全実施を目指としてそれに向つて前進を開始することが必要である。

(2) 差し当つて局部的、暫定的に実施るべき最低賃金制度も、単に業者間協定を事後的に公認するというような仕方だけでなく、政府または中央、地方の賃金審議会の積極的な参与と指導が必要であろう。また最低賃金制度の実施が最も必要な産業分野は雇傭者の組織の最も薄弱なところであるから、その実施に当つては彼らの意見が十分に反映されるよう制度上の考慮が払われるこことが望ましい。

(3) 最低賃金制度や家内労働法の設定とともに生活保護、それに健康保険ならびに失業保険などの社会保険制度、さらに日傭制度や失業者救済のための公共事業、また未就業失業者保護などの全分野に亘つて、再検討が要請される。これらの諸措置が全般的に拡充されることが必要であることはいうまでもないが、国の長期経済計画を中心としてそれぞれの位置づけが行われることが先決である。そのような立体的な、厚生、労働行政を通ずる体系化が行われないでは、潜在失業対策は真の意味では前進できそうもない。

3. (財政措置と国内体制の整備) 戦後の経済復興のテンポは目ざましかつたといつても、一方では人口が異常に増加し、また他方では国際経済競争に伍して産業の合理化と高度化がつよく要請されているのでわが国の産業水準と資本蓄積力はまだ低い。それだけに潜在失業対策を効果的に進めゆくことは決して容易な業ではない。しかし潜在失業層の累積によつて、深刻化されつつある社会悪や社会不安は今のまま放置することは許されない。

当面可能なかぎり安定的な経済成長をはかり、正常な雇用の増加につとめながら、低所得、低雇用の改善のための措置を拡大してゆかねばならない所以もそこから生じる。一番必要なのはそのた

めの行政機関相互の緊密な連繋と国家予算の増大である。現在の国民の税負担は戦前よりも重いから税負担を軽減して民間における資本の蓄積をはかる必要のあることはいうまでもないが、国民経済の全般的な発展と国民生活水準の全般的な上昇を保障するための諸対策については、優先して国費の重点的な投入を行う必要がある。

潜在失業発生の根源をたつたためには、以上の措置だけではなしに、教育制度の刷新、特に産業教育や職業訓練の徹底、海外移住の促進等の措置も要請される。しかし、本決議においてはなによりも潜在失業と正面からとりくみ、これを漸進的に改善しようとする政府と国民の覚悟、それに裏づけられた国内体制の整備を要望する。

以上

## 附 帯 決 議

潜在失業の実態についてはすでに各種の調査研究が行われているけれども、政府はこのさい対策実施の根拠となりうるような全国的実態調査を定期的に行うよう措置されたい。

## 潜在失業対策に関する決議附属参考資料

### 目 次

1. 人口増加の圧迫	54頁
2. 資本の高度化と雇用構造の歪み	55頁
3. 経営規模別の賃金格差	56頁
4. 戦後農業の進歩と零細兼業農家の累積	58頁
5. 潜在失業的就業の場としての都市の小・零細經營	59頁
6. 日雇労働の増加とその社会的恒常化	60頁
7. 家内工業の一般的残存	61頁
8. 潜在失業的就業増加の概貌	62頁
9. 最低生活者層の大きさ	63頁
10. 被保護世帯の概況	64頁

### 1. 人口増加の圧迫

戦後のわが国人口動態は、旧い多産多死の形から近代的な少産少死の形へ決定的に転換した。それが人口動態の近代化といわれるのは、これによつて出生と死亡の差、即ち自然増加が収縮され、人口の増加が次第に緩慢化されるためである。しかし、現在の過渡的段階にあつては、まだ死亡率低下の影響の方が強く作用しているので、人口はかえつて戦前以上の増加をつづけている。昭和31年に自然増加は戦後はじめて100万台を創つて94万となつたが、それでもまだやつと戦前水準に戻つた程度である。

その上、このように出生率を低下させながら、更にそれを上廻る死亡率の低下を主要因として行われる人口増加は、年少人口は減少しながら成人人口ばかりを増加させることになるので、同じ100万ちかい人口増加といつても、それが労働市場に及ぼす圧迫は一段ときびしい、人口問題研究所の推計将来人口によつてその一端を示すと表1のようである。

表1 既往および将来における人口特に15~59才生産年令人口増加の趨勢

(年平均・単位万人)

期 間	増 加 総 数	15 才 未 満	15 ~ 59 才	60 才 以 上
昭和 5 ~ 昭和10	96	39	49	7
〃 25 ~ 〃 30	118	9	93	16
〃 30 ~ 〃 35	82	— 48	109	21
〃 35 ~ 〃 40	61	— 94	130	24
〃 40 ~ 〃 45	64	— 46	86	24
〃 45 ~ 〃 50	63	0	38	26

(備考) 戦前は沖縄を含む旧内地、但し、差増の数字には大差はない。また昭和25~30年の増加には奄美大島を除いてある。昭和30年以降は人口問題研究所の昭和32年5月改算の推計将来人口による。

即ち、15~59才の生産年令人口の増加は、戦前の昭和5~10年のころは年平均約50万であつたのに対し、現在は昭和30~35年の5カ年間の年平均として109万、即ち戦前の2倍以上の大きさになつておる、更に昭和35~40年には平均130万にも達する。昭和40~45年に至つて始めて下り坂になるが、それでもまだ戦前水準よりは遙かに大きい。つまり、われわれは今後10年余にわたつて、生産年令人口の激増という形で、極めて異常な人口の圧迫に直面しているわけになる。

## 2. 資本の高度化と雇用構造の歪み

生産年令人口の激増という形で現われている異常な人口の圧迫が戦後わが国人口動態の画期的な近代化の結果であるのと同じように、戦後国民経済に要請される同じく画期的な近代化もまた国民経済と人口との不均衡を深刻化する主要因の一つとなつてゐる。国民経済の近代化、いいかえれば産業構造の重化学工業化と資本の高度化は、それが異常に生産を増大するほど雇用を増加させず、またその雇用効果はそのような近代化の推進される大企業においてよりもむしろ中・小・零細企業の面で現われてくることになるので、労働の生産性や所得にさなきだに大きな格差をもつてゐるわが国の雇用構造の歪みを更に一段ときびしいものにせざるをえない。

一例を鉄鋼業にとると、これは圧延部門におけるストリップ・ミルクの導入等、戦後昭和26年度から30年度にかけて実施された第1次合理化計画により、近代化の最も進歩した部門であつた。鉄鋼連盟の調べでは、労働生産性は26年度平均を100.0として、30年度には252.7に向ふしてゐるが、この間労働者数は27年の18万8千人から30年の18万4千人と、殆んど動いていないというよりはむしろ縮少気味であつた。更に一例を自動車部門にとると、ここでもトランク・マシンの採用などで最近頻繁な近代化を行つてゐるが、この機械の導入によりエンジン・ブロックの生産に要した40名の労働者は僅か1名ないし2名で足りることになつたといわれている。(日本生産性本部生産性研究所雇用問題委員会編“日本の経済構造と雇用問題”所収の開銀調査部次長・宮平武平氏の報告による。)

このような状勢の全貌を、通産省の工業統計表により、製造業における経営規模別従業者数の推移としてみると表2のようである。従業員規模1,000人以上の巨大企業事業所においてはその雇用量は絶対数としても一貫して年ごとに減少していることがわかる。そして最近の旺盛な設備投資が主としてこれら巨大企業において行われたものであることは附言するまでもあるまい。

基幹産業部門における資本の高度化は、国民経済発展の推進力として、あきらかに全雇用量を増大させつつあるが、中小及び零細企業にその大半を押し込んだわが国特有の雇用構造の歪みをも同時に拡大再生産しつつあることにも亦われわれは目を止めねばならない。

表2 製造業における経営規模別従業者数の推移

(a) 実 数 (単位 1,000人)

従業員規模	総 数	1～9人	10～29人	30～99人	100～499人	500～999人	1,000人以上
昭和 26年	4,720	1,019	910	799	837	294	860
〃 27〃	4,803	1,026	964	839	858	325	790
〃 28〃	5,171	1,031	1,046	939	952	367	836
〃 29〃	5,285	1,110	1,114	935	953	366	808
〃 30〃	5,517	1,102	1,188	1,030	1,018	375	804

(b) 指 数 (昭和26=100.0)

昭和 26年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
〃 27〃	101.8	100.7	106.0	105.0	102.5	110.7	91.8
〃 28〃	109.6	101.1	114.9	117.4	113.8	124.9	97.2
〃 29〃	111.9	108.9	122.4	117.0	113.9	124.5	94.0
〃 30〃	116.9	108.1	130.5	128.8	121.7	127.7	93.5

(c) 百分比分布

昭和 26年	100.0	21.6	19.3	17.0	17.7	6.2	18.2
〃 27〃	100.0	21.4	20.1	17.5	17.8	6.8	16.4
〃 28〃	100.0	19.9	20.2	18.2	18.4	7.1	16.2
〃 29〃	100.0	21.0	21.1	17.7	18.0	6.9	15.3
〃 30〃	100.0	20.0	21.5	18.7	18.4	6.8	14.6

(備考) 通産省、工業統計表(昭和30年)より作成、本調査には国及び公共企業体に属する事業所が除外されている。なお、上表従業者中の常用労働者数は各年次を通じ92% (昭和26年)～95% (昭和29年) の間にある。

### 3. 経営規模別の賃金格差

神武景気と謳われた最近の好況下に雇用状勢は好転し、雇用構造の近代化と高度化のきざしも現われたといわれたが、それは主として自営業就業者が減少して被傭者が増加し、また商業やサービス業においてよりも製造業における雇用増加が多くなつたことをいうものであつた。しかしながら、製造業における雇用増加の実体は、この好況期にあつても、上にみてきたとおなじく、やはり中小零細企業における増加であつた。大企業においても確かに雇用は増加したが、その増加分は殆んど臨時工あるいは日傭の増加として行われたものであつた。その一端を経済審議庁調べの数字によつて示すと表3のとおりである。

表3 昭和31年における製造業の経営規模別雇用量の対前年比率

(昭30年=100.0)

	総 数	従業員数 100人未満	100人以上500人未満	500人以上
常 用 工	103.4	111.7	105.4	102.9
臨 時 工	154.2	147.2	143.9	157.6
日 雇	109.1	125.5	161.6	103.4

(備考) 経済審議庁の製造業500社の調査による。昭和32年度経済白書頁参照

上表は従業者数500人以上の大経営においても常用工の増加があつたことを示しているが、その割合は最も

低い。もし1,000人以上の巨大経営を別掲したならば、上掲表2からも想像されるとおり、おそらくマイナスを記録しているであろう。この好況下の製造業における雇用の増加も、その大部分は小零細工場において、乃至は臨時工の増加として行われたものであつた。そして問題はこの経営規模の差異がその生産性と賃金においても著しい格差をもつている点にある。労働省の調査資料によつて之を示すと表4のようだ、30人未満（但し10人以上）の工場の男子労働者の賃金は1,000人以上のそれに対して平均してほぼ半分であり、且つその格差は年令の上昇とともに開いていて、生涯の職場としてそれがきわめて安定性を欠くものであることを物語ついている。先進諸国における同様の規模別賃金格差が上下の間で80%を割ることが稀れであることを思うと、下表にみる大きな賃金格差はわが国経済が異常な構造的歪みをもつておる、国民経済の発展がかえつてそこに新しい貧困を累加せざるをえないゆえんを推察するに足るであろう。

なお、おなじく労働省が昭和32年7月に、とくに30人未満の経営規模の常用労働者について行つた賃金調査の結果をみると表5のようだ、賃金格差はほとんど底がないといつてよいほどに落ちてゆくことが了解されよう。

表4 製造業男子労務者の年令別および経営規模別賃金格差（指数）

(A) 年令別にみた規模別格差

従業員規模 年令	総 数	1,000人以上	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	30人以上 100人未満	10人以上 30人未満
総 数	100	126	111	94	80	68
18 未 満	100	117	107	99	97	93
18 ~ 19	100	115	106	101	97	87
20 ~ 24	100	113	108	100	92	80
25 ~ 29	100	114	108	97	86	73
30 ~ 34	100	115	110	96	84	72
35 ~ 39	100	117	108	93	79	66
40 ~ 49	100	123	111	91	77	63
50 ~ 59	100	140	115	97	80	67
60 以 上	100	112	126	116	102	84

(B) 規模別にみた年令別格差

総 数	100	100	100	100	100	100
18 未 満	36	33	34	38	43	49
18 ~ 19	52	48	50	56	63	67
20 ~ 24	74	66	73	79	86	88
25 ~ 29	101	91	99	104	108	109
30 ~ 34	119	109	118	122	125	126
35 ~ 39	132	123	129	131	131	130
40 ~ 49	139	135	140	135	133	128
50 ~ 59	122	135	126	133	121	120
60 以 上	78	70	89	96	99	97

(備考) 労働省昭和29年個人別賃金調査より計算、なお全規模全年令の平均賃金(月額)は15,206円である。

また賃金は月間にまつて支給される給与額をいう。

表5 小零細経営における常用労働者の定期給与額の規模別格差（昭和32年7月）。

	39人以上	29~5人	4~1人
6大産業計	100.0	63.1	40.8
鉱業	100.0	46.5	46.2
製造業	100.0	63.6	45.4
卸売小売業	100.0	66.2	41.5
金融保険業	100.0	63.3	53.1
不動産業	100.0	77.7	60.3
運通公益業	100.0	76.1	62.2

(備考) 労働省の毎月労働統計調査臨時調査の結果による。なお、本表の指標は食事が現物支給されている場合が多い住み込み労働者を除いて、通勤労働者についてのみ計算されたものである。また基準を500人以上のところにとると、6大産業計の指標は、29~5人は54.2、4~1人は35.0となる。

#### 4. 戦後農業の進歩と零細兼業農家の累積

潜在失業的就業の場として最も典型的な産業部門は、戦前においては、農業であつた。終戦直後にも農業は龐大な余剰人口をかかえ込んだが、それはある意味で当時の国民所得の配分構造にそうした動きであつた。国民経済の再建とともに、このような農業部門への戦後の過剰就業はほぼ清算されるに至つた。そして戦後の農業は土地改革を転機とし、機械化の普及その他の技術的進歩を達成しながら大きく前進した。戦後農業技術の進歩が農業の資本設備を重くし、また戦前とかわって主として労働の生産性を向上させるような形で導入されていることも画期的な事実といつてよい。農家経営もそれとともに著しく経済計算化されるに至つた。

しかしながら、このような前進は、同時に、農家の階層分化を一段ときびしいものにし、全般的な農家所得の上昇のかけに農業からの脱落を余儀なくされる零細兼業農家を累積させている。終戦直後の過剰人口の農業部門へのしわよせはすでに清算されたといつてよいが、しかし戦前ほぼ550万戸の水準にあつた農家戸数は、現在は農業を従とするいわゆる第2種兼業農家をも加えると、僅に600万戸をこえており、戦前ほぼ1,400万人を算えた農林業者数は、昭和30年の国勢調査の結果によつてみると、ここ数年来減つてはきたがまだ1,500万を上回つてゐる。農家の生活水準は平均して戦前を大きくこえているが、農家所得における農外所得の割合は戦前よりもずっと大きく、兼業化の傾向は中層の農家層にまで及んできている（表6参照）。近代化のための前進は、農業部門においても亦、その零細農家層を新しく潜在失業化しつつあるといえよう。

表6 兼業農家割合の推移

年次	農家総数	兼業農家総数	内・農を従とする兼業農家
昭和13年	100.0	54.0	23.8
21	100.0	46.9	17.2
25	100.0	50.0	21.6
29	100.0	61.1	24.3

(備考) 農林省調査、兼業の定義には年次により若干の差異があるが、大勢を動かすほどのものではない。

農家階層分化の圧力が最近とみに下層の零細兼業農家離脱を促進しつつあることは表7にも

みるとおりであるが、この零細兼業農家の農業離脱過程も、過大な農家数の合理的な再編収縮運動というよりは、すでに過飽和状態にある農業部門からこぼれ落ちる脱落現象といつた色彩がつよい。5反未満の零細農家は、表8にみるとおり、なお全600万農家の約4割に及んでおり、それらがその生業の不安定性において之らの脱落農家とさして差異のないものであることはいうまでもなく、かれらはいま上昇が脱落かの境に立たされるに到つたといつてもよい。昔ながらの職場自体が、国民経済の発展につれて、そのように、その存在理由を剥奪されてゆくことこそ、潜在失業化の最も典型的なたたちといえよう。

表7 昭和25～30年間の経営規模別農家数の推移（単位1,000）

経営規模 (町)	内地			北海道		
	昭 25	昭 30	増 減	昭 25	昭 30	増 減
総 数	5,931	5,806	- 125	246	237	- 9
0.5 以下	1,428	1,268	- 160	62	45	- 17
0.5 ～ 1	1,032	1,006	- 26	21	18	- 3
1 ～ 2	1,951	1,955	+ 4	32	29	- 3
2 ～ 3	945	981	+ 36	32	34	+ 2
3 ～ 5	363	376	+ 13	50	56	+ 6
5 ～ 10	176	179	+ 3	38	43	+ 5
10 以下	27	29	+ 2	10	10	-

（備考）両年次とも2月1日現在、ともに世界農業センサスの一環として行われた農林省調査。昭和25年は20分の1、昭和30年は5分の1の抽出率による標本調査。

表8 全農家の経営規模別分布（昭和29年）

経営規模	実 数	割 合
総 数	6,066,355	100.0
3 反未満	1,367,121	32.5
3 反～5 反	1,047,075	17.3
5 反～1 町	1,970,132	32.5
1 町～1.5 町	963,801	15.9
1.5 町～2 町	375,914	6.2
2 町～3 町	208,407	3.4
3 町～5 町	81,870	1.3
5 町～10 町	39,692	0.7
10 町～20 町	8,023	0.1
20 町～以上	256	0.0
例外規定該当農家	4,064	0.1

（備考）農林省調査、昭和30年2月の農業基本調査のため29年9月に行われた照査票調査の累計結果による。したがつて実質上悉皆調査である。

## 5. 潜在失業的就業の場としての都市の小・零細經營

農村（あるいは農山漁村）は上述のように今日においても依然として大きな潜在失業的就業の場として残っているが、最近にあつては都市の零細商業やその他零細企業部門が過剰労働力の押しこまれる場として急速に肥大しつつあることにも特段の注意を払う必要がある。都市人口の生長が農村との血縁的つながりを薄くしたことにも大きな理由があるが全体としての人口の圧迫が格段に大きなものになつたことが根本の原因であろう。そして農家と同じような家族經營、ないし家族經營的なこの種の小・零細企業が潜在失業的就業の宿りやすい生業形態であることはいうまでもない。

昭和25年および30年の国勢調査の結果によつてこの間の全国の産業別就業者数の推移のあとをみると表9のようだ、減少を記録しつつある農林漁業部門を除くと、都市的産業部門における就業者の増加は年平均93万弱であつたが、その68%は商業サービス業その他の第3次産業部門に吸収されている。且つこの第3次産業部門での増加の89%は商業とサービス業との増加であつた。これらの業種が家族經營を主体とする生産性のひくい小商売や零細サービス業が過剰労働力のしわよせされる場となつてゐることを示している。

表9 昭和25～30年の産業3大群別就業者数の増加（年平均）

産業部門	増加数 (千)	増加率 (%)	分 布	（備考）
総 数	706	1.9	—	国勢調査、昭和25年は10%，昭和30
(I) 農・林・漁業	222	1.3	—	年は1%抽出集計
(II)+(III) その他	928	4.6	100.0	結果による。昭和
(II) 鉱業・建設及び製造業	300	3.6	32.3	25年は14才以上，
(III) 商業・サービス業その他	627	5.3	67.6	

昭和30年は15才以上の就業者数による。また奄美大島の加入により調査地域にも若干の差異があるが、本表の数字はそれらの点を修正せずに計算している。

ついでに、わが国経済の中で家族経営の占める比重を労働力の側から示すと表10のようだ。全産業を総計して全就業者の過半数は家族経営の中で稼働されている家族労働力であり、その形は第2次産業部門の中にまで深く入り込んでいる。そのうえ被傭者の中の一部は家族経営の中で住み込みその他の形で儲かれているものであることも忘れてはなるまい。事業所調査の結果によつてその程度をみると、農林漁業を除く全産業の民公営事業所を総計して、被傭者の間に2割をこえる部分は従業員規模10人未満の事業所に储かれているもので、その数はここに所属する個人業主および家族従業者総数のほぼ3分の2にあたつている。

表10 産業3大群別にみた従業上の地位別就業者数割合(昭和30年)

従業上の地位	全産業	I 農林漁業	II 鉱業建設業及び製造業	III 商業サービス業その他
自営業主	23.9	32.7	12.5	21.2
家族従業者	30.6	61.3	6.9	10.6
小計	54.5	94.0	18.4	31.9
被傭者	45.5	5.9	80.6	68.1
総計	100.0	100.0	100.0	100.0

(備考) 昭和30年国勢調査1%抽出集計結果による。

## 6. 日雇労働の増加とその社会的恒常化

都市における過剰労働力の沈没と累積は日雇労働者の増加とその社会階級的恒常化傾向の中にもこれを窺うことができる。一般日雇労働者の増加は表11にみるとおり、ここ数年来の増加率は全被傭者のそれより遙かに大きい。しかも、最近はすでに150万をこえる日雇労働者層の大半8割5分ちかくは非農林部面における日雇で、主として大都市的人口層に属するものといつてよい。

表11 全国日雇労働者数の推移(昭和27~30年 単位 1,000)

	被傭者総数	日雇労働者総数
昭和27年	14,210	1,010
〃 30	15,970	1,400
増加率	12.4%	38.6%

特に大都市における登録日雇労働者について戦前戦後の推移をみると表12及び13のようだ。今日では主として都市の諸産業からの落層人口によって補給されていることが髣髴されよう。

(備考) 労働力調査、年間平均値による。

また、6大市における登録日雇労働者について、彼らが日雇になってからの持続期間別の分布を年次を追つてくらべてみると表14のようだ、ここ数年来次第に長期化してきており、日雇労働者として社会階級的に固定化しつつあることがわかる。

なお、年令別にみても、最近では大部分が30才以上、7割ちかくは40才以上の高年層に層し、失業事業は完全に恒常的な救貧事業化するに到つた。最近の国勢調査で一登録日雇が職業安定所を自分のつとめ先としたりという挿話も決して一片の笑い話ではないような状態にある。しかもこれらの登録日雇労働者世帯の生活水準は、昭和29年度の東京都日雇労働者生活実態調査の報告が結論しているように生存の最低限を維持するにも足りない程度で、当人の労働力を再生産するためにはそのしわは当然に家族、とりわけ子供へよせられるという現状にあり、労働力は当人においても乃至は世代的再生産過程においても明らかに荒廃化の過程を辿っている。

(本項は財團法人・人口問題研究会の昭和31年12月の潜在失業対策に関する決議の参考資料より再掲。)

表12 東京都内登録日雇労働者の出生地別構成(戦前・戦後の比較)

出生地 年 次	東 京	東京以外の 都 市	農 漁 村	外 地	その他の 不 明	計
昭 和 7 年	14.9	4.7	52.7	27.7	0.0	100.0
〃 28 年	45.3	11.0	26.3	0.5	16.9	100.0

(備考) 昭和7年は社会局「失業者生活実態調査」、昭和28年は東京都「日雇労働者生活実態調査報告」による。

表13 東京都内登録日雇労働者の前所属産業別構成(戦前・戦後の比較)

産 業 年 次	農林漁業	鉱 業	製 造 業	土 建 業	商 業 金 融	運 送 通 信	そ の 他	計
昭 和 7 年	8.3	0.6	15.2	44.9	6.6	6.3	18.0	100.0
〃 28 年	3.2	1.4	35.4	9.2	12.4	4.6	33.7	100.0

(備考) 前表に同じ。

表14 6大市における登録日雇労働者の日雇になつてからの持続期間別分布の推移

期 間 年 次	3 月 未 滿	3 月 以 上 6 月 未 滿	6 月 以 上 1 年 未 滿	1 年 以 上 2 年 未 滿	2 年 以 上	計
昭 和 25 年	10.7	21.3	34.8	18.9	14.3	100.0
26 年	5.6	9.3	13.6	42.6	29.0	100.0
27 年	4.7	5.0	9.6	18.5	62.2	100.0
28 年	2.9	5.2	7.9	13.7	70.3	100.0
29 年	2.3	4.6	9.4	13.4	70.3	100.0
30 年	4.8	6.4	12.4	15.6	60.8	100.0

(備考) 労働省日雇労働者生活実態調査による。

## 7. 家内工業の一般的残存

日雇労働が特に大都市的現象であるのに対して、中小都市から農村地域にも通じて今日なお大量に残存する家内工業的労働は、旧態依然たる非人道的な労働条件の下に公然と存続している。おなじく上記人口問題研究会の資料を借りてその一端を窺つてみると以下のようである。山梨県の郡内地方における零細な紡織工場、いわゆるハタ屋での就業状態をみると、朝は6時ないし7時から夜は8時、9時までの14時間労働を普通のこととし、景気のよい時にはもつと長時間働かされているが、ここに雇われている住み込み女工の給与は月3,4千円程度で、それも年ばらい、前ばらいなどの半身売り的形態のものが多い。もちろん業主の子供もこれら被傭者と同じように働いている。というよりも寧ろ家族従業者に強制されるそのような労働形態が住み込みの女工たちにも同じような過重労働をやむをえないこととして押しつけているといふべきであろう。家族主義的零細企業形態と労働力の過剰との結合が発生させる潜在失業的就業はここに最も典型的な姿で現われているといつてよい。特にこの地方で女工たちが経営主夫妻を「おとうさん」、「おかあさん」あるいは「にいさん」、「ねえさん」とよんでいることは、そのような社会関係の根深かさを示すなによりの例であろう。そしてこのような家内工業が今日も多數かつ公然と存在しているという事実こそ、今日の雇用問題の潜在失業的性格とその底のないような根深かさを示唆して遺憾ないものである。

東京商工会議所が昭和31年4月に行つた東京都下中小企業972事業所の調査結果によると、実働時間8.1~9時間で15才の平均賃金は平均4,000円、最低は皮革関係の3,000円であつたが、だとすると上記郡内地方に

みる家内工業の実情は、そのまま直接に今日の中小企業の最低辺に接続し、今日のわが国社会の階級的ピラミッドの実態をその極限点において見せてくれるものといつてよいのではないかと考えられる。

## 8. 潜在失業的就業増加の概貌

以上にみてきたような潜在失業的就業の諸状況を全国的に一律の規準で総括計量することはことがらの性質上不可能なことであるが、いま試みに労働力調査の結果にもとづいて週間就業時間数別の就業者数の推移を年次を追つて辿つてみると表15のようだ、週35～48時間の正常な就業者数は次第にその比重を減少しているのに対し、増加する就業者の大部分は短時間ないし長時間就業者として就業の機会を与えられているものであることがわかる。それが潜在失業的就業の増加を物語るものであることは議論の余地もなかろう。

表15 週間就業時間数別にみた就業者数の推移（全産業、男女計）

年 次	総 数	週 間 就 業 時 間				
		1 ～ 19	20 ～ 34	35 ～ 48	49 ～ 59	60時間以上
<b>(A) 実 数 (単位 1,000)</b>						
1950(昭25年)	35,140	3,540	4,820	11,300	8,180	7,290
1952(〃27〃)	36,820	3,620	4,810	11,450	8,790	8,150
1954(〃29〃)	39,020	4,090	5,050	11,300	9,180	9,390
1956(〃31〃)	41,720	4,580	5,320	11,580	9,570	10,630
<b>(B) 指 数 (1950 = 1,000)</b>						
1950(昭25年)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1952(〃27〃)	104.8	102.3	99.8	101.3	119.7	111.8
1954(〃29〃)	111.0	115.5	104.8	100.0	112.2	128.8
1956(〃31〃)	118.7	129.4	110.4	102.5	117.0	145.8
<b>(C) 割 合 (%)</b>						
1950(昭25年)	100.0	10.1	13.7	32.2	23.3	20.7
1952(〃27〃)	100.0	9.8	13.1	31.1	23.9	22.1
1954(〃29〃)	100.0	10.5	12.9	29.0	23.5	24.1
1956(〃31〃)	100.0	11.0	12.8	27.8	22.9	25.5

(備考) 労働力調査、各年とも年間平均による。なお休業中のものは比較的少數であるばかりでなく、この間に定義の変更もあつたので表示を省略。

なお、以上の就業者数の分布は男女別、従業上の地位別ないし農林非農林別にみても程度の差はあつても推移の傾向はほぼ同じである。概して、この間に就業者を余計かえこんだ部面において分布の悪化傾向は一段とつよい。

尤も、毎月の定期労働力調査は家事や通学を主として仕事を従とするような者もすべて就業者として捉えているので短時間就業者をやや過大に示す傾向があるが、昭和30年3月の労働力臨時調査の結果によつて特に平常仕事を主とする者のうちどれくらい短時間ないし長時間就業者があるかをみると表16のようだ、週35時間未満の短時間就業者ないし週70時間以上の極端な長時間就業者はそれぞれ350万ちかく、合計して700万ちかくにも及んでおり、短時間就業はとくに農林部門に、長時間就業はとくに非農林部門に多いが、いずれにおいても深く家族経営と結びついた現象であることを示している。そしてそれが前者においては経営規模の矯小さのための仕事の不足を、後者にあつては低生産性の過長労働を意味するものであることはいうまでもない。なお、非農林の被傭者においても週70時間をこえる過長労働を余儀なくされているものが100万にちかい数に及んでいることも見おとしてはなるまい。

表16 平常仕事を主とする短時間及び長時間就業者の農林・非農林別及び従業上の地位別分布(昭和30年3月)

産業及び従業上の地位	週1～34時間就業者	週70時間以上就業者
(A) 実数(単位 1,000)		
総 数	3,460 (100.0)	3,490 (100.0)
農林業・総 数	2,160 (62.4)	670 (19.2)
内・業 主	740	280
家族従業者	1,400	380
被 備 者	20	20
非農林業・総 数	1,300 (37.6)	2,820 (80.8)
内・業 主	580	1,140
家族従業者	370	710
被 備 者	350	970
(B) 就業者総数に対する割合 (%)		
総 数	9.3	9.4
農林業・総 数	14.3	4.4
内・業 主	13.9	5.3
家族従業者	15.0	4.1
被 備 者	4.7	0.6
非農林業・総 数	5.9	12.8
内・業 主	12.5	24.5
家族従業者	13.5	25.9
被 備 者	2.4	6.6

(備考) 昭和30年3月労働力臨時調査による。定期調査の抽出標本から更にその3分の1を抽出したものであるから標本誤差はやや大きい。

## 9. 最低生活者層の大きさ

潜在失業的就業はきわめて多岐多端な形態をとつてゐるので、その実態を精確に計量することは今日の統計資料によつては殆んど不可能事といえよう。そこで、その全貌を髣髴する一端として、最低生活の限界線をも割るような貧困者層の厚みとその中で多くは家族共かせぎの形で何らかの収入活動に稼働されている労働力の大きさを計量してみると以下のようである。

即ち現在国の公的扶助の対象となつてゐる被保護世帯とほぼおなじ程度、またはそれ以下の生活をしている低消費水準世帯は、昭和31年4月施行の厚生行政基礎調査によると、被保護世帯は除いて、総計181万世帯、その世帯人員922万人に及んでおり、その内で何らかの収入活動に従事している労働者は、表17にみるように379万人と推計される。

表17 低所得水準世帯の世帯数、世帯員および有業者数の推計(単位1,000)

世帯の業態	世帯数	世帯員数	有業者数
農業者世帯	641	4,326	1,817
事業經營者世帯	158	859	361
常用労働者世帯	422	1,745	681
日雇労働者世帯	267	1,191	465
家内労働者世帯	38	160	72
その他の世帯	288	939	395
総 計	1,814	9,220	3,791

(備考) 1. 昭和31年4月1日施行の厚生行政基礎調査による。  
2. 農業者世帯とは耕地面積3反以上の世帯をいう。  
3. 世帯業態別の有業者数は国民保険または社会保険加入世帯別の1世帯当たり有業者数を用いて推計、但し若干の統計的そごを補正。

右の低消費水準世帯に更に被保護世帯をも加えると、その総数は246万世帯、その世帯人員は1,113万人、うち有業者数は431万人と概算される。即ちその人員数においては総人口の12.4パーセントにあたり、そのうち有業者数はわが国の全労働力（昭和31年3月末「労働力調査」4,085万人）の10.6パーセントを占めている。いいかえれば、40万をこえるわが国労働力の膨大な底辺はこのような全く就業の名に値しない低所得就業層によつて形成されているのである。

もちろん、これらの労働力のうちの一部は、世帯主（あるいは世帯における主たる収入稼得者）の所得の改善によつて、乃至は社会保障の拡充強化によつて、非労働力化さるべきものでなければなるまい。しかし、本来の労働力が正常な所得をえていないために、もともと非労働力であるべきものまでも家計補助的な低所得労働に駆りたてざるをえないという、潜在失業の悪循環的拡大の姿は、単にこれらの最低所得世帯層においてだけでなく、わが国今日の労働市場の全般についてもまた指摘される問題点であることを銘記せねばならぬ。

## 10. 被保護世帯の概況

現行生活保護法によつて公的扶助の下にある被保護世帯は、本来からは雇用問題の圈外にあるべきものであるが、失業が失業として顕在化せず、したがつてまた失業として救済もされないわが国の現状においては、被保護世帯は潜在失業的人口層の最低辺として同時にその一部を構成しているともいつてよい。被保護世帯でその世帯主が労働力を有する世帯と有しない世帯とを分けてみると、昭和32年5月現在で総計60万ちかい該当世帯のうち、26万世帯は前者に属している。数年前の不況期にはその割合はもつと大きかつた。即ち本来は雇用政策として処理さるべきものが公的扶助の中にしわよせされていることを示しいる。

そこで彼らが公的扶助の対象として落ち込んでくる世帯についてその動機をみると世帯主または世帯員の傷病を理由とするものが7割ちかく（昭和32年6月中の保護開始世帯の調べによる。）を占めている。即ちボーダーラインの一歩手まへにある低所得世帯がいかにぎりぎりの最低生活を余儀なくされているかを示している。年々の保護費の内訳をみても、昭和28年頃を境として本来の生活扶助費よりも医療扶助費の方が大きな額となつてきている。

そのうえ、厚生白書の報告するところによると、表18のように、世帯における有病率はその所得水準の低下とともに極めて顕著に上昇しており、疾病と貧困との悪循環的拡大を実証して遺憾ない。われわれが前段に推計した最低消費水準世帯の収入は1万円にもみたない程度のものであるが、疾病と貧困との悪循環的拡大はそれよりも更に高い収入階層のところからすでに始まつていていることに目をとめることが必要であろう。

表18 世帯の収入階級別有病率（農家世帯及び事業世帯を除く）

収入階級(円)	傷病人員割合(%)
総 数	3.64
2,000未満	8.00
2,000以上 4,000未満	8.76
4,000 " 6,000 "	6.44
6,000 " 8,000 "	5.07
8,000 " 10,000 "	4.03
10,000 " 15,000 "	3.65
15,000 " 20,000 "	2.87
20,000 " 25,000 "	2.82
25,000 " 30,000 "	2.67
30,000 " 40,000 "	2.58
40,000以上	2.52

（備考） 厚生行政基礎調査による。昭和32年度、厚生白書参照。

## 統 計

I 人口に関する主要指標	66頁
II 推計人口	
第1表 昭和32年10月1日男女、年齢階級別推計人口	68
第2表 昭和32年10月1日都道府県別、男女別推計人口	69
第3表 昭和31年10月1日都道府県別、男女別推計人口	70
III 事業所統計調査結果	
第1表 都道府県別民公営および民営事業所数（昭和32年、29年）	71
第2表 都道府県別、規模別民営事業所数（昭和32年、29年）	72
第3表 都道府県別、公営および国営・公社事業所数（昭和32年、29年、26年）	73
第4表 都道府県別、規模別民公営事業所数（昭和26年、22年）	74
第5表 産業（大分類）別、規模別民公営事業所および就業者数（昭和29年）	75
IV 人口動態	
第1表 年次別人口動態（明治33年—昭和32年）(1) 実数	77
第2表 年次別人口動態（明治33年—昭和32年）(2) 率	78
第3表 都道府県別人口動態（昭和31年）(1) 実数	79
第4表 都道府県別人口動態（昭和31年）(2) 率	80
第5表 都道府県別平均初婚年齢（昭和30年）	81
第6表 女子の年齢別特殊出生率（昭和31年、30年、29年、25年、22年、12年）	82
第7表 年次別、市部郡別自然死産および人工死産（昭和23年—32年）	83
第8表 年次別、妊娠月数別人工妊娠中絶および男女別優生手術実施数（昭和24年—31年）	83
第9表 男女、年齢（5歳階級）別死亡率（昭和31年、30年、25年、10年、5年）	84
第10表 年次別、特定死因別死亡（明治33年—昭和32年）(1) 実数	85
第11表 年次別、特定死因別死亡（明治33年—昭和32年）(2) 率	86

(上田正夫・山口喜一編)

## I 人口に関する主要指標

## (a) 人口動態関係

年月	人 口	増 加 人 口					増加割合(人口1,000につき)				
		総 数 (純增加)	自 然 動 態			社会增加	純增加	自 然 動 態			自然 増 加
			出 生	死 亡	自然增加			出生	死 亡	自然增加	
昭和25年	83,199,637	1,454,431	2,357,950	909,793	1,448,157	6,274	17.48	28.34	10.94	17.41	
26年	84,540,000	1,314,761	2,157,537	843,723	1,313,814	947	15.65	25.53	9.98	15.55	
27年	85,810,000	1,263,624	2,023,529	769,277	1,254,252	9,372	14.73	23.58	8.97	14.62	
28年	86,980,000	1,144,077	1,885,131	776,794	1,108,337	35,740	13.15	21.67	8.93	12.74	
29年	88,240,000	1,065,870	1,786,074	725,583	1,060,491	5,379	12.08	20.25	8.23	12.02	
30年	89,275,529	1,044,186	1,746,299	697,382	1,048,917	— 4,731	11.70	19.56	7.81	11.75	
31年	90,260,000	941,817	1,680,452	728,601	951,851	— 10,034	10.43	18.62	8.07	10.55	
32年	91,090,000	810,647	1,578,506	756,431	822,075	— 11,428	8.90	17.33	8.30	9.02	
昭和30年	89,280,000	85,690	138,381	53,669	84,712	978	0.96	1.55	0.60	0.95	
10月	89,360,000	75,031	134,208	57,587	76,621	— 1,590	0.84	1.50	0.64	0.86	
11月	89,440,000	72,331	135,927	62,477	73,450	— 1,119	0.81	1.52	0.70	0.82	
昭和31年	89,510,000	109,395	179,449	69,431	110,018	— 623	1.22	2.00	0.78	1.23	
1月	89,620,000	83,729	151,954	67,567	84,387	— 658	0.93	1.69	0.75	0.94	
2月	89,700,000	89,624	157,633	69,558	88,075	— 1,549	1.00	1.76	0.78	0.98	
3月	89,790,000	85,303	143,241	58,482	84,759	544	0.95	1.59	0.65	0.94	
4月	89,880,000	71,295	131,470	57,045	74,425	— 3,130	0.79	1.47	0.64	0.83	
5月	89,950,000	71,171	124,621	51,225	73,396	— 2,225	0.79	1.38	0.57	0.82	
6月	90,020,000	76,261	131,442	53,935	77,507	— 1,246	0.85	1.46	0.60	0.86	
7月	90,100,000	80,285	134,845	53,671	81,174	— 889	0.89	1.50	0.60	0.90	
8月	90,180,000	83,276	134,707	52,385	82,322	954	0.92	1.49	0.58	0.91	
9月	90,260,000	75,232	133,703	57,718	75,985	— 753	0.83	1.48	0.64	0.84	
10月	90,330,000	68,452	130,242	59,056	71,186	— 2,734	0.76	1.44	0.65	0.79	
11月	90,400,000	47,794	127,145	78,528	48,617	— 823	0.53	1.41	0.87	0.54	
昭和32年	90,450,000	84,175	173,052	87,261	85,791	— 1,616	0.93	1.91	0.96	0.95	
1月	90,530,000	66,520	140,741	73,281	67,460	— 940	0.73	1.55	0.81	0.74	
2月	90,600,000	66,706	141,717	75,653	66,064	642	0.74	1.56	0.83	0.73	
3月	90,670,000	76,918	136,981	60,934	76,047	871	0.85	1.51	0.67	0.84	
4月	90,740,000	66,623	125,175	56,956	68,219	— 1,596	0.73	1.38	0.63	0.75	
5月	90,810,000	60,485	116,051	54,150	61,901	— 1,416	0.67	1.28	0.60	0.68	
6月	90,870,000	67,911	126,598	56,279	70,319	— 2,408	0.75	1.39	0.62	0.77	
7月	90,940,000	75,466	127,918	52,181	75,737	— 271	0.83	1.40	0.57	0.83	
8月	91,020,000	70,045	120,220	51,028	69,192	853	0.77	1.32	0.56	0.76	
9月	91,090,000	63,193	120,646	57,220	63,426	— 233	0.69	1.32	0.63	0.70	
10月	91,150,000	56,449	121,890	61,992	59,898	— 3,449	0.62	1.34	0.68	0.66	
11月	91,200,000	56,156	127,517	69,496	58,021	— 1,865	0.62	1.40	0.76	0.64	
昭和33年	91,260,000	105,093	176,202	71,625	104,577	516	1.15	1.93	0.78	1.15	
1月	91,370,000	81,011	144,302	62,133	82,169	— 1,158	0.89	1.58	0.68	0.90	
2月	91,450,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

備考 総理府統計局「人口推計月報」による。

人口は、昭和25—32年の各年分は10月1日現在のもの（昭和25, 30年は国勢調査人口）。各月分は昭和30年10月1日国勢調査人口を基礎にして、その後毎月の増加人口を累加して推計したもので毎月1日現在。

増加人口すなわち自然増加および社会増加（入国者数—出国者数）の各年分は1月—12月の計で、出生、死亡数には届出のあつた外国人の事実も含む。

増加割合は実数に基き、各年分は上記暦年の動態数を10月1日総人口にて除し、各月分は毎月の動態数をそれぞれの月央人口にて除したもの。

なお、今回、昭和31年の出生、死亡を確定数に、32年分を未着町村および追加報告の分を補正した数値にそれぞれおきかえられ、これまで発表されたものと異なるので、この点注意されたい。

## I 人口に関する主要指標

## (b) 労働力関係

(単位千人)

年月	14歳以上 人口	労働力人口				増加数			雇用指数 (昭26=100.0)	
		総数	就業者		完全失業者	14歳以上 人口	労働力	就業者	鉱業	製造業
			総数	農林漁			総数	総数		
昭和25年	55,240	36,160	35,720	17,410	18,310	440	1,020	440	500	—
26年	56,260	36,600	36,220	16,170	20,050	390	1,180	1,150	1,070	100.0 100.0
27年	57,440	37,750	37,290	16,370	20,920	470	1,050	2,180	2,190	102.3 103.0
28年	58,490	39,930	39,480	17,190	22,290	450	1,200	640	500	92.5 107.8
29年	59,690	40,570	39,980	16,790	23,190	590	1,320	1,420	1,330	81.3 113.0
30年	61,010	41,990	41,310	17,180	24,130	680	1,400	750	790	75.2 111.5
31年	62,410	42,740	42,100	16,750	25,360	640	1,280	970	1,090	75.0 116.1
32年	63,690	43,710	43,190	16,330	26,860	530	—	—	—	76.1 124.4
昭和30年										
10月	61,390	44,140	43,420	19,120	24,300	720	120	810	660	74.6 111.5
11月	61,510	43,330	42,760	17,590	25,170	580	100	1,620	1,630	74.7 111.5
12月	61,610	41,710	41,130	15,150	25,980	580	200	2,340	2,440	75.0 111.5
昭和31年										
1月	61,810	39,370	38,690	13,510	25,190	680	130	50	20	75.1 111.1
2月	61,940	39,420	38,670	13,420	25,250	750	130	2,320	2,010	74.9 111.1
3月	62,070	41,740	40,680	15,370	25,310	1,060	110	1,210	1,570	74.6 112.5
4月	62,180	42,950	42,250	16,940	25,320	700	80	1,480	1,570	74.8 116.4
5月	62,260	44,430	43,820	18,890	24,930	620	90	360	400	74.9 116.6
6月	62,350	44,790	44,220	19,650	24,570	570	100	690	680	74.8 116.8
7月	62,450	44,100	43,540	18,450	25,090	560	120	890	900	74.8 117.2
8月	62,570	43,210	42,640	17,630	25,020	570	100	240	230	74.9 117.5
9月	62,670	42,970	42,410	17,270	25,140	550	110	1,230	1,280	75.0 118.1
10月	62,780	44,200	43,690	18,500	25,200	500	100	630	650	75.1 118.4
11月	62,880	43,570	43,040	16,980	26,060	530	60	1,420	1,450	75.4 118.5
12月	62,940	42,150	41,590	14,380	27,210	560	150	1,430	1,440	75.5 118.7
昭和32年										
1月	63,090	40,720	40,150	13,230	26,930	570	120	370	340	75.5 118.7
2月	63,210	41,090	40,490	13,570	26,910	610	130	1,850	1,630	75.6 119.2
3月	63,340	42,940	42,120	14,760	27,370	820	110	800	1,030	75.7 121.2
4月	63,450	43,740	43,150	16,170	26,990	580	90	810	940	76.0 126.9
5月	63,540	44,550	44,090	17,780	26,310	460	80	470	480	76.1 127.0
6月	63,620	45,020	44,570	18,790	25,770	460	100	120	140	76.2 127.2
7月	63,720	44,900	44,430	17,840	26,590	480	120	540	560	76.3 127.0
8月	63,840	44,360	43,870	17,090	26,770	490	110	250	240	76.2 126.4
9月	63,950	44,110	43,630	16,530	27,110	480	120	1,200	1,180	76.3 125.9
10月	64,070	45,310	44,810	18,140	26,670	500	120	550	480	76.2 125.1
11月	64,190	44,760	44,330	17,270	27,060	430	80	1,720	1,710	76.6 124.5
12月	64,270	43,040	42,620	14,830	27,790	430	160	2,020	2,130	76.6 123.9
昭和33年										
1月	64,430	41,020	40,490	12,960	27,530	530	160	200	160	— —
2月	64,590	41,220	40,650	13,190	27,460	570	140	2,020	1,730	— —
3月	64,730	43,240	42,380	14,630	27,750	850	—	—	—	— —

備考 労働力人口に関するものは、総理府統計局「労働力調査報告」による。調査は毎月末日に終る1週間の事実についてのもので、昭和25—32年の各年分は平均の数値で、増加数もその差増である。就業者には休業中のものも含んでいる。

雇用指数は、労働大臣官房労働統計調査部「労働統計調査月報」による毎月労働統計調査の月初および月末労働者数より算定したもの。

## II 推計人口

第1表 昭和32年10月1日男女、年齢階級別推計人口

年齢階級	実 数(単位千人)			割 合			性 比 (女100.0) (につき男)	人口問題研究所推計人口との比較	
	総 数	男	女	総 数	男	女		差(統計一人口)	比率(対人口)
総 数	91,085	44,768	46,316	100.00	49.15	50.85	96.7	千人	%
0—4	8,374	4,294	4,080	9.19	4.71	4.48	105.2	-44	-0.05
5—9	11,221	5,721	5,500	12.32	6.28	6.04	104.0	2	0.02
10—14	9,475	4,808	4,667	10.40	5.28	5.12	103.0	-31	-0.28
15—19	8,974	4,525	4,448	9.85	4.97	4.88	101.7	53	0.56
20—24	8,543	4,282	4,262	9.38	4.70	4.68	100.5	-20	-0.22
25—29	7,884	3,925	3,959	8.66	4.31	4.35	99.1	5	0.06
30—34	6,805	3,253	3,552	7.47	3.57	3.90	91.6	3	0.04
35—39	5,331	2,369	2,962	5.85	2.60	3.25	80.0	12	0.18
40—44	5,001	2,327	2,673	5.49	2.56	2.94	87.1	-28	-0.52
45—49	4,616	2,209	2,407	5.07	2.43	2.64	91.8	13	0.25
50—54	3,871	1,928	1,943	4.25	2.12	2.13	99.2	-16	-0.41
55—59	3,426	1,712	1,713	3.76	1.88	1.88	99.9	23	0.68
60—64	2,638	1,298	1,340	2.90	1.43	1.47	96.9	-14	-0.53
65—69	2,046	963	1,083	2.25	1.06	1.19	88.9	11	0.54
70—74	1,396	600	796	1.53	0.66	0.87	75.4	-24	-1.69
75—79	913	357	556	1.00	0.39	0.61	64.2	-26	-2.77
80—84	423	150	274	0.46	0.17	0.30	54.7		
85≤	149	47	102	0.16	0.05	0.11	46.1	7	1.24
0—14	29,070	14,824	14,246	31.92	16.27	15.64	104.1	24	0.08
15—59	54,451	26,531	27,920	59.78	29.13	30.65	95.0	-20	-0.04
60≤	7,564	3,414	4,150	8.30	3.75	4.56	82.3	-47	-0.62
15—64	57,089	27,829	29,260	62.68	30.55	32.12	95.1	-35	-0.06
65≤	4,926	2,116	2,810	5.41	2.32	3.09	75.3	-33	-0.67
女15—49	—	—	24,264	—	—	26.64	—	—	—

備考 単位未満は4捨5入してあるので、個々の数字の合計は必ずしも総数に一致しない。なお比較に用いた人口問題研究所推計人口は、本「人口問題研究」第71号に集録したもの。

総理府統計局「昭和32年10月1日現在全国年令別人口の推計」昭和33年3月刊による。

推計の対象…昭和32年10月1日現在の男女、年齢各歳別全国総人口および日本人数。

人口の範囲…総人口は、国内にいる日本人および外国人を含む総数。ただし、外国人のうち駐留軍の軍人軍属、外交官、領事官およびこれらの者の随員、日本国政府の承認した外国政府または国際機関の公務を帯びる者ならびにその家族を除く。また、日本人は本邦在籍者および樺太、千島、沖縄、小笠原在籍者である。

推計の基礎になつてゐる昭和30年国勢調査による人口は、日本に常住するいわゆる常住人口であるが、この推計に用いられている「人口推計月報」の出入国者数は、日本に一時滞在する者も入国者として含み、日本に常住するものでも一時的に日本外に出た者を出国者として差引いて計算しており、また「人口動態統計」からの出生児数および死亡者数も、日本に一時滞在するもののそれを含み、日本に常住するものでも一時的に日本外に出たもののそれを含んでいないので、この点人口の範囲に若干のくいちがいがある。しかしその差はわずかなので、全国人口に関する限り、このようなくい違いによる誤差は無視できるものと考えられる。

推計方法の大要…昭和31年10月1日現在の男女、年齢別推計人口を基礎とし、それに昭和31年10月1日以後1カ年間の出生・死亡による人口の増減を加減して、昭和32年10月1日現在の男女、年齢別人口を得、さらに出入国による増減を考慮して推計した昭和32年10月1日現在の総人口（人口推計月報）に合うよう比較補正を加えたもの。

なお、この推計の基礎になつてゐる昭和31年10月1日現在の年齢別人口は、昭和31年人口動態統計の確定数を使って一部改算されたので、従来発表の数値と異つてゐるので注意を要する。また、ここでは年齢各歳別および日本人の年齢別人口はいずれも省略した。詳細は上記原典を参照されたい。

第2表 昭和32年10月1日都道府県別、男女別推計人口

(単位千人)

都道府県	全 人 口			日本 人 口			前年との差増 (昭31-32)		人口密度 (1方里) (につき)
	総 数	男	女	総 数	男	女	実 数	率(%)	
全 国	91,085	44,768	46,316	90,452	44,421	46,031	826	9.2	246
北 海 道	4,898	2,490	2,407	4,887	2,483	2,403	57	11.8	62
青 岩 宮	1,412	692	719	1,408	690	718	13	9.1	147
手 城 田	1,445	705	740	1,443	704	739	6	4.2	95
秋 山 形	1,745	854	891	1,740	852	888	3	1.7	239
福 茂 城	1,349	657	692	1,348	657	692	— 2	— 1.6	116
栄 木 馬	1,350	649	701	1,348	648	701	— 3	— 2.4	145
栄 楠 玉	2,094	1,009	1,084	2,090	1,007	1,083	— 5	— 2.4	152
栄 木 馬	2,072	1,008	1,064	2,068	1,006	1,062	2	1.0	340
栄 木 馬	1,542	744	797	1,540	743	797	— 5	— 3.0	239
群 埼 千 東	1,608	776	832	1,605	775	830	— 7	— 4.2	254
新 奈	2,310	1,135	1,176	2,306	1,132	1,173	24	10.5	608
富 福 京	2,236	1,091	1,145	2,228	1,087	1,142	16	7.2	444
石 福 京	8,666	4,450	4,216	8,594	4,409	4,185	318	38.1	4,284
新 奈	3,080	1,553	1,527	3,051	1,538	1,514	85	28.4	1,304
富 福 湯	2,463	1,192	1,270	2,461	1,192	1,269	— 9	— 3.6	196
石 福 川	1,022	495	527	1,019	493	526	0	0.3	240
福 川 井	970	465	505	965	462	503	0	0.3	231
福 井 梨	754	364	390	748	361	387	— 2	— 2.3	177
山 長 岐 静	798	385	413	795	383	412	— 6	— 7.5	179
山 長 岐 静	2,002	971	1,032	1,991	965	1,026	— 12	— 6.1	147
山 長 岐 静	1,592	780	813	1,582	774	808	4	2.8	152
山 長 岐 静	2,692	1,321	1,371	2,684	1,316	1,368	20	7.3	346
山 長 岐 静	3,948	1,917	2,031	3,902	1,892	2,009	90	23.4	781
滋 重 都	1,484	717	768	1,476	712	764	— 2	— 1.6	257
京 重 都	849	408	441	840	403	437	— 3	— 3.4	211
大 都	1,967	961	1,006	1,934	944	990	15	7.8	425
阪 府	4,928	2,451	2,477	4,799	2,382	2,416	170	35.8	2,723
阪 府	3,731	1,831	1,900	3,665	1,796	1,869	57	15.6	448
阪 府	771	376	395	766	373	393	— 3	— 3.9	209
奈 和 球	1,006	490	515	1,003	489	514	— 3	— 2.9	213
和 球 佐	612	296	316	609	294	315	— 2	— 3.5	175
和 球 佐	920	452	468	912	447	464	— 7	— 7.7	139
和 球 佐	1,693	817	876	1,681	811	870	— 2	— 1.1	240
和 球 佐	2,172	1,060	1,112	2,154	1,050	1,104	10	4.8	258
和 球 佐	1,626	799	827	1,601	786	815	6	3.4	268
和 球 佐	868	422	446	867	421	446	— 8	— 8.7	210
和 球 佐	941	455	485	939	455	485	— 5	— 4.8	506
和 球 佐	1,540	748	792	1,537	747	791	— 5	— 3.1	273
和 球 佐	880	428	452	879	427	452	— 5	— 5.6	124
和 球 佐	3,957	1,945	2,013	3,919	1,923	1,996	47	11.9	808
和 球 佐	969	466	503	965	464	501	— 5	— 5.2	403
和 球 佐	1,768	867	901	1,757	861	896	5	3.1	433
和 球 佐	1,909	922	988	1,905	919	986	1	0.5	259
和 球 佐	1,274	614	660	1,269	610	658	— 6	— 4.4	202
和 球 佐	1,149	563	587	1,148	562	586	0	0.3	149
和 球 佐	2,025	977	1,048	2,024	977	1,048	— 20	— 9.7	222

備考（第2,3表共通）単位未満の数字は4捨5入してあるので、個々の数字の合計は必ずしも総数に一致しない。前年にに対する差増は全人口の総数による増減で、昭和31年人口は第3表、昭和30年人口は国勢調査のもの。第2および3表とも、総理府統計局「昭和32年10月1日現在都道府県人口の推計」昭和33年3月刊による。推計の対象…昭和32および31年10月1日現在の都道府県別、男女別総人口および日本人口。人口の範囲…第1表の年齢別人口と同様。ただし本表における出生・死亡は、昭和32年1月～9月について発生地別を使用しているが、住所地別との差は僅少であるから、全体としての推計結果は常住地人口とみて差支えない。

第3表 昭和31年10月1日都道府県別、男女別推計人口〔改訂〕

(単位千人)

都道府県	全 人 口			日本 人 人 口			前年との差増 (昭30—31)		人口密度 (1方粅 につき)
	総 数	男	女	総 数	男	女	実 数	率(%)	
全 国	90,259	44,354	45,905	89,637	44,012	45,625	983	11.0	244
北 海 道	4,840	2,462	2,378	4,830	2,455	2,375	67	14.1	62
青 岩 宮	1,399	686	713	1,395	684	711	17	12.0	146
手 城	1,439	705	734	1,436	703	733	12	8.5	94
秋 山	1,742	854	888	1,737	851	886	15	8.6	239
形 島	1,351	661	690	1,350	660	690	2	1.7	116
福 島	1,353	651	702	1,352	650	702	— 1	— 0.1	145
茨 城	2,099	1,019	1,080	2,095	1,017	1,078	3	1.6	152
栃 木	2,070	1,008	1,062	2,065	1,005	1,060	6	3.0	340
群 鹿	1,546	749	797	1,544	748	796	— 1	— 0.9	240
埼 玉	1,615	781	834	1,612	779	833	1	0.8	255
千 東	2,286	1,122	1,164	2,282	1,120	1,162	24	10.5	601
東 神	2,220	1,082	1,138	2,212	1,077	1,135	15	6.9	441
新 京	8,348	4,275	4,073	8,279	4,235	4,044	311	38.7	4,126
富 川	2,995	1,509	1,486	2,967	1,494	1,474	75	25.8	1,268
石 滝	2,471	1,196	1,276	2,470	1,195	1,275	— 2	— 0.8	197
福 井	1,022	495	527	1,019	493	526	1	0.7	240
山 井	969	465	504	965	462	502	3	3.2	231
長 野	756	365	391	749	361	388	1	2.0	177
岐 阜	804	389	415	801	387	414	— 4	— 4.3	180
愛 岐	2,014	976	1,038	2,003	970	1,033	— 7	— 3.4	148
三 重	1,588	777	811	1,577	771	807	4	2.6	152
滋 茨	2,672	1,311	1,362	2,665	1,306	1,358	22	8.3	344
京 大	3,858	1,872	1,986	3,813	1,848	1,965	89	23.5	763
阪 長	1,487	719	768	1,479	715	764	1	0.8	258
神 岡	852	409	443	843	404	439	— 2	— 2.1	212
新 知	1,952	953	999	1,919	936	984	17	8.6	421
富 岡	4,758	2,360	2,398	4,635	2,295	2,341	140	30.3	2,629
石 岡	3,674	1,799	1,874	3,610	1,766	1,844	53	14.6	441
福 岡	774	377	398	769	374	395	— 3	— 3.3	210
山 岡	1,009	492	517	1,006	490	516	2	1.9	214
良 岡	614	297	317	611	296	316	— 0	— 0.3	176
山 岡	927	456	471	918	451	467	— 2	— 2.5	140
長 岡	1,695	819	876	1,682	812	870	5	2.9	240
岐 岡	2,161	1,054	1,108	2,144	1,044	1,100	12	5.7	256
兵 岡	1,620	798	823	1,596	784	811	10	6.5	267
奈 岡	876	426	450	875	426	449	— 2	— 2.7	211
歌 岡	945	457	488	944	456	487	1	1.3	508
知 岡	1,545	752	793	1,542	750	792	4	2.9	273
愛 岡	884	430	454	884	429	454	2	2.0	124
高 岡	3,911	1,921	1,990	3,873	1,899	1,973	51	13.2	798
福 岡	974	469	505	970	467	503	1	0.7	405
佐 岡	1,763	867	895	1,751	861	890	15	8.5	431
長 岡	1,908	924	984	1,903	921	982	13	6.7	259
熊 岡	1,279	617	662	1,274	613	661	2	1.6	203
大 岡	1,149	565	584	1,148	564	583	10	8.4	149
宮 岡	2,045	987	1,058	2,044	986	1,058	0	0.2	224

備考（つづき）推計方法の大要…前年の10月1日現在都道府県別、男女別人口を基準人口とし、これにその後1年間の自然増加数および転出入超過数を加減して得た結果を、別に推計した同日現在の全国人口（人口推計月報）に一致するように比例補正して求めたもの。

なお、今回、昭和31年の推計について昭和30年国勢調査の全数集計結果の判明した県の基準人口を、その確定値でおきかえ、また、従来食糧序異動人口調査から推計されていた社会移動数を統計局の住民登録人口移動報告から推計されることになり、既発表（本「人口問題研究」の第68号に載録）の昭和31年の推計値が改訂されたので、これもあわせて載録した。

### III 事業所統計調査結果

第1表 都道府県別民公営および民営事業所数(昭和32年, 29年)

都道府県	民・公営			民 営			構成比(昭32)	
	昭和32年	昭和29年	差 増	昭和32年	昭和29年	差 増	民・公営	民 営
全 国	3,536,227	3,284,610	251,617	3,461,835	3,221,623	240,212	100.00	100.00
北海道	136,953	127,630	9,323	130,886	122,656	8,228	3.87	3.78
青森県	41,341	37,657	3,684	39,908	36,526	3,382	1.17	1.15
岩手県	41,657	38,628	3,029	39,736	36,962	2,774	1.18	1.15
宮城県	56,604	50,691	5,913	55,033	49,439	5,594	1.60	1.59
秋田県	41,856	40,143	1,713	40,595	39,107	1,488	1.18	1.17
山形県	52,068	47,813	4,255	50,617	46,632	3,985	1.47	1.46
福島県	72,936	69,114	3,822	70,687	67,083	3,604	2.06	2.04
茨城県	70,370	69,807	563	68,855	68,458	397	1.99	1.99
栃木県	61,613	57,946	3,667	60,435	56,939	3,496	1.74	1.75
群馬県	63,369	60,777	2,592	62,136	59,743	2,393	1.79	1.79
埼玉県	80,988	75,720	5,268	79,570	74,528	5,042	2.29	2.30
千葉県	76,045	70,936	5,109	74,453	69,601	4,852	2.15	2.15
東京都	396,974	359,466	37,508	394,223	356,874	37,349	11.23	11.39
神奈川県	102,784	92,179	10,605	101,325	91,023	10,302	2.91	2.93
新潟県	95,945	91,186	4,759	93,207	88,819	4,388	2.71	2.69
富山県	48,908	43,496	5,412	47,912	42,567	5,345	1.38	1.38
石川県	44,110	42,453	1,657	42,896	41,365	1,531	1.25	1.24
福井県	35,738	34,060	1,678	34,884	33,331	1,553	1.01	1.01
山梨県	33,845	30,949	2,896	32,989	30,230	2,759	0.96	0.95
長野県	79,245	74,610	4,635	76,774	72,583	4,191	2.24	2.22
岐阜県	67,365	61,903	5,462	65,773	60,637	5,136	1.90	1.90
愛知県	115,140	107,427	7,713	113,349	106,019	7,330	3.26	3.27
三重県	181,976	168,675	13,301	179,603	166,753	12,850	5.15	5.19
滋賀県	61,175	61,026	149	59,738	59,830	— 92	1.73	1.73
京都府	35,419	32,839	2,580	34,468	32,047	2,421	1.00	1.00
大阪府	98,460	93,673	4,787	97,138	92,517	4,621	2.78	2.81
兵庫県	240,071	215,928	24,143	237,860	214,087	23,773	6.79	6.87
奈良県	145,035	130,238	14,797	142,329	128,154	14,175	4.10	4.11
和歌山县	32,157	31,126	1,031	31,341	30,426	915	0.91	0.91
鳥取県	45,427	41,195	4,232	44,368	40,337	4,031	1.28	1.28
島根県	21,381	20,420	961	20,641	19,815	826	0.60	0.60
岡山県	36,513	35,769	744	35,250	34,692	558	1.03	1.02
広島県	64,839	63,998	841	63,025	62,444	581	1.83	1.82
徳島県	96,315	89,835	6,480	94,120	87,999	6,121	2.72	2.72
香川県	58,044	55,396	2,648	56,653	54,136	2,517	1.64	1.64
愛媛県	32,748	30,365	2,383	31,591	29,332	2,259	0.93	0.91
高知県	39,311	37,287	2,024	38,281	36,347	1,934	1.11	1.11
福井県	57,919	52,840	5,079	56,221	51,297	4,924	1.64	1.62
佐賀県	33,177	31,873	1,304	31,946	30,728	1,218	0.94	0.92
長崎県	134,521	125,366	9,155	132,478	123,651	8,827	3.80	3.83
熊本県	36,706	34,008	2,698	36,000	33,372	2,628	1.04	1.04
大分県	53,568	51,612	1,956	52,220	50,529	1,691	1.51	1.51
宮崎県	63,540	59,047	4,493	62,077	57,876	4,201	1.80	1.79
鹿児島県	45,961	42,311	3,650	44,870	41,363	3,507	1.30	1.30
沖縄県	37,908	35,387	2,521	36,914	34,562	2,352	1.07	1.07
その他	68,202	59,805	8,397	66,460	58,205	8,255	1.93	1.92

備考 昭和32年は概数、29年は確定数であり、調査範囲、単位のとり方にも若干の相異がある。(以下各表と

も同様)

調査の概要(76頁)参照。

第2表 都道府県別、規模別民営事業所数（昭和32年、29年）

都道府県	昭和32年						昭和29年					
	実 数			割 合			実 数			割 合		
	従業者 5人>	従業者 5-9人	従業者 10人≤	5人>	5-9人	10人≤	従業者 5人>	従業者 5-9人	従業者 10人≤	5人>	5-9人	10人≤
全國	2,716,887	430,751	314,197	78.5	12.4	9.1	2,615,006	355,207	251,410	81.2	11.0	7.8
北海道	97,430	19,148	14,308	74.4	14.6	10.9	97,320	14,731	10,607	79.3	12.0	8.6
青森県	32,865	4,238	2,805	82.4	10.6	7.0	31,167	3,249	2,110	85.3	8.9	5.8
岩手県	32,481	4,502	2,753	81.7	11.3	6.9	31,393	3,496	2,073	84.9	9.5	5.6
宮城県	44,963	6,126	3,944	81.7	11.1	7.2	41,719	4,708	3,012	84.4	9.5	6.1
秋田県	34,102	3,764	2,729	84.0	9.3	6.7	33,652	3,074	2,381	86.1	7.9	6.1
山形県	42,691	4,787	3,139	84.3	9.5	6.2	40,705	3,640	2,287	87.3	7.8	4.9
福島県	59,545	6,960	4,182	84.2	9.8	5.9	58,492	5,552	3,039	87.2	8.3	4.5
茨城県	59,845	5,778	3,232	86.9	8.4	4.7	60,609	4,921	2,928	88.5	7.2	4.3
栃木県	49,978	6,323	4,134	82.7	10.5	6.8	48,334	5,397	3,208	84.9	9.5	5.6
群馬県	49,958	7,387	4,791	80.4	11.9	7.7	49,720	6,097	3,926	83.2	10.2	6.6
埼玉県	64,841	8,766	5,963	81.5	11.0	7.5	62,835	7,086	4,607	84.3	9.5	6.2
千葉県	62,080	8,143	4,230	83.4	10.9	5.7	59,576	6,652	3,373	85.6	9.6	4.8
東京都	254,702	78,039	61,482	64.6	19.8	15.6	246,495	62,915	47,464	69.1	17.6	13.3
神奈川県	75,770	15,035	10,520	74.8	14.8	10.4	70,360	12,235	8,428	77.3	13.4	9.3
新潟県	76,371	9,691	7,145	81.9	10.4	7.7	75,807	7,762	5,250	85.3	8.7	5.9
富山県	40,563	4,106	3,243	84.7	8.6	6.8	36,798	3,411	2,358	86.4	8.0	5.5
石川県	34,681	4,905	3,310	80.8	11.4	7.7	34,434	4,116	2,815	83.2	10.0	6.8
福井県	27,923	4,159	2,802	80.0	11.9	8.0	27,662	3,358	2,311	83.0	10.1	6.9
山梨県	27,738	3,367	1,884	84.1	10.2	5.7	25,995	2,732	1,503	86.0	9.0	5.0
長野県	62,478	8,436	5,860	81.4	11.0	7.6	60,504	7,289	4,790	83.4	10.0	6.6
岐阜県	52,547	8,013	5,213	79.9	12.2	7.9	49,948	6,668	4,021	82.4	11.0	6.6
静岡県	88,838	14,068	10,443	78.4	12.4	9.2	86,066	11,508	8,445	81.2	10.9	8.0
愛知県	135,623	24,666	19,314	75.5	13.7	10.8	129,692	20,838	16,223	77.8	12.5	9.7
三重県	49,602	6,045	4,091	83.0	10.1	6.8	51,576	5,038	3,216	86.2	8.4	5.4
滋賀県	29,721	2,877	1,870	86.2	8.3	5.4	28,267	2,378	1,402	88.2	7.4	4.4
京都府	77,919	10,938	8,281	80.2	11.3	8.5	76,380	9,243	6,894	82.6	10.0	7.5
大阪府	169,919	34,916	33,025	71.4	14.7	13.9	160,611	28,051	25,425	75.0	13.1	11.9
兵庫県	114,083	15,912	12,334	80.2	11.2	8.7	105,623	13,036	9,495	82.4	10.2	7.4
奈良県	26,428	3,077	1,836	84.3	9.8	5.9	26,344	2,642	1,440	86.6	8.7	4.7
和歌山县	36,349	4,678	3,341	81.9	10.5	7.5	34,257	3,632	2,448	84.9	9.0	6.1
鳥取県	16,863	2,295	1,483	81.7	11.1	7.2	16,385	1,950	1,480	82.7	9.8	7.5
島根県	29,516	3,565	2,169	83.7	10.1	6.2	29,501	3,047	2,144	85.0	8.8	6.2
岡山県	51,903	6,465	4,657	82.4	10.3	7.4	53,072	5,429	3,943	85.0	8.7	6.3
広島県	77,514	9,476	7,130	82.4	10.1	7.6	73,415	8,610	5,974	83.4	9.8	6.8
山口県	45,512	6,449	4,692	80.3	11.4	8.3	44,503	5,452	4,181	82.2	10.1	7.7
徳島県	26,281	3,129	2,181	83.2	9.9	6.9	24,775	2,590	1,967	84.5	8.8	6.7
香川県	31,286	4,106	2,889	81.7	10.7	7.5	30,280	3,743	2,324	83.3	10.3	6.4
愛媛県	45,971	6,188	4,062	81.8	11.0	7.2	42,956	5,187	3,154	83.7	10.1	6.1
高知県	26,899	3,154	1,893	84.2	9.9	5.9	26,442	2,673	1,613	86.1	8.7	5.2
福井県	102,339	17,511	12,628	77.2	13.2	9.5	98,108	14,948	10,595	79.3	12.1	8.6
佐賀県	30,935	3,190	1,875	85.9	8.9	5.2	28,695	2,892	1,785	86.0	8.7	5.3
長崎県	42,968	5,659	3,593	82.3	10.8	6.9	41,691	5,539	3,299	82.5	11.0	6.5
熊本県	51,998	6,278	3,801	83.8	10.1	6.1	49,063	5,223	3,590	84.8	9.0	6.2
大分県	37,004	4,931	2,935	82.5	11.0	6.5	34,484	4,157	2,722	83.4	10.1	6.6
宮崎県	31,009	3,582	2,323	84.0	9.7	6.3	29,579	3,036	1,947	85.6	8.8	5.6
鹿児島県	56,855	5,923	3,682	85.5	8.9	5.5	49,716	5,276	3,213	85.4	9.1	5.5

備考 第1表と同様昭和32年は概数、割合は、各都道府県別総数100.0についての規模別割合で、総数は第1表参照。

調査の概要(76頁)参照。

第3表 都道府県別、公営および国営・公社事業所数（昭和32年、29年、26年）

都道府県	公 営			国 営 ・ 公 社				
	昭和32年	昭和29年	差 増	昭 和 32 年			昭和29年	昭和26年
				総 数	国 営	公 社		
全 国	74,392	62,987	11,405	26,055	17,722	8,333	24,350	23,999
北 海 道	6,067	4,972	1,095	2,248	1,296	952	1,738	1,768
青 森 県	1,433	1,131	302	451	297	154	427	419
岩 手 県	1,921	1,666	255	546	333	213	453	459
宮 斎 県	1,571	1,252	319	530	361	169	506	495
秋 山 県	1,261	1,036	225	483	309	174	439	424
福 形 県	1,451	1,181	270	486	333	153	433	409
茨 城 県	2,249	2,031	218	670	432	238	601	602
栃 木 県	1,515	1,349	166	526	400	126	549	526
羨 楠 県	1,178	1,007	171	381	269	112	383	375
群 埼 県	1,233	1,034	199	402	283	119	371	358
埼 千 東 県	1,418	1,192	226	390	285	105	391	377
東 神 奈 県	1,592	1,335	257	589	398	191	542	536
東 神 奈 県	2,751	2,592	159	1,466	1,002	464	1,147	1,144
新 富 石 県	1,459	1,156	303	575	375	200	524	492
福 山 県	2,738	2,367	371	860	546	314	779	781
石 川 県	996	929	67	311	225	86	320	302
福 井 県	1,214	1,088	126	369	268	101	389	384
福 井 県	854	729	125	293	212	81	303	306
長 岐 県	856	719	137	266	185	81	259	261
岐 阜 県	2,471	2,027	444	756	493	263	658	651
知 隆 県	1,592	1,266	326	486	347	139	521	516
愛 三 県	1,791	1,408	383	688	473	215	680	666
滋 京 県	2,373	1,922	451	795	592	203	806	837
大 兵 県	1,437	1,196	241	509	377	132	513	504
奈 和 県	951	792	159	294	219	75	292	288
奈 和 県	1,322	1,156	166	571	410	161	557	557
大 分 県	2,211	1,841	370	806	545	261	696	685
大 分 県	2,706	2,084	622	917	632	285	836	824
大 分 県	816	700	116	246	187	59	260	256
大 分 県	1,059	858	201	377	264	113	386	379
大 分 県	740	605	135	285	182	103	255	249
大 分 県	1,263	1,077	186	409	291	118	398	396
大 分 県	1,814	1,554	260	574	411	163	585	577
大 分 県	2,195	1,836	359	789	547	242	766	752
大 分 県	1,391	1,260	131	621	391	230	529	525
大 分 県	1,157	1,033	124	310	216	94	288	304
大 分 県	1,030	940	90	294	199	95	293	305
大 分 県	1,698	1,543	155	459	335	124	475	455
大 分 県	1,231	1,145	86	321	250	71	361	365
大 分 県	2,043	1,715	328	973	615	358	871	847
佐 賀 県	706	636	70	299	185	114	275	271
佐 賀 県	1,348	1,083	265	473	354	119	483	474
佐 賀 県	1,463	1,171	292	546	397	149	572	569
佐 賀 県	1,091	948	143	465	324	141	455	441
佐 賀 県	994	825	169	317	213	104	334	322
佐 賀 県	1,742	1,600	142	633	464	169	651	566

備考 公営の昭和29年のみ確定数、他はすべて概数である。

調査の概要(76頁)参照。

第4表 都道府県別、規模別民公営事業所数（昭和26年、22年）

都道府県	昭 和 2 6 年							昭和22年 総 数	
	実 数			割 合					
	総 数	従業者 5人以上	従業者 5—9人	従業者 10人以上	5人以上	5—9人	10人以上		
全 国	3,198,720	2,641,526	287,792	269,402	82.58	9.00	8.42	3,040,685	
北海道	120,835	96,660	12,374	11,801	80.00	10.24	9.77	118,809	
青森県	39,616	33,729	3,068	2,819	85.14	7.74	7.12	36,102	
岩手県	38,715	32,251	3,159	3,305	83.30	8.16	8.54	35,504	
宮城县	49,456	41,493	4,101	3,862	83.90	8.29	7.81	46,278	
秋田県	40,119	34,775	2,378	2,966	86.68	5.93	7.39	37,449	
山形県	46,011	39,600	3,058	3,353	86.07	6.65	7.29	48,196	
福島県	70,848	59,459	6,288	5,101	83.92	8.88	7.20	70,352	
茨城県	70,733	62,209	4,597	3,927	87.95	6.50	5.55	71,274	
栃木県	58,930	50,412	4,659	3,859	85.55	7.91	6.55	62,318	
群馬県	61,482	51,073	5,598	4,811	83.07	9.11	7.83	60,344	
埼玉県	77,772	66,860	5,399	5,513	85.97	6.94	7.09	72,242	
千葉県	75,114	65,291	5,206	4,617	86.92	6.93	6.15	81,324	
東京都	319,340	240,582	41,820	36,938	75.34	13.10	11.57	265,884	
神奈川県	82,279	66,875	7,889	7,515	81.28	9.59	9.13	79,080	
新潟県	96,757	82,774	7,235	6,748	85.55	7.48	6.97	90,641	
富山県	44,466	38,517	2,698	3,251	86.62	6.07	7.31	38,894	
福井県	43,267	35,840	3,650	3,777	82.83	8.44	8.73	38,287	
山梨県	34,540	28,481	3,222	2,837	82.46	9.33	8.21	32,347	
長野県	31,988	27,179	2,582	2,227	84.97	8.07	6.96	32,332	
岐阜県	76,511	63,717	6,181	6,613	83.28	8.08	8.64	70,503	
静岡県	69,443	58,627	5,796	5,020	84.42	8.35	7.23	65,132	
愛知県	103,586	85,131	9,778	8,677	82.18	9.44	8.38	91,474	
三重県	161,236	128,547	17,255	15,434	79.73	10.70	9.57	155,360	
滋賀県	60,389	51,520	4,438	4,431	85.31	7.35	7.34	55,995	
京都府	34,253	29,494	2,435	2,324	86.11	7.11	6.78	36,753	
大阪府	91,187	76,282	8,014	6,891	83.65	8.79	7.56	94,426	
兵庫県	191,276	149,041	20,634	21,601	77.92	10.79	11.29	165,964	
奈良県	123,636	102,408	10,722	10,506	82.83	8.67	8.50	110,567	
和歌県	30,580	26,266	2,429	1,885	85.89	7.94	6.16	31,010	
福岡県	43,334	37,124	3,250	2,960	85.67	7.50	6.83	39,520	
大分県	21,172	17,319	1,949	1,904	81.80	9.21	8.99	21,536	
宮崎県	34,719	29,269	2,599	2,851	84.30	7.49	8.21	34,489	
鹿児島県	67,047	56,815	4,948	5,284	84.74	7.38	7.88	61,417	
沖縄県	84,810	70,969	6,935	6,906	83.68	8.18	8.14	82,152	
鹿児島県	54,525	45,424	4,439	4,662	83.31	8.14	8.55	53,556	
宮崎県	30,395	25,337	2,555	2,503	83.36	8.41	8.23	30,858	
鹿児島県	38,186	32,041	3,294	2,851	83.91	8.63	7.47	36,702	
宮崎県	51,781	42,253	5,138	4,390	81.60	9.92	8.48	54,784	
鹿児島県	36,720	31,613	2,670	2,437	86.09	7.27	6.64	32,405	
宮崎県	121,238	99,797	11,300	10,141	82.31	9.32	8.36	108,379	
鹿児島県	35,478	30,412	2,839	2,227	85.72	8.00	6.28	35,785	
宮崎県	50,478	41,313	5,014	4,151	81.84	9.93	8.22	49,235	
鹿児島県	57,058	48,918	4,119	4,021	85.73	7.22	7.05	60,703	
鹿児島県	42,915	36,190	3,486	3,239	84.33	8.12	7.55	51,768	
鹿児島県	33,522	28,464	2,538	2,520	84.91	7.57	7.52	38,216	
鹿児島県	50,977	43,175	4,056	3,746	84.70	7.96	7.35	54,339	

備考 民公営一本で表示されているが、公営の占める割合は全体の1.8%程度である。

昭和26年に法人組織の農業・林業・狩猟業・漁業・水産養殖業事業所11,450を含む。

調査の概要(76頁)参照。

第5表 産業(大分類)別、規模別民公営事業所および就業者数(昭和29年)

規 模	実 数		割 合		実 数		割 合	
	事 業 所	就 業 者	事 業 所	就 業 者	事 業 所	就 業 者	事 業 所	就 業 者
	全 産 業		鉱 業		全 産 業		鉱 業	
総 数	3,284,610	17,618,479	100.0	100.0	8,329	473,303	100.0	100.0
1 人	1,087,971	1,087,971	33.1	6.2	1,363	1,363	16.4	0.3
2 — 4	1,546,075	3,944,798	47.1	22.4	2,339	6,634	28.1	1.4
5 — 9	368,950	2,368,539	11.2	13.4	1,617	10,686	19.4	2.3
10 — 19	166,352	2,215,870	5.1	12.6	1,020	14,105	12.2	3.0
20 — 29	49,331	1,168,947	1.5	6.6	474	11,396	5.7	2.4
30 — 49	35,198	1,319,767	1.1	7.5	487	18,565	5.8	3.9
50 — 99	18,903	1,263,384	0.6	7.2	396	27,259	4.8	5.8
100 — 199	6,654	904,916	0.2	5.1	243	33,328	2.9	7.1
200 — 499	3,535	1,055,993	0.1	6.0	200	62,523	2.4	13.2
500 — 999	947	662,022	0.0	3.8	90	65,688	1.1	13.9
1,000人△	694	1,625,737	0.0	9.2	100	220,295	1.2	46.5
	建 設 業		製 造 業		建 設 業		製 造 業	
総 数	185,790	1,180,648	100.0	100.0	527,846	6,155,722	100.0	100.0
1 人	94,828	94,828	51.0	8.0	78,449	78,449	14.9	1.3
2 — 4	54,239	138,198	29.2	11.7	233,234	646,682	44.2	10.5
5 — 9	15,801	103,884	8.5	8.8	107,927	704,584	20.4	11.4
10 — 19	10,180	137,522	5.5	11.6	59,621	800,504	11.3	13.0
20 — 29	3,928	93,381	2.1	7.9	19,931	472,928	3.8	7.7
30 — 49	3,340	125,912	1.8	10.7	14,183	531,862	2.7	8.6
50 — 99	2,101	141,179	1.1	12.0	8,193	554,109	1.6	9.0
100 — 199	849	113,997	0.5	9.7	3,368	462,744	0.6	7.5
200 — 499	394	116,477	0.2	9.9	1,959	589,184	0.4	9.6
500 — 999	97	63,987	0.1	5.4	555	389,016	0.1	6.3
1,000人△	33	50,262	0.0	4.3	426	925,604	0.1	15.0
	卸 小 売 業		金融、保険および不動産業		卸 小 売 業		金融、保険および不動産業	
総 数	1,604,504	4,920,974	100.0	100.0	73,617	704,239	100.0	100.0
1 人	515,255	515,255	32.1	10.5	21,193	21,193	28.8	3.0
2 — 4	884,043	2,187,784	55.1	44.5	23,214	60,947	31.5	8.7
5 — 9	141,340	893,799	8.8	18.2	10,799	72,003	14.7	10.2
10 — 19	47,146	609,473	2.9	12.4	9,852	135,944	13.4	19.3
20 — 29	9,388	219,901	0.6	4.5	3,929	93,341	5.3	13.3
30 — 49	4,632	170,667	0.3	3.5	2,816	104,554	3.8	14.8
50 — 99	1,887	125,265	0.1	2.5	1,340	87,610	1.8	12.4
100 — 199	546	72,797	0.0	1.5	291	38,898	0.4	5.5
200 — 499	202	58,715	0.0	1.2	132	37,602	0.2	5.3
500 — 999	39	26,750	0.0	0.5	33	23,137	0.0	3.3
1,000人△	26	38,971	0.0	0.8	18	28,625	0.0	4.1
	運輸通信およびその他の公益事業		サ ー ビ ス 業		運輸通信およびその他の公益事業		サ ー ビ ス 業	
総 数	62,082	1,010,571	100.0	100.0	822,442	3,173,018	100.0	100.0
1 人	26,548	26,548	42.8	2.6	350,335	350,335	42.6	11.0
2 — 4	19,145	51,506	30.8	5.1	329,861	853,035	40.1	26.9
5 — 9	6,417	41,354	10.3	4.1	85,049	542,194	10.3	17.1
10 — 19	4,075	55,798	6.6	5.5	34,458	462,496	4.2	14.6
20 — 29	1,720	41,178	2.8	4.1	9,961	236,732	1.2	7.5
30 — 49	1,484	56,429	2.4	5.6	8,256	311,680	1.0	9.8
50 — 99	1,363	94,524	2.2	9.4	3,623	233,330	0.4	7.4
100 — 199	707	97,618	1.1	9.7	650	85,180	0.1	2.7
200 — 499	436	130,475	0.7	12.9	212	60,204	0.0	1.9
500 — 999	104	73,733	0.2	7.3	29	19,711	0.0	0.6
1,000人△	83	341,374	0.1	33.8	8	18,116	0.0	0.6

備考 事業所数が1しかない場合は、その従業者は表示されていないので、就業者の各規模別合計と総数が必ずしも一致しない。

調査の概要(76頁)参照。

### 調査の概要：一

わが国産業構造の特殊性を明らかにすべき重要な調査として、戦後下記のとおり実施されている事業所統計調査は昭和32年7月1日現在をもつても行われ、全国の詳細な結果は現在集計中であるが、都道府県別の概数が結果速報として公表されたのを機に、人口と直接関係の深い所属従業者数を中心とし、過去との比較の概略を掲げることとする。

総理府統計局「昭和32年事業所統計調査結果速報(概数)」昭和32年11月、同「昭和29年事業所統計調査結果報告第1巻甲調査全国編」昭和30年3月、同じく昭和26年、22年の各報告書による。

事業所統計調査（指定統計第2号）は、事業所の所在と分布を把握するため、これまでにすでに4回にわたって実施されてきた。その第1回は昭和22年（10月1日現在）、第2回は昭和23年（11月1日）で、第3回の昭和26年以降は3年目ごとに7月1日現在で調査されている。（昭和23年は一部調査）

調査の範囲…規模の大小、営利・非営利をとわず、事業活動の行われているすべての事業所であるが、次のものは除かれている。

- (1) 日本標準産業分類の農業・林業・狩猟業・漁業・水産養殖業のみを営んでいるもの、および家事サービス業または公務（現業以外の行政事務）に該当するもの。
- (2) 調査期日の前後を通じて3ヶ月以上休業中のもの、または休業見込のもの。
- (3) 収入をえて、働く従業者をもたないもの。
- (4) 露天商・行商等場所的設備が恒久的でないもの、事業を行う一定の場所のないもの。
- (5) 駅・劇場内、あるいは会社・官庁などの構内にある売店等他企業の経営にかかる事業所で、専ら主事業所のためにあるもの。
- (6) 駐留軍または外国政府が管理経営しているもの。

なお、事業を行う一定の場所のないもの。たとえば、路上流しの研ぎ屋・鍛かけ屋・行商人・船舶を住居とする水上運輸業者などは、この調査でいう事業所がないのであるから含まれない。また、一般に副業とか内職とかいわれるものでも、一定の場所で反復継続して行われているものは、その場所を事業所として調査されている。

調査の単位…原則として個々の事業所となつていて、したがつて、同一の会社または業主に所属するものでも、場所的に離れて存在する支社・支店・分工場・出張所等はそれぞれ別個の1事業所として調査されている。なお、昭和32年は同一区画の場所でいくつかの事業が行われていても、経営者が同じであればそこは1事業所としてあるが、昭和29年調査では、同様の場合に収支計算または賃金台帳が別であれば別個の単位となつており、取扱いが若干異つていて。また、運輸業および電気・ガス・水道事業についても、昭和29年では「それらの統括事務を行つて本社または本所」を調査単位としているが、昭和32年においては、これを駅・車掌区・発電所・変電所・営業所等の「各事業所ごとに」1調査単位としてある。なお、以上の原則に対して次のような例外がある。

- (1) 鉱業の場合 必ずしも各抗現場を個別に単位とせずに、これらの統括事務を行つて本社または本所・鉱業所・営業所に所属現場を含めて1単位としている。
- (2) 建設業の場合 (i) 総合工事業については、工事現場を単位としないで、それらの工事現場を監督し、工事の請負契約を結ぶ事務所（本店・支店または営業所等）を単位として、その配下現場の分を一括して調査。事務所をもたない個人業者の場合はその自宅を単位としており、(ii) 職別工事業についても、同様に現場ではなく事務所を、事務所のない場合にはその自宅を単位としている。

従業者数…7月1日現在で、その事業所に所属する役員、個人業主、家族従業者および賃金またはこれに準ずる収入を得て、その事業所に使用されている者、いわゆる雇人（臨時、日雇を含む）のすべてが含まれている。ただし、3ヶ月以上の長期欠勤者は除かれている。

- (1) 会社または団体の役員 法人または法人でない団体における有給の役員（常勤、非常勤を問わない）をいう。
- (2) 個人業主 個人経営の事業所で、実際に経営の業務に従事しているものをいい、たんに名儀だけの業主で実際にその業務に従事していないものは除かれる。
- (3) 家族従業者 個人業主の家族で、べつだん賃金や給料を受けずに、主としてその事業所の仕事に従事している者をいう。
- (4) 常雇の従業者 30日以上の期間にわたつて常時雇用されている雇人をいい、見習や徒弟などもこれに含められる。
- (5) 臨時または日雇の従業者 日日または30日未満の期間を定めて雇用されている雇人をいう。ただし、7月1日（当日事業所が休日の場合は6月末日）に事業所に現在したものに限られている。

ここに掲載した昭和32年調査の結果数字は速報であるから、後日発表になる確定数とは一致しない場合がある。その他、調査の方法等についての詳細は上記の原典によられたい。

## IV 人口動態

第1表 年次別人口動態(明治33年—昭和32年) (1) 実数

年 次	出 生	死 亡	自然増加	死 産	乳児死亡	婚 姻	離 婚
明治33	1,409,979	902,061	507,918	137,984	219,384	343,918	63,088
34	1,489,984	915,842	574,142	155,487	224,360	375,638	62,692
35	1,500,340	950,274	550,066	157,707	231,964	391,235	63,385
36	1,478,663	923,731	554,932	153,910	226,462	367,607	64,617
37	1,428,884	947,518	481,366	147,050	218,003	395,546	63,288
38	1,442,004	997,065	444,939	142,092	219,807	347,518	59,460
39	1,384,012	947,012	437,000	149,730	213,447	349,870	64,839
40	1,603,838	1,009,310	594,528	158,809	243,668	429,331	60,473
41	1,650,582	1,021,813	628,769	162,674	262,045	457,199	59,599
42	1,683,174	1,083,625	599,549	161,570	282,793	434,540	58,395
43	1,699,698	1,055,354	644,344	157,388	275,396	433,946	58,394
44	1,736,823	1,036,392	700,431	155,314	276,195	429,384	57,327
大正元	1,726,015	1,029,208	696,807	147,536	267,343	426,138	58,299
2	1,745,717	1,017,940	727,777	147,762	266,484	427,255	58,841
3	1,792,090	1,091,029	701,061	145,686	285,905	448,844	59,240
4	1,783,521	1,084,274	704,247	141,300	287,955	438,708	59,050
5	1,791,539	1,179,715	611,824	139,992	306,633	429,436	59,532
6	1,798,460	1,190,682	607,778	140,320	313,054	442,600	54,911
7	1,776,093	1,481,488	294,605	142,504	336,910	491,243	55,215
8	1,765,768	1,271,850	493,918	132,924	302,315	476,497	56,120
9	2,011,634	1,409,371	602,263	144,035	334,381	541,542	54,671
10	1,976,055	1,279,219	696,836	138,294	334,352	514,823	52,643
11	1,953,560	1,278,120	675,440	132,230	326,684	510,385	52,082
12	2,028,955	1,323,643	705,307	133,855	333,120	508,100	50,314
13	1,984,326	1,245,343	738,983	125,831	311,357	508,660	50,904
14	2,071,560	1,199,936	871,624	124,394	295,888	516,639	50,741
昭和元	2,089,237	1,151,163	938,074	124,036	288,301	497,959	49,224
2	2,045,828	1,204,847	840,981	116,916	291,209	482,907	49,689
3	2,120,493	1,227,570	892,923	120,186	293,026	494,345	48,235
4	2,061,720	1,251,041	810,679	116,967	294,057	491,988	50,310
5	2,070,765	1,161,504	909,261	117,729	275,846	501,831	50,516
6	2,088,608	1,231,154	857,454	116,505	275,644	492,094	49,887
7	2,168,026	1,166,167	1,001,859	119,575	255,701	510,603	50,728
8	2,106,260	1,184,546	921,714	114,135	256,395	481,012	48,546
9	2,028,289	1,225,402	802,887	113,039	254,213	506,937	47,806
10	2,174,291	1,152,371	1,021,920	115,592	232,821	551,032	47,721
11	2,086,355	1,220,023	866,332	111,050	244,558	543,518	45,399
12	2,164,949	1,198,400	966,549	111,481	229,911	668,336	45,719
13	1,911,966	1,250,093	661,873	99,527	219,943	532,103	43,832
14	1,885,957	1,258,514	627,443	98,347	201,291	548,118	45,178
15	2,100,164	1,176,517	923,647	102,033	189,809	660,184	47,804
16	2,260,270	1,140,428	1,119,842	103,393	190,789	783,858	48,605
17	2,216,271	1,157,845	1,058,426	95,446	190,162	671,680	45,529
18	2,235,431	1,204,802	1,030,629	92,882	194,551	736,183	48,832
22	2,678,792	1,138,238	1,540,554	123,837	205,360	934,170	79,551
23	2,681,624	950,610	1,731,014	143,963	165,406	953,999	79,032
24	2,696,638	945,444	1,751,194	192,677	168,467	842,170	82,575
25	2,337,507	904,876	1,432,631	216,974	140,515	715,081	83,689
26	2,137,689	838,998	1,298,691	217,231	122,869	671,905	82,331
27	2,005,162	765,068	1,240,094	203,824	99,114	676,995	79,021
28	1,868,040	772,547	1,095,493	193,274	91,424	682,077	75,255
29	1,769,580	721,491	1,048,089	187,119	78,944	697,809	76,759
30	1,730,692	693,523	1,037,169	183,265	68,801	714,861	75,267
31	1,665,278	724,460	940,818	179,007	67,691	715,934	72,040
32	1,563,399	752,069	811,330	176,275	62,664	773,368	71,316

備考 厚生省大臣官房統計調査部「昭和31年人口動態統計 上巻」昭和33年3月刊、による確定数。ただし、昭和32年は「人口動態統計毎月概数年計分」による。なお、戦前の昭和18年までは沖縄を除いてある。

第2表 年次別人口動態(明治33年—昭和32年) (2) 率

(%)

年 次	出 生	死 亡	自然增加	死 産	乳児死亡	婚 姻	離 婚
明治33	31.78	20.33	11.45	89.1	155.6	7.75	1.42
34	33.15	20.38	12.78	94.5	150.6	8.36	1.40
35	32.96	20.88	12.08	95.1	154.6	8.59	1.39
36	32.06	20.03	12.03	94.3	153.2	7.97	1.40
37	30.64	20.32	10.32	93.3	152.6	8.48	1.36
38	30.58	21.14	9.43	89.7	152.4	7.37	1.26
39	29.01	19.85	9.16	97.6	154.2	7.33	1.36
40	33.24	20.92	12.32	90.1	151.9	8.90	1.25
41	33.81	20.93	12.88	89.7	158.8	9.36	1.22
42	34.00	21.89	12.11	87.6	168.0	8.78	1.18
43	33.85	21.02	12.83	84.7	162.0	8.64	1.16
44	34.11	20.35	13.76	82.1	159.0	8.43	1.13
大正元	33.42	19.93	13.49	78.7	154.9	8.25	1.13
2	33.33	19.43	13.89	78.8	152.7	8.16	1.12
3	33.73	20.54	13.20	75.2	159.5	8.45	1.12
4	33.18	20.12	13.07	73.2	161.0	8.14	1.10
5	32.76	21.57	11.19	72.5	171.2	7.85	1.09
6	32.42	21.46	10.96	72.4	174.1	7.98	0.99
7	32.24	26.89	5.35	74.3	189.7	8.92	1.00
8	31.72	22.85	8.87	70.0	171.2	8.56	1.01
9	36.32	25.44	10.87	66.8	166.2	9.78	0.99
10	35.21	22.79	12.42	65.4	169.2	9.17	0.94
11	34.37	22.49	11.88	63.4	167.2	8.98	0.92
12	35.24	22.99	12.25	61.9	164.2	8.82	0.87
13	34.01	21.34	12.66	59.6	156.9	8.72	0.87
14	35.00	20.28	14.73	56.6	142.8	8.73	0.86
昭和元	34.70	19.12	15.58	56.0	138.0	8.27	0.82
2	33.46	19.71	13.76	54.1	142.3	7.90	0.81
3	34.16	19.78	14.39	53.6	138.2	7.96	0.78
4	32.76	19.88	12.88	53.7	142.6	7.82	0.80
5	32.42	18.18	14.24	53.3	124.5	7.86	0.79
6	32.20	18.98	13.22	52.8	132.0	7.59	0.77
7	32.90	17.70	15.21	52.3	117.9	7.75	0.77
8	31.49	17.71	13.78	51.4	121.7	7.19	0.73
9	29.96	18.10	11.86	52.8	125.3	7.49	0.71
10	31.67	16.78	14.88	50.5	107.1	8.03	0.70
11	29.98	17.53	12.45	50.5	117.2	7.81	0.65
12	30.91	17.11	13.80	49.0	106.2	9.54	0.65
13	27.11	17.72	9.38	49.5	115.0	7.54	0.62
14	26.62	17.76	8.86	49.6	106.7	7.74	0.64
15	29.41	16.48	12.94	46.3	90.4	9.25	0.67
16	31.57	15.93	15.64	43.7	84.4	10.95	0.68
17	30.65	16.01	14.64	41.3	85.8	9.29	0.63
18	30.50	16.44	14.06	39.9	87.0	10.04	0.67
22	34.30	14.57	19.73	44.2	76.7	11.96	1.02
23	33.52	11.88	21.63	50.9	61.7	11.92	0.99
24	32.97	11.56	21.41	66.7	62.5	10.30	1.01
25	28.10	10.88	17.22	84.9	60.1	8.59	1.01
26	25.30	9.93	15.37	92.2	57.5	7.95	0.97
27	23.37	8.92	14.45	92.3	49.4	7.89	0.92
28	21.47	8.88	12.59	93.8	48.9	7.84	0.87
29	20.06	8.18	11.88	95.6	44.6	7.91	0.87
30	19.39	7.77	11.62	95.8	39.8	8.01	0.84
31	18.45	8.03	10.42	97.1	40.6	7.93	0.80
32	17.16	8.26	8.91	101.3	40.1	8.49	0.78

備考 第1表の実数に基き算出、死産率は出産(出生+死産)1,000について、乳児死亡率は出生1,000、その他は人口1,000についての率である。

第3表 都道府県別人口動態（昭和31年）(1) 実数

都道府県	出生	死亡	自然増加	死産	乳児死亡	婚姻	離婚
全 国	1,665,278	724,460	940,818	179,007	67,691	715,934	72,040
北 海 道	98,863	32,198	66,665	10,969	6,686	41,247	4,433
青 森 県	33,066	11,747	21,319	3,037	2,134	11,489	1,433
岩 手 県	32,637	12,661	19,976	3,515	2,168	11,187	993
宮 岸 県	36,476	12,918	23,558	4,311	1,584	14,271	1,184
秋 山 県	27,787	11,237	16,550	2,943	1,447	10,924	1,154
山 形 県	25,893	11,932	13,961	3,066	1,253	10,543	994
福 島 県	47,276	18,440	28,836	4,880	2,325	16,122	1,499
茨 城 県	42,566	18,927	23,639	3,997	2,160	15,204	1,000
栃 木 県	30,966	13,097	17,869	2,811	1,246	11,449	958
群 鹿 千 県	30,232	13,200	17,032	3,333	1,244	11,588	1,096
新 千 県	43,317	20,103	23,214	4,041	2,185	16,768	1,252
東 神 奈 県	39,654	20,380	19,274	3,848	2,022	16,378	1,304
神 奈 県	127,153	47,583	79,570	14,153	3,270	76,970	7,285
新 富 石 県	50,714	19,442	31,272	5,472	1,463	25,690	2,634
湯 山 県	47,994	21,636	26,358	4,347	1,924	17,771	1,659
川 岩 県	16,646	8,966	7,680	1,636	985	7,919	791
井 田 県	16,626	9,032	7,594	1,565	967	7,494	863
梨 野 県	13,825	7,037	6,788	1,264	721	5,791	582
山 早 県	15,237	6,871	8,366	1,825	516	5,357	444
長 岐 静 県	34,464	17,262	17,202	3,532	1,046	14,344	931
岐 静 県	28,799	13,505	15,294	2,704	1,285	12,563	1,076
静 爰 県	51,371	20,261	31,110	5,303	1,860	21,187	1,970
愛 三 県	66,165	28,145	38,020	7,163	2,578	30,891	2,656
滋 重 県	25,690	12,892	12,798	2,518	1,028	11,629	919
京 都 県	14,610	7,937	6,673	1,383	685	6,336	508
大 阪 県	27,724	15,081	12,643	3,285	963	14,488	1,560
奈 和 県	75,477	33,056	42,421	10,669	2,503	40,502	4,395
歌 詞 県	62,430	28,408	34,022	6,984	2,146	30,719	3,201
鳥 島 県	13,006	7,004	6,002	1,153	612	6,303	607
良 山 県	17,052	8,920	8,132	1,792	688	8,392	894
根 取 県	11,639	5,337	6,302	1,854	448	4,618	496
岡 山 県	16,628	9,051	7,577	1,956	700	6,615	621
岡 山 県	29,020	14,794	14,226	3,138	1,146	13,696	1,417
広 岡 県	36,787	18,598	18,189	3,709	1,433	16,966	2,162
山 口 県	28,654	14,446	14,208	3,418	1,104	12,395	1,664
山 口 県	16,590	8,660	7,930	1,801	845	6,759	614
德 香 県	16,400	8,574	7,826	1,513	834	7,566	799
愛 姫 県	29,153	12,991	16,162	3,222	1,198	11,933	1,458
高 福 県	14,311	8,553	5,758	1,366	706	7,078	1,071
佐 長 県	72,247	30,751	41,496	9,164	2,637	30,776	3,980
熊 大 県	20,673	8,556	12,117	2,017	857	6,815	717
鹿 分 県	40,498	15,574	24,924	4,264	1,619	12,375	1,674
大 宮 県	40,376	16,833	23,543	4,280	1,581	13,803	1,492
鹿 児 県	25,047	12,096	12,951	3,022	1,132	9,241	959
鹿 児 県	26,172	9,331	16,841	3,444	1,049	9,158	991
鹿 児 県	47,367	18,175	29,192	3,249	1,694	14,624	1,650
住 所 地 詳	—	2,262	-2,262	81	14	—	—
不 詳	—	—	—	—	—	—	—

備考 厚生省大臣官房統計調査部「昭和31年人口動態統計 上巻」昭和33年3月刊による。確定数なので本「人口問題研究」の第69号に載録の概数結果とは異なる。

第4表 都道府県別人口動態(昭和31年) (2) 率

(a) 出生、死亡および自然増加(昭和9—11年との比較)

(%)

都道府県	出 生			死 亡			自 然 増 加		
	昭和31年	昭9—11年 平均	指數(昭9— 11=100.0)	昭和31年	昭9—11年 平均	指數(昭9— 11=100.0)	昭和31年	昭9—11年 平均	指數(昭9— 11=100.0)
全 国	18.45	30.54	60.4	8.03	17.47	46.0	10.42	13.07	79.7
北海道	20.43	34.38	59.4	6.65	16.41	40.5	13.77	17.97	76.5
青森	23.64	40.73	58.0	8.40	20.55	40.9	15.24	20.18	75.5
岩手	22.68	38.32	59.2	8.80	19.66	44.8	13.88	18.66	74.4
宮城	20.94	36.06	58.1	7.42	16.81	44.1	13.52	19.25	70.2
秋田	20.57	39.13	52.6	8.32	19.31	43.1	12.25	19.82	61.8
山形	19.14	35.60	53.8	8.82	18.79	46.9	10.32	16.81	61.4
福島	22.52	34.32	65.6	8.79	17.31	50.8	13.74	17.01	80.8
茨城	20.56	32.75	62.8	9.14	18.10	50.5	11.42	14.65	78.0
栃木	20.03	33.69	59.5	8.47	17.13	49.4	11.56	16.56	69.8
群馬	18.72	32.65	57.3	8.17	17.11	47.7	10.55	15.54	67.9
埼玉	16.95	33.23	57.0	8.79	18.78	46.8	10.15	14.45	70.2
千葉	17.86	31.81	56.1	9.18	18.99	48.3	8.68	12.82	67.7
東京	15.23	26.23	58.1	5.70	13.18	43.2	9.53	13.05	73.0
神奈	16.93	28.72	58.9	6.49	15.31	42.4	10.44	13.41	77.9
新潟	19.42	34.53	56.2	8.76	19.49	44.9	10.67	15.04	70.9
富山	16.29	34.35	47.4	8.77	22.59	38.8	7.51	11.76	63.9
石川	17.16	31.07	55.2	9.32	24.69	37.7	7.83	6.38	122.7
福井	18.29	31.24	58.5	9.31	23.59	39.5	8.98	7.65	117.4
山梨	18.95	31.92	59.4	8.55	16.77	51.0	10.41	15.15	68.7
長野	17.11	29.83	57.4	8.57	16.37	52.4	8.54	13.46	63.4
岐阜	18.14	33.18	54.7	8.50	19.92	42.7	9.63	13.26	72.6
静岡	19.23	33.11	58.1	7.58	17.06	44.4	11.64	16.05	72.5
愛知	17.15	30.79	55.7	7.30	17.29	42.2	9.85	13.50	73.0
三重	17.28	31.26	55.3	8.67	19.50	44.5	8.61	11.76	73.2
滋賀	17.15	29.03	59.1	9.32	19.88	46.9	7.83	9.15	85.6
京都	14.20	25.20	56.3	7.73	16.55	46.7	6.48	8.65	74.9
大阪	15.86	23.89	66.4	6.95	15.12	46.0	8.92	8.77	101.7
兵庫	16.99	27.03	62.9	7.73	16.87	45.8	9.26	10.16	91.1
奈良	16.80	28.41	59.1	9.05	19.57	46.2	7.75	8.84	87.7
和歌	16.90	27.29	61.9	8.84	17.27	51.2	8.06	10.02	80.4
鳥取	18.96	29.05	65.3	8.69	18.51	46.9	10.26	10.54	97.3
島根	17.94	30.47	58.9	9.76	20.79	46.9	8.17	9.68	84.4
岡山	17.12	27.58	62.1	8.73	18.32	47.7	8.39	9.26	90.6
広島	17.02	28.06	60.7	8.61	17.65	48.8	8.42	10.41	80.9
山口	17.69	27.57	64.2	8.92	18.80	47.4	8.77	8.77	100.0
徳島	18.94	32.47	58.3	9.89	20.03	49.4	9.05	12.44	72.7
香川	17.35	30.81	56.3	9.07	18.59	48.8	8.28	12.22	67.8
愛媛	18.87	31.46	60.0	8.41	17.85	47.1	10.46	13.61	76.9
高知	16.19	27.03	59.9	9.68	18.01	53.7	6.51	9.02	72.2
福井	18.47	28.99	63.7	7.86	17.66	44.5	10.61	11.33	93.6
佐賀	21.22	32.02	66.3	8.78	19.74	44.5	12.44	12.28	101.3
長崎	22.97	30.90	74.3	8.83	17.71	49.9	14.14	13.19	107.2
大分	21.16	30.28	69.9	8.82	17.73	49.7	12.34	12.55	98.3
宮崎	19.58	31.60	62.0	9.46	20.12	47.0	10.13	11.48	88.2
鹿児島	22.78	32.81	69.4	8.12	16.49	49.2	14.66	16.32	89.8
	23.16	31.56	73.4	8.89	17.12	51.9	14.27	14.44	98.8

備考 昭和31年は、第3表の実数に基き、同年10月1日推計人口(Ⅱ、第3表)によつて算出した人口1,000についての率である。昭和9—11年平均は、各年の内閣統計局「人口動態統計」による動態数および人口の3カ年合計数を用いて算出したもの。

第4表 (b) 死産、乳児死亡、婚姻および離婚

(%)

都道府県	死 産	乳児死亡	婚 姻	離 婚	都道府県	死 産	乳児死亡	婚 姻	離 婚
全 国	97.06	40.65	7.93	0.80	愛 知	97.68	38.96	8.01	0.69
北海道	99.87	37.28	8.52	0.92	三 重	89.27	40.02	7.82	0.62
青森	94.12	64.54	8.21	1.02	滋 賀	86.48	46.89	7.44	0.60
岩手	97.23	66.43	7.77	0.69	京 都	105.94	34.74	7.42	0.80
宮城	105.91	43.43	8.19	0.68	大 阪	123.85	33.16	8.51	0.92
秋田	95.77	52.07	8.09	0.85	神 岸	100.51	34.37	8.36	0.87
山形	105.87	48.39	7.79	0.73	奈 良	81.43	47.06	8.14	0.78
福島	93.57	49.18	7.68	0.71	和 歌	95.10	40.35	8.32	0.89
茨城	85.84	50.74	7.34	0.48	坂 取	137.40	38.49	7.52	0.81
栃木	83.22	40.24	7.41	0.62	島 根	105.25	42.10	7.14	0.67
群馬	99.30	41.15	7.18	0.68	岡 山	97.58	39.49	8.08	0.84
埼玉	85.33	50.44	7.34	0.55	鳥 口	91.59	38.95	7.85	1.00
千葉	88.46	50.99	7.38	0.59	山 口	106.57	38.53	7.65	1.03
東京	100.16	25.72	9.22	0.87	徳 岛	97.93	50.93	7.72	0.70
神奈	97.39	28.85	8.58	0.88	香 川	84.47	50.85	8.01	0.85
新潟	83.05	40.09	7.19	0.67	愛 媛	99.52	41.09	7.72	0.94
富山	89.49	59.17	7.75	0.77	高 知	87.13	49.33	8.01	1.21
石川	86.03	58.16	7.73	0.89	福 岡	112.56	36.50	7.87	1.02
福井	83.77	52.15	7.66	0.77	佐 賀	88.89	41.46	7.00	0.95
山梨	106.96	33.86	6.66	0.55	長 崎	95.26	39.98	7.02	0.95
長野	92.96	30.35	7.12	0.46	熊 本	95.84	39.16	7.23	0.78
岐阜	85.83	44.62	7.91	0.68	大 分	107.66	45.20	7.23	0.75
静岡	93.57	36.21	7.93	0.74	宮 崎	116.29	40.08	7.97	0.86
岡					鹿児島	64.19	35.76	7.15	0.81

死産率は出産 1,000, 乳児死亡率は出生 1,000, その他は人口 1,000 についての率で、第3表の実数に基き算出

第5表 都道府県別平均初婚年齢 (昭和30年)

(歳)

都道府県	戦後 の方法		戦前 の方法		都道府県	戦後 の方法		戦前 の方法	
	夫	妻	夫	妻		夫	妻	夫	妻
全 国	26.64	23.75	27.26	24.46	愛 知	26.50	23.38	27.14	24.18
北海道	26.53	23.33	27.27	24.04	三 重	26.10	23.21	26.75	24.06
青森	25.80	22.62	26.11	23.03	滋 賀	26.77	23.94	27.32	24.55
岩手	25.68	22.76	26.02	23.14	京 都	27.22	24.15	27.98	25.08
宮城	26.29	23.41	26.63	23.99	大 阪	27.26	24.10	28.20	25.22
秋田	25.93	22.78	26.29	23.17	神 岸	26.26	23.55	27.70	24.61
山形	25.74	23.39	26.12	23.81	奈 良	26.70	23.51	27.54	24.37
福島	25.71	23.32	26.26	23.94	和 歌	25.44	23.24	26.23	24.05
栃木	26.06	23.88	27.00	24.86	島 根	26.03	23.36	26.85	24.26
群馬	26.16	23.89	26.78	24.66	岡 山	25.65	22.88	26.73	24.03
埼玉	26.28	24.31	26.81	24.91	鳥 島	26.47	23.26	27.16	23.97
千葉	26.49	24.17	27.06	24.78	長 崎	26.81	23.30	27.43	24.00
東京	26.46	23.88	27.05	24.65	熊 本	25.29	22.63	26.11	23.50
神奈	28.07	24.89	28.66	25.58	大 分	25.73	22.95	26.63	23.89
新潟	27.55	24.56	28.09	25.14	宮 崎	26.19	23.21	26.92	24.06
富山	25.95	23.74	26.16	24.03	鹿児島	25.87	22.83	26.86	23.96
石川	25.60	22.12	26.00	22.56		26.64	23.72	27.36	24.49
福井	25.93	22.47	26.58	23.16		26.33	23.57	26.95	24.27
山梨	25.75	22.72	26.47	23.50		26.51	23.54	27.15	24.35
長野	27.46	24.93	27.97	25.59		26.28	23.57	26.99	24.35
岐阜	27.37	25.04	27.80	25.59		26.17	23.24	26.95	24.11
静岡	26.40	23.18	27.05	23.99		26.01	23.42	26.66	24.26
岡	26.35	23.46	26.79	24.03		26.62	24.02	27.33	24.93

備考 厚生省大臣官房統計調査部「昭和30年人口動態統計 上巻」昭和32年3月刊による。

戦前 の方法とは、昭和30年中に届出られた全婚姻について、戦前と同様届出時の年齢によつて算出したもの。戦後 の方法は、前年以前挙式のものを除きその年に挙式して、その年に届出されたもののみについて挙式時ににおける年齢によつて表章したもの。

第6表 女子の年齢別特殊出生率(昭和31年, 30年, 29年, 25年, 22年, 12年)

年齢	昭和31年			昭和30年	昭和29年	昭和25年	昭和22年	昭和12年
	女子人口	出生数	特殊出生率					
15	980,000	70	0.00007	0.00007	0.00013	0.00026	0.00039	0.00096
16	877,000	399	0.00045	0.00057	0.00068	0.00171	0.00182	0.00423
17	771,000	1,657	0.00215	0.00253	0.00257	0.00659	0.00731	0.01118
18	837,000	5,713	0.00683	0.00723	0.00800	0.01763	0.02146	0.02815
19	872,000	14,425	0.01654	0.01834	0.02013	0.04081	0.04544	0.05597
20	883,000	33,680	0.03814	0.04043	0.04441	0.07866	0.08710	0.10018
21	851,000	58,509	0.06875	0.07421	0.07870	0.12525	0.13028	0.14188
22	827,000	89,804	0.10859	0.11525	0.11484	0.16692	0.16810	0.18385
23	837,000	126,796	0.15149	0.15499	0.15665	0.20740	0.21781	0.21676
24	829,000	147,358	0.17775	0.18067	0.18033	0.23054	0.24274	0.23470
25	815,000	157,177	0.19286	0.19209	0.19532	0.23928	0.26253	0.24394
26	787,000	150,252	0.19092	0.19923	0.19196	0.24654	0.28036	0.25112
27	776,000	142,962	0.18423	0.18372	0.18606	0.23795	0.26014	0.24686
28	760,000	125,533	0.16518	0.17338	0.17318	0.23077	0.27512	0.23574
29	751,000	111,133	0.14798	0.15358	0.15976	0.22531	0.26632	0.23711
30	745,000	96,733	0.12984	0.13949	0.14938	0.19364	0.25791	0.21865
31	720,000	80,074	0.11121	0.12565	0.13216	0.19263	0.24599	0.22001
32	679,000	67,502	0.09941	0.11030	0.11933	0.17771	0.23653	0.20453
33	666,000	55,942	0.08400	0.09505	0.10792	0.16099	0.21899	0.20104
34	644,000	46,475	0.07217	0.08324	0.08453	0.14595	0.20703	0.18936
35	618,000	38,662	0.06256	0.06535	0.07935	0.13335	0.19352	0.17725
36	646,000	30,115	0.04662	0.05999	0.06656	0.11639	0.17187	0.16343
37	525,000	22,070	0.04204	0.04832	0.05550	0.10418	0.15531	0.15092
38	539,000	18,248	0.03386	0.03871	0.04528	0.08929	0.13677	0.14151
39	543,000	14,477	0.02666	0.03091	0.03677	0.07668	0.12032	0.12396
40	551,000	10,833	0.01966	0.02452	0.02742	0.06200	0.09431	0.10423
41	530,000	7,700	0.01453	0.01668	0.01988	0.04622	0.07472	0.08421
42	541,000	5,027	0.00929	0.01135	0.01310	0.03287	0.05325	0.06215
43	519,000	3,039	0.00586	0.00666	0.00816	0.01967	0.03550	0.04370
44	523,000	1,568	0.00300	0.00361	0.00448	0.01198	0.02131	0.02848
45	497,000	725	0.00146	0.00169	0.00213	0.00537	0.01179	0.01637
46	476,000	331	0.00070	0.00088	0.00102	0.00270	0.00606	0.00939
47	475,000	168	0.00035	0.00038	0.00055	0.00118	0.00332	0.00557
48	449,000	84	0.00019	0.00024	0.00023	0.00074	0.00224	0.00397
49	438,000	37	0.00008	0.00013	0.00015	0.00053	0.00192	0.00315
計	23,774,000	1,665,278	2.21542	2.35944	2.46662	3.62969	4.51558	4.34451
15—19	4,337,000	22,265	0.00513	0.00594	0.00643	0.01325	0.01487	0.01864
20—24	4,226,000	456,146	0.10794	0.11253	0.11404	0.16069	0.16662	0.17469
25—29	3,890,000	687,056	0.17662	0.18056	0.18161	0.23625	0.26864	0.24310
30—34	3,453,000	346,726	0.10041	0.11160	0.11915	0.17468	0.23352	0.20687
35—39	2,870,000	123,572	0.04306	0.04913	0.05656	0.10438	0.15652	0.15238
40—44	2,664,000	28,169	0.01057	0.01261	0.01492	0.03590	0.05667	0.06599
45—49	2,334,000	1,345	0.00058	0.00071	0.00087	0.00212	0.00527	0.00774

備考 出生率算出に用いた女子人口は、各年とも10月1日現在のもので、昭和22年、25年および30年は国勢調査（ただし昭和30年は1%抽出集計の結果）により、昭和12年、29年および31年は推計人口による。

出生数は、昭和12年は内閣統計局の「昭和12年人口動態統計」により、昭和22年以後は、厚生省大臣官房統計調査部の各年の「人口動態統計」による。ただし、母の年齢が15歳未満、50歳以上および不詳の出生数は、母の年齢15—49歳の各年齢の出生数により案分してこれに含められた。また、昭和12年の庶子は母の年齢が不明のため、母の年齢15—49歳の各年齢別嫡出子および私生子の数によって案分した。なお、昭和12年は沖縄を除いていない。

第7表 年次別、市部郡別自然死産および人工死産（昭和23年—32年）

年 次	実 数			率（出産 1,000 につき）			全死産中人工死産の占める割合 (%)
	総 数	自然死産	人工死産	総 数	自然死産	人工死産	
<b>全 国</b>							
昭和23	144,017	104,325	31,055	50.5	36.6	10.9	21.6
24	193,001	114,161	75,585	66.2	39.1	25.9	39.2
25	216,974	106,594	110,380	84.9	41.7	43.2	50.9
26	217,231	101,237	115,994	92.2	43.0	49.3	53.4
27	203,824	94,508	109,316	92.3	42.8	49.5	53.6
28	193,274	89,751	103,523	93.8	43.5	50.2	53.6
29	187,119	87,201	99,918	95.6	44.6	51.1	53.4
30	183,265	85,159	98,106	95.8	44.5	51.3	53.5
31	179,007	86,558	92,449	97.1	46.9	50.1	51.6
32	176,275	86,736	89,462	101.3	49.9	51.4	50.8
<b>市 部</b>							
昭和23	59,957	38,589	18,728	62.7	40.4	19.6	31.2
24	88,872	43,305	44,529	87.3	42.5	43.7	50.1
25	88,529	38,848	49,681	99.8	43.8	56.0	56.1
26	92,074	39,436	52,638	108.6	46.5	62.1	57.2
27	88,914	38,891	50,023	109.9	48.1	61.8	56.3
28	86,398	38,076	48,322	111.3	49.1	62.3	55.9
29	95,200	42,879	52,321	112.0	50.4	61.5	55.0
30	105,907	48,416	57,491	107.0	48.9	58.1	54.3
31	106,055	50,972	55,083	106.7	51.3	55.4	51.9
<b>郡 部</b>							
昭和23	84,060	65,736	12,327	44.3	34.6	6.5	14.7
24	104,129	70,856	31,056	54.8	37.3	16.4	29.8
25	128,318	67,642	60,676	77.0	40.6	36.4	47.3
26	125,039	61,699	63,342	83.0	40.9	42.0	50.7
27	114,828	55,543	59,285	82.0	39.7	42.3	51.6
28	106,802	51,613	55,189	83.1	40.2	42.9	51.7
29	91,852	44,262	47,590	83.2	40.0	43.0	51.8
30	77,304	36,702	40,602	83.7	39.7	44.0	52.5
31	72,871	35,521	37,350	85.7	41.8	43.9	51.3

備考 昭和23, 24年は概数であり、また事件発生地によつて表章されている。昭和25年以降は住所地による。

自然死産と人工死産の合計が総数に合わないのは不詳があるため。

厚生省大臣官房統計調査部「昭和31年人口動態統計上巻」昭和33年3月刊による。なお、全国のみその後発表された昭和32年の概数をつけ加えた。

第8表 年次別、妊娠月数別人工妊娠中絶および男女別優生手術実施数（昭和24年—31年）

年 次	人 工 妊 娠 中 絶 数					優 生 手 術 数		
	総 数	妊娠4月 >	4 — 5月	6 月 ≤	月数不詳	総 数	男	女
<b>実 数</b>								
昭和24	101,601	70,233	19,719	10,806	843	5,752	68	5,684
25	320,150	239,928	50,679	28,643	900	11,403	130	11,273
26	458,757	363,486	60,881	33,758	632	16,233	239	15,994
27	798,193	689,494	69,758	38,213	728	22,424	389	22,035
28	1,068,066	962,281	70,535	34,857	393	32,552	641	31,911
29	1,143,059	1,042,910	67,783	31,955	411	38,056	957	37,099
30	1,170,143	1,073,324	65,900	30,452	467	43,255	1,528	41,727
31	1,159,288	1,069,246	62,175	27,463	404	44,485	1,774	42,711
<b>割 合</b>								
昭和24	100.0	69.1	19.4	10.6	0.8	100.0	1.2	98.8
25	100.0	74.9	15.8	8.9	0.3	100.0	1.1	98.9
26	100.0	79.2	13.3	7.4	0.1	100.0	1.5	98.5
27	100.0	86.4	8.7	4.8	0.1	100.0	1.7	98.3
28	100.0	90.1	6.6	3.3	0.0	100.0	2.0	98.1
29	100.0	91.2	5.9	2.8	0.0	100.0	2.5	97.5
30	100.0	91.7	5.6	2.6	0.0	100.0	3.5	96.5
31	100.0	92.2	5.4	2.4	0.0	100.0	4.0	96.0

備考 厚生省大臣官房統計調査部「衛生年報」の各年分により、優生保護法による実施数。

第9表 男女、年齢(5歳階級)別死亡率(昭和31年、30年、25年および5年)

年齢階級	昭和31年						昭和30年		
	死 亡 数			死 亡 率			総 数	男	女
	総 数	男	女	総 数	男	女			
総 数	724,460	381,395	343,065	802.6	859.9	747.3	776.8	833.0	722.6
0	67,691	37,309	30,382	4,125.0	4,436.3	3,797.8	3,995.2	4,261.4	3,715.1
1	8,967	4,703	4,264	528.7	539.3	517.5	570.2	591.7	548.0
2	7,206	3,844	3,362	421.9	438.8	404.1	443.2	457.6	428.0
3	5,987	3,133	2,854	329.0	335.8	321.4	355.4	366.1	344.2
4	5,014	2,635	2,379	257.8	264.8	250.4	276.0	275.0	277.1
0—4	94,865	51,624	43,241	1,076.8	1,142.9	1,007.2	1,067.9	1,125.7	1,007.1
5—9	13,610	7,744	5,866	117.0	130.6	102.8	128.4	144.7	111.4
10—14	5,704	3,210	2,494	62.4	69.3	55.3	68.3	74.4	62.0
15—19	10,437	6,082	4,355	119.5	138.2	100.4	128.7	149.0	108.2
20—24	18,638	10,954	7,684	220.2	258.6	181.8	232.8	272.5	198.1
25—29	18,422	10,344	8,078	238.1	269.0	207.7	255.0	285.3	225.2
30—34	16,655	8,277	8,378	256.9	273.3	242.6	271.6	293.0	253.6
35—39	16,165	8,075	8,090	310.6	345.8	281.9	319.4	342.9	299.9
40—44	20,393	10,778	9,615	407.4	460.2	360.9	419.3	466.3	377.5
45—49	27,538	15,564	11,974	609.1	711.3	513.0	620.9	716.7	528.9
50—54	36,610	21,758	14,852	959.6	1,138.6	779.6	934.5	1,099.6	768.5
55—59	48,190	29,271	18,919	1,459.9	1,767.6	1,149.4	1,414.1	1,701.1	1,125.4
60—64	59,151	35,678	23,473	2,290.0	2,811.5	1,786.4	2,239.5	2,739.7	1,757.4
65—69	73,998	42,139	31,859	3,712.9	4,511.7	3,011.2	3,609.9	4,414.6	2,906.2
70—74	85,030	44,108	40,922	6,152.7	7,488.6	5,160.4	5,723.3	6,969.3	4,802.8
75—79	85,913	40,146	45,767	9,514.2	11,340.7	8,336.4	8,779.4	10,427.0	7,722.3
80≤	93,110	35,617	57,493	17,021.9	18,845.0	16,104.5	15,590.8	17,155.2	14,766.5
不詳	31	26	5	—	—	—	—	—	—

年齢階級	昭和25年			昭和10年			昭和5年		
	総 数	男	女	総 数	男	女	総 数	男	女
	総 数	男	女	総 数	男	女	総 数	男	女
総 数	1,087.6	1,144.5	1,032.8	1,678.3	1,737.9	1,618.4	1,818.5	1,865.9	1,770.5
0	6,067.2	6,449.7	5,668.3	11,546.7	12,381.1	10,689.8	13,333.1	14,298.2	12,348.2
1	1,417.0	1,403.8	1,430.8	3,682.0	3,758.6	3,603.8	3,901.6	3,981.5	3,820.5
2	974.4	985.5	962.9	2,019.7	2,041.3	1,997.7	2,044.0	2,052.4	2,035.5
3	652.8	656.6	648.7	1,336.3	1,328.5	1,344.3	1,334.7	1,313.7	1,356.0
4	464.7	463.8	465.7	913.3	902.9	924.0	897.5	864.9	930.6
0—4	1,989.2	2,068.5	1,906.6	4,082.0	4,285.4	3,874.1	4,499.9	4,720.5	4,275.6
5—9	207.7	219.4	195.6	394.3	395.0	393.5	423.6	412.1	435.2
10—14	117.4	114.7	120.1	298.9	254.0	344.7	322.0	270.8	374.2
15—19	247.7	246.8	248.6	752.4	700.2	805.6	796.9	730.8	865.0
20—24	464.3	486.3	442.7	932.0	935.9	928.0	958.5	913.6	1,005.2
25—29	532.0	563.1	505.9	813.5	804.8	822.4	833.0	778.6	890.4
30—34	507.8	531.3	488.2	749.4	714.4	786.5	776.7	702.8	855.7
35—39	558.1	594.7	525.6	791.9	756.6	829.9	848.5	787.3	914.4
40—44	654.3	713.0	597.8	921.7	955.0	885.8	994.8	1,016.7	971.5
45—49	847.0	948.3	744.1	1,184.4	1,345.9	1,015.1	1,251.9	1,428.9	1,074.2
50—54	1,191.6	1,355.7	1,022.6	1,647.2	1,952.3	1,347.0	1,687.9	2,005.6	1,371.9
55—59	1,761.9	2,082.2	1,439.8	2,295.1	2,808.7	1,804.7	2,366.0	2,875.3	1,876.1
60—64	2,663.0	3,156.9	2,204.1	3,238.3	3,971.5	2,574.3	4,221.2	5,108.2	3,435.0
65—69	4,281.7	5,155.5	3,568.2	5,088.5	6,262.5	4,109.4	—	—	—
70—74	6,561.2	7,851.1	5,621.1	9,075.6	10,586.0	7,979.7	9,567.5	11,137.5	8,409.0
75—79	9,779.7	11,443.8	8,713.9	18,966.3	21,093.6	17,839.1	19,821.5	22,338.8	18,465.0
80≤	17,964.1	20,181.6	16,847.0	—	—	—	—	—	—

備考 各年齢階級別人口10万についての率。昭和31年は、厚生省大臣官房統計調査部「昭和31年人口動態統計上巻」昭和33年3月刊による。ただし死亡率は総理府統計局の推計人口改訂値によつて新たに算出、他の各年もそれぞれの「人口動態統計」による死亡数および「国勢調査報告」による人口によつて算出したもの。昭和10年および5年は沖縄を除いてある。

第10表 年次別特定死因別死亡(明治33年—昭和32年) (1) 実数

年次	中枢神経系の血管損傷	悪性新生物	老衰	心臓の疾患	全結核	肺炎新生児(肺炎を含む)	不慮の事故	胃炎・十二指腸炎・腸炎および大腸炎(新生児を含む)	自殺	脳炎およびネフローゼ	気管支炎
明治33	69,498	20,242	56,768	...	70,872	44,609	...	58,012	5,857	12,979	53,911
34	74,970	22,040	48,509	...	75,637	49,166	...	55,316	7,835	13,803	51,599
35	74,702	24,496	52,104	...	81,744	53,140	...	54,314	8,049	15,511	51,216
36	73,718	25,445	55,917	...	84,415	48,256	...	49,877	8,803	17,585	49,341
37	77,402	25,868	62,427	...	86,440	51,789	...	54,398	8,951	18,452	52,606
38	75,946	26,527	64,536	...	95,171	59,516	...	63,275	8,085	19,931	55,106
39	73,230	27,717	59,471	...	95,129	53,312	...	59,284	7,644	20,351	51,506
40	78,375	28,311	62,358	...	95,713	62,056	...	68,076	7,993	22,420	57,521
41	73,535	30,266	58,570	...	97,958	65,730	...	67,459	8,309	23,830	56,483
42	65,589	32,325	61,831	32,397	112,545	70,270	21,215	102,630	9,126	26,756	59,212
43	62,845	32,560	58,468	31,810	112,081	69,364	21,870	102,983	9,362	26,347	58,617
44	65,087	33,708	56,230	31,393	109,602	69,156	22,664	103,445	9,363	28,656	54,356
大正元	67,045	33,998	57,175	31,051	113,092	73,307	23,742	100,122	9,466	30,610	53,779
2	66,326	35,254	56,060	30,905	109,580	79,616	22,206	97,958	10,351	32,279	51,534
3	68,120	36,447	60,816	32,298	112,201	82,779	25,359	116,478	10,890	37,909	52,390
4	67,480	37,296	58,706	33,413	114,770	85,213	24,190	116,474	10,137	38,693	51,419
5	73,443	38,855	67,794	36,893	120,561	98,652	23,736	124,563	9,585	44,092	58,774
6	77,529	38,845	70,870	37,698	123,479	98,399	26,716	128,244	9,235	47,593	56,731
7	85,742	40,030	81,289	44,585	139,481	203,843	26,942	143,703	10,083	56,999	64,735
8	84,051	38,924	68,637	34,310	131,264	149,793	24,978	135,195	9,909	51,453	51,749
9	87,860	40,102	72,645	35,401	123,988	173,244	25,944	141,992	10,614	54,941	52,296
10	90,194	40,351	74,927	37,279	119,526	112,594	24,294	153,126	11,337	59,320	51,799
11	91,087	40,578	75,206	37,145	124,328	111,699	25,338	151,990	11,520	60,409	51,500
12	94,258	41,587	75,763	41,989	117,036	118,396	71,166	163,660	11,467	62,046	35,942
13	102,440	41,058	73,155	40,485	112,938	122,331	25,557	150,134	11,244	61,657	35,553
14	95,948	41,505	69,223	39,731	114,650	127,547	24,779	140,385	12,229	59,353	35,253
昭和元	98,315	42,333	66,799	37,796	111,728	107,035	25,414	139,478	12,461	59,110	31,066
2	101,300	42,627	73,835	38,786	118,112	118,915	29,102	148,171	12,817	59,554	33,041
3	102,547	44,267	76,522	39,711	118,377	124,706	25,824	144,962	13,012	62,421	32,416
4	108,014	43,492	78,373	41,342	122,221	119,860	26,412	154,993	12,718	64,930	31,599
5	104,540	44,687	75,755	40,956	118,345	100,071	26,054	140,946	13,919	62,910	27,713
6	106,976	44,306	84,774	41,697	120,629	128,352	25,055	138,409	14,322	63,790	30,122
7	106,947	45,030	76,736	38,784	118,023	111,644	26,532	135,761	14,725	60,899	27,370
8	110,441	46,606	82,452	39,897	125,492	105,163	29,817	129,202	14,780	59,538	25,167
9	114,192	47,732	86,529	42,283	130,262	122,980	31,680	126,357	14,525	59,059	26,796
10	114,268	48,856	78,421	39,628	130,763	104,061	28,721	110,599	14,141	55,510	23,954
11	117,847	48,989	90,990	42,650	143,855	111,053	29,928	119,343	15,394	57,239	25,844
12	118,456	50,419	84,024	42,569	143,424	107,162	29,951	118,460	14,270	55,843	23,760
13	126,540	50,218	97,921	47,192	147,685	117,162	31,483	115,455	12,190	61,535	25,855
14	130,496	50,898	94,496	47,166	153,209	130,246	29,109	111,232	10,766	58,314	24,814
15	127,523	50,676	89,023	45,275	152,019	109,620	28,147	106,889	9,851	54,142	22,331
16	124,786	51,688	89,333	42,280	153,250	103,060	28,573	95,353	9,688	49,425	21,855
17	125,001	52,693	95,436	43,255	160,398	105,110	30,959	95,648	9,363	50,598	22,212
18	120,985	52,678	99,636	45,428	171,473	115,494	33,476	105,811	8,784	49,708	23,268
22	101,095	53,047	78,953	48,575	146,241	101,601	38,471	101,454	12,262	45,017	34,923
23	94,329	55,677	64,074	49,046	143,909	52,979	38,960	83,264	12,753	36,561	25,932
24	100,278	58,769	66,191	52,763	138,113	56,213	34,259	71,546	14,204	33,707	25,599
25	105,728	64,428	58,412	53,377	121,769	54,169	32,850	68,540	16,311	26,978	23,396
26	105,858	66,354	59,796	53,750	93,307	50,612	31,968	57,214	15,415	24,701	18,943
27	110,359	69,488	59,514	52,603	70,558	42,880	31,215	45,552	15,776	22,108	14,706
28	116,351	71,578	67,514	56,477	57,849	46,703	34,236	40,139	17,731	20,160	15,388
29	116,925	75,309	61,334	53,128	55,124	37,719	34,812	34,436	20,635	19,511	10,537
30	121,504	77,721	59,932	54,351	46,735	34,309	33,265	28,289	22,477	19,122	8,845
31	133,931	81,879	68,414	59,543	43,874	34,870	33,258	27,077	22,107	19,459	8,813
32	137,983	83,029	73,229	66,123	42,652	43,593	34,367	23,365	21,790	19,488	10,165

備考 厚生省大臣官房統計調査部「昭和31年人口動態統計」昭和33年3月刊による確定数。ただし、昭和32年は「人口動態統計毎月概要年計分」による。なお、昭和18年以前は沖繩を除いてある。

第11表 年次別特定死因別死亡（明治33年—昭和32年）(2) 率

年次	中枢神経 系の血管 損傷	悪性 新生物	老衰	心臓の 疾患	結核	肺炎 新生児 (肺炎を 含む)	不慮の 事故	胃炎・十二 指腸炎・腸 炎および大 腸炎(新生 児を含む)	自殺	脳炎およ びネフロ ーゼ	気管 支炎
明治33	156.6	45.6	127.9	...	159.7	100.5	...	130.7	13.2	29.3	121.5
34	166.8	49.0	107.9	...	168.3	109.4	...	123.1	17.4	30.7	114.8
35	164.1	53.8	114.5	...	179.6	116.7	...	119.3	17.7	34.1	112.5
36	159.9	55.2	121.3	...	183.0	104.6	...	108.2	19.1	38.1	107.0
37	166.0	55.5	133.9	...	185.4	111.1	...	116.7	19.2	39.6	112.8
38	161.0	56.2	136.8	...	201.8	126.2	...	134.2	17.1	42.3	116.8
39	153.5	58.1	124.7	...	199.4	111.8	...	124.3	16.0	42.7	108.0
40	162.4	58.7	129.2	...	198.4	128.6	...	141.1	16.6	46.5	119.2
41	150.6	62.0	120.0	...	200.6	134.6	...	138.2	17.0	48.8	115.7
42	132.8	65.4	125.2	65.9	227.8	142.2	42.9	207.8	18.5	54.2	119.9
43	125.7	65.1	116.9	63.6	224.2	138.7	43.7	206.0	18.7	52.7	117.2
44	127.8	66.2	110.4	61.7	215.2	135.8	44.5	203.2	18.4	56.3	106.8
大正元	129.8	65.8	110.7	60.1	219.0	141.9	46.0	193.9	18.3	59.3	104.1
2	126.6	67.3	107.0	59.0	209.2	152.0	42.4	187.0	19.8	61.6	98.4
3	128.2	68.6	114.5	60.8	211.2	155.8	47.7	219.2	20.5	71.3	98.6
4	125.2	69.2	108.9	62.0	212.9	158.1	44.9	216.1	18.8	71.8	95.4
5	134.3	71.1	124.0	67.5	220.5	180.4	43.4	227.8	17.5	80.6	107.5
6	139.8	70.0	127.8	68.0	222.6	177.4	48.2	231.2	16.6	85.8	102.3
7	155.6	72.7	147.6	80.9	253.2	370.0	48.9	260.9	18.3	103.5	117.5
8	151.0	69.9	123.3	61.6	235.8	269.1	44.9	242.8	17.8	92.4	93.0
9	158.6	72.4	131.1	63.9	223.8	312.8	46.8	256.3	19.2	99.2	94.4
10	160.7	71.9	133.5	66.4	213.0	200.6	43.3	272.9	20.2	105.7	92.3
11	160.3	71.4	132.3	65.4	218.8	196.5	44.6	267.4	20.3	106.3	90.6
12	163.8	72.3	131.6	73.0	203.4	205.7	123.7	284.4	19.9	107.8	62.5
13	175.7	70.4	125.5	69.4	193.7	209.8	43.8	257.5	19.3	105.8	61.0
14	162.1	70.1	117.0	67.1	193.7	215.5	41.9	237.2	20.7	100.3	59.6
昭和元	163.4	70.3	111.0	62.8	185.7	177.9	42.2	231.8	20.7	98.2	51.6
2	165.8	69.8	120.8	63.5	193.3	194.6	47.6	242.5	21.0	97.5	54.1
3	165.3	71.3	123.3	64.0	190.8	201.0	41.6	233.6	21.0	100.6	52.2
4	171.6	69.1	124.5	65.7	194.2	190.5	42.0	246.3	20.2	103.2	50.2
5	163.7	70.0	118.6	64.1	185.3	156.7	40.8	220.7	21.8	98.5	43.4
6	165.0	68.4	130.8	64.3	186.1	198.0	38.7	213.5	22.1	98.4	46.5
7	162.5	68.4	116.6	58.9	179.4	169.7	40.3	206.3	22.4	92.6	41.6
8	165.4	69.8	123.4	59.7	187.9	157.5	44.6	193.4	22.1	89.1	37.7
9	168.7	70.5	127.9	62.5	192.5	181.7	46.8	186.7	21.5	87.3	39.6
10	166.4	71.2	114.2	57.7	190.4	151.6	41.8	161.1	20.6	80.8	34.9
11	169.3	70.4	130.8	61.3	206.7	159.6	43.0	171.5	22.1	82.3	37.1
12	168.4	71.7	119.4	60.5	203.8	152.3	42.6	168.4	20.3	79.4	33.8
13	179.3	71.1	138.7	66.9	209.2	166.0	44.6	163.6	17.3	87.2	36.6
14	184.0	71.8	133.2	66.5	216.0	183.6	41.0	156.8	15.2	82.2	35.0
15	175.8	69.9	122.7	62.4	209.6	151.1	38.9	147.4	13.6	74.6	30.8
16	171.5	71.0	122.8	58.1	210.7	141.7	39.3	131.1	13.3	67.9	30.0
17	170.2	71.7	129.9	58.9	218.4	143.1	42.1	130.2	12.7	68.9	30.2
18	163.5	71.2	134.7	61.4	231.8	157.5	45.3	143.0	11.9	67.2	31.5
22	129.4	67.9	101.1	62.2	187.2	130.1	49.3	129.9	15.7	57.6	44.7
23	117.9	69.6	80.1	61.3	179.9	66.2	48.7	104.1	15.9	45.7	32.4
24	122.6	71.8	80.9	64.5	168.8	68.7	41.9	87.5	17.4	41.2	31.3
25	127.1	77.4	70.2	64.2	146.4	65.1	39.5	82.4	19.6	32.4	28.1
26	125.2	78.5	70.7	63.6	110.3	59.8	37.8	67.7	18.2	29.2	22.4
27	128.5	80.9	69.3	61.3	82.2	49.9	36.4	53.1	18.4	25.8	17.1
28	133.7	82.2	77.6	64.9	66.5	53.7	39.3	46.1	20.4	23.2	17.7
29	132.4	85.3	69.5	60.2	62.4	42.7	39.4	39.0	23.4	22.1	11.9
30	136.1	87.1	67.1	60.9	52.3	38.4	37.3	31.7	25.2	21.4	9.9
31	148.4	90.7	75.8	66.0	48.6	38.6	36.8	30.0	24.5	21.6	9.8
32	151.5	91.2	80.4	72.6	46.8	47.9	37.7	25.7	23.9	21.4	11.2

備考 第10表の実数に基き算出した各年の人口10万についてのもの。